

令和5年 第1回定例会

青木村議会会議録

令和5年3月8日 開会

令和5年3月17日 閉会

青木村議会

令和5年第1回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月8日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○議案第1号の上程、説明	13
○議案第2号の上程、説明	14
○議案第3号の上程、説明	16
○議案第4号の上程、説明	16
○議案第5号の上程、説明	17
○議案第6号の上程、説明	18
○議案第7号の上程、説明	29
○議案第8号の上程、説明	56
○議案第9号の上程、説明	58
○議案第10号の上程、説明	62
○議案第11号の上程、説明	63
○議案第12号の上程、説明	67
○発議第1号の上程、説明	70
○発議第2号の上程、説明	71
○発議第3号の上程、説明	71
○陳情第1号の上程、説明	72
○令和5年度青木村社会福祉協議会会計予算の報告	74
○散会の宣告	76

第 2 号 (3月10日)

○議事日程	7 7
○出席議員	7 7
○欠席議員	7 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 7
○事務局職員出席者	7 8
○開議の宣告	7 9
○議事日程の報告	7 9
○一般質問	7 9
沓掛計三君	8 0
坂井弘君	9 1
松本淳英君	1 1 7
塩澤敏樹君	1 2 8
平林幸一君	1 4 1
松澤正登君	1 5 5
宮入隆通君	1 6 9
○総括質疑	1 7 8
○委員会付託	1 7 9
○散会の宣告	1 8 0

第 3 号 (3月17日)

○議事日程	1 8 1
○出席議員	1 8 1
○欠席議員	1 8 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8 2
○事務局職員出席者	1 8 3
○開議の宣告	1 8 4
○議事日程の報告	1 8 4
○委員長審査報告	1 8 4

○議案第1号の質疑、討論、採決	187
○議案第2号の質疑、討論、採決	188
○議案第3号の質疑、討論、採決	189
○議案第4号の質疑、討論、採決	190
○議案第5号の質疑、討論、採決	190
○議案第6号の質疑、討論、採決	191
○議案第7号の質疑、討論、採決	198
○議案第8号の質疑、討論、採決	200
○議案第9号の質疑、討論、採決	202
○議案第10号の質疑、討論、採決	203
○議案第11号の質疑、討論、採決	203
○議案第12号の質疑、討論、採決	204
○発議第1号の質疑、討論、採決	205
○発議第2号の質疑、討論、採決	205
○発議第3号の質疑、討論、採決	206
○陳情第1号の質疑、討論、採決	207
○閉会の宣告	207
○署名議員	209

令和 5 年 3 月 8 日（水曜日）

（第 1 号）

令和5年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年3月8日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第 1号 青木村特別会計条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて
- 日程第 7 議案第 5号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 8 議案第 6号 令和4年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 7号 令和5年度青木村一般会計予算について
- 日程第10 議案第 8号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第 9号 令和5年度青木村介護保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第10号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第11号 令和5年度青木村簡易水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第12号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について
- 日程第15 発議第 1号 青木村議会政務活動費の交付に関する条例について
- 日程第16 発議第 2号 青木村議会の個人情報保護に関する条例について
- 日程第17 発議第 3号 青木村議会基本条例及び青木村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 陳情第 1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
- 日程第19 一般質問

出席議員（10名）

1番	松本淳英君	2番	塩澤敏樹君
3番	平林幸一君	4番	宮入隆通君
5番	坂井弘君	6番	松澤正登君
7番	金井とも子君	8番	宮下壽章君
9番	沓掛計三君	10番	居鶴貞美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	奈良本安秀君
建設農林課長	稲垣和美君	保育園長	成沢亮子君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小林宏記君	代表監査委員	内藤賢二君

事務局職員出席者

事務局長	片田幸男	事務局員	小林宏記
------	------	------	------

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（金井とも子君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第1回青木村議会定例会を開催します。

今定例会開催に当たり、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、換気のためドアの常時開放、マスク着用、皆さんの座席の間隔を空け、職員も最少人数の出席として行います。

10日の一般質問につきまして、特に時間短縮、傍聴制限はいたしません。感染防止に当たり、質疑・答弁共に要点を得た明瞭簡潔な内容となるよう御協力をお願いいたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（金井とも子君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、松本淳英議員、5番、坂井弘議員を指名します。

◎会期決定

○議長（金井とも子君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

去る3月1日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日8日から20日までの13日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月20日までの13日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙、日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日8日開会、議案説明のみで散会といたします。9日は議案審査のため休会、10日金曜

日は一般質問と令和5年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算についての総括質疑と委員会付託、11日と12日は休日のため休会、13日月曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、14日火曜日は社会文教委員会の委員会審議、15日、16日は議案審査のため休会、17日金曜日は委員長報告・審議・採決、18日、19日は休日のため休会、20日月曜日は審議・採決といたします。

◎村長挨拶

○議長（金井とも子君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第1回青木村議会3月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方には御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

日頃、議員の皆さんには、村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の大流行、そして、ロシアによるウクライナ侵攻や急速に進展する円安による物価高、エネルギー危機などの影響で、世界の経済や国際秩序の環境は、今や歴史的難局に直面をしております。

特に、2月24日で1年となりましたロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会において第二次世界大戦後、最も深刻な危機をもたらしております。石油、天然ガス等のエネルギー資源、小麦、大豆、食用油など食料品の値上げは私たちの生活に重大な影響を及ぼしも、さらに東南アジア地域の安全保障問題へも大きく波及しております。一日も早い終戦と平和を祈りたいと思います。

昨年10月中旬以降から感染拡大局面に入った新型コロナウイルス感染症の第8波につきましては、1日当たりの新規陽性者数が全県で4,000人を超え、確保病床使用率も70%を超えるなど、過去最高を記録し、その後、1月まで高止まり傾向が続いておりました。

この間、青木村におきましては、オミクロン株対応ワクチン接種の促進、抗原検査キットの無料配布等、感染拡大防止に取り組んでまいりました。特に、人の移動が多くなり新規陽性者数が拡大する年末年始の時期におきましては、不安を持つ多くの村民に抗原検査キット

の配布を行ってまいりました。

感染警戒レベルにつきましては、上田地域は11月4日にレベル5になってから、年明け以降、徐々にレベルは下がりました、2月21日には、5段階ある感染警戒レベルの中で最も低い小康期のレベルまで低下するなど、新規陽性者数は減少傾向が続いております。

一方、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染防止上の位置づけを2類から季節性インフルエンザと同等の5類に移行するとの政府方針が出されました。今後、国におきまして、引下げに当たっての具体的な対応方針が示されることとなりますが、村といたしましても、国・県の動向等を踏まえ、村民の皆さんの暮らしと社会経済活動を維持するために、引き続き必要な感染対策等に取り組んでまいります。

今年度、国の地方創生臨時交付金を活用して実施いたしておりますコロナ対策事業は、事業費約1億8,000万円で17事業に取組を行っております。

主なものは、物価高騰の状況から、村民の皆さんの生活を支援するため、全村民に向けて生活応援券5,000円分を2回配布させていただきました。その事業費は約5,500万円、そして、保小中学校の給食費の無償化で約3,300万円、保育園未満児の保育室の増築に約3,800万円、その他、物価の高騰や原油、ガス、電気などが高騰する中、農業、商工業、温泉施設管理者の皆さんへ、事業を継続するための支援を重点的に実施しました。

さて、令和5年度当初予算編成の過程で、緊急に村民の皆さんのために実施しなければならない事業や、将来に向けて種をまいておきたい事業などを考慮しながら、歳出と歳入の乖離に悩み、今回も大いに苦労したところでございます。加えまして、4年目に入ります新型コロナウイルス対応や、その対策費として、貴重な財源でございました国からの地方創生臨時交付金の見通しが全く立たないことから、大変厳しい予算編成となりました。

令和5年度の予算編成に当たりまして、コロナを正しく知り、正しく恐れながら、基本的にはコロナ以前の3年前に戻り、各種の事業やイベントを実施したいと考えました。イベントなどたくさんの人の集まる事業は、コロナの感染状況を見ながら、直前に縮小・延期・中止などの判断を行います。

また、議会や住民の皆さんからの要望の強かった事業を幾つか新規事業として積極的に組み入れ予算編成を行いました。コロナ対策費は、地方創生臨時交付金を含めて国の対応が不明でありますので、内示の状況を見ながら必要な対応をさせていただくことにいたしました。

今回の予算編成の特記事項について申し上げます。

中でも、最も苦慮した点は、小・中学校及び保育園の給食費についてであります。

議員の皆さんと次年度予算等につきまして意見交換をさせていただいた際、全議員の皆さんから、学校及び保育園の給食費無償化継続の大変強い御要請をいただきました。令和2年度から今年度までは、国からコロナ対策として交付されました地方創生臨時交付金を充て実施してまいりましたが、来年度の令和5年度はその見通しが立ちません。給食費無償化は、特にコロナ禍の中、保護者の皆さんの経済的・時間的負担の軽減はもとより、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進など、多くの効果があります。

時あたかも岸田総理は、1月4日の年頭記者会見で、来年度の重点政策として、異次元の少子化対策に挑戦すると表明、また、東京都は、来年度から18歳までの子供に月額5,000円を給付する方針を明らかにするなど、少子化対策は国を挙げての喫緊の重要課題でございます。

昨年度の青木村の合計特殊出生率は1.70で、全国平均の1.30を大きく上回るものでございます。これは、保育料の低減化や医療費補助制度、きめ細かな保小中一貫教育など、村の子育て支援対策や企業誘致など、若者定住促進の総合的な政策の効果が現れたのではないかと思います。少子化対策は、女性の就業支援、若年層が結婚・出産・育児・教育に前向きな気持ちになれるよう、環境整備など、より一層の充実が必要となっております。

給食費無償化は全議員の皆さんの要請でありましたので、今回の予算編成の中では最優先で予算化をいたしました。

もう一点、議員の皆さんから提言、要望を受けまして、政務活動費につきまして予算を計上させていただきました。政務活動費は地方議員の調査活動基盤の充実、強化を図る観点から、平成12年の地方自治法の改正によりまして政務調査費として制度化され、平成25年に現在の名称に改められました。金額につきましては、議員の皆さんと相談させていただく中、月額8,000円を計上させていただきました。

日頃から、議員の皆さんには地域、村民に根差した活動を行っていただいているところがありますので、調査研究、広報・広聴、住民相談、各種研修会への参加等、活用の場面は幅広く想定されますので、今まで以上に村政の課題や村民の意思の把握に努めていただきまして、村政に対する政策・提言をお願い申し上げます。

次に、高速情報通信システムの更新についてでございますが、情報通信サービス、放送サービスの供用開始から、この3月末で丸12年となります。各地区で運営していたテレビの共聴組合の施設の老朽化もありまして、旧有線放送電話のデジタル化や地上デジタル放送開始に合わせまして、総額約8億6,000万円を投じ、全村を光ファイバーで結びサービスを行っ

てきました。村の主要な情報伝達手段といたしまして活用していただいているところですが、時間が経過する中で、既に製造が終了し、故障した際、交換できないものもあり、今後どのような形で更新するか検討する時期を迎えております。

現在の情報サービスは、テレビ電話としての機能や、村・各地区からのお知らせをお伝える役目を担っておりますが、加入率は約8割と全戸加入ではないため、全ての村民の皆さんに情報が行き届かないこと、災害等で電気がストップした場合には使用できないことが大きな課題となっております。更新を検討するに当たりまして、現在の使用状況や課題を整理し、村民の皆さん緊急時に情報を受けられるより良いサービスを提供するため、議員の皆さんの参加をいただき、多くの声をお聞きしながら方向性を出してまいりたいと考えております。

全ての皆さんが同時に情報を受け取れる環境、情報弱者のいない情報伝達システムの実現を大前提といたしまして、時代の要請でありますDXを推進し、デジタル技術を有効に活用して、安心して快適な生活の支えとなるような行政サービスが提供できるよう、令和5年度に検討してまいります。

デジタル化の推進やSDGs、ゼロ・カーボンに向けた対応など、時代の要請でもありません新しい課題へも積極的に取り組んでまいります。

また、昨年11月に現地を確認しながら各地区からいただいております道路や水路等、277か所の要望につきましては、既に今年度予算で実施した箇所もありますが、緊急性の高いものから来年度予算の中で対応してまいります。

次に、上田地域広域連合の主な業務の内容や当面の課題や現状について報告いたします。

まず、第6次広域計画の策定についてでございますが、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする次期広域計画は、地域を取り巻く情勢の変化や実情を踏まえ策定を進めまして、昨年10月に完了いたしました。

次に、資源循環型施設建設についてでございますが、環境影響評価につきましては、昨年9月に2段階目となります方法書の手続が完了し、現在、大気や騒音、振動などの環境状況を把握する現地調査を行っております。本年9月頃を目途に現地調査を終了させ、その結果に基づきまして3段階目となります準備書の手続に着手する予定でございます。

資源循環型施設整備協議会についてでございますが、これまで7回開催し、施設の安全・安心及び地域のまちづくりについて定期的に協議を進めております。また、資源循環型施設建設対策連絡会との懇談につきましては、ごみの減量化の取組や環境影響評価の進捗状況な

どについて協議を行っております。

次に、地域医療対策についてでございますが、広域連合では、住み慣れた地域で安心して暮らせるための医療提供体制を維持するため、病院群輪番制の維持に努めております。コロナ禍の中、輪番制を担われております10病院と後方支援病院であります信州上田医療センターの皆様の大なる御尽力に対して深く感謝を申し上げます。医師等の確保につきましては、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする地域医療対策事業といたしまして、ふるさと基金を活用いたして、信州上田医療センター医療従事者確保事業や、病院群輪番制病院等の運営や救急搬送に対する補助を行っております。信州上田医療センターの医師数は、令和5年2月現在83人となりまして、前年同期の78人と比較いたしまして5人増え、病院群輪番制の後方支援としての救急医療体制の強化が着実に図られているものと捉えております。

また、看護師の安定的な確保につきましては、上田市医師会が運営いたします看護専門学校の学生に対する看護師修学資金支援事業への補助を行いまして、令和3年度末までの5年間で延べ47人の卒業生が上小医療圏の医療機関等に就職をしております。

救急搬送収容人員につきましては、今年1月末現在で8,122人、そのうち当医療圏において7,177人を収容いたしまして、その収容割合は88.4%となり、前年同期と比較いたしまして485人、1.3%の増加となっております。

来年度から、広域連合事務局へ地域医療対策課を新設いたしまして、関係市町村や医療機関、県等とともに上小医療圏域内の二次救急医療の現状や課題を共有いたしまして、連携をさらに強化してまいります。

次に、斎場について申し上げます。斎場利用区域の廃止及び見直しを行いまして、本年4月1日から実施しております。

次に、クリーンセンターについてでございますが、いずれの施設も、稼働から約30年以上が経過し老朽化が進んでおります。このことから、資源循環型施設が稼働するまでの間、施設・設備への負荷の軽減を図りながら、定期的に行っている精密機能検査を行いまして、効果的な修繕や改修を実施することにより、安全かつ安定した施設の運営と延命化に努めてまいります。

次に、介護保険、障害者介護給付費等について申し上げます。関係市町村が行う介護保険事務のうち、介護認定調査及び介護認定審査会の運営並びに障害者自立支援事務のうち、障害者介護給付費等審査会の運営を行っております。コロナ禍におきまして、介護の認定が遅れないよう、令和4年4月1日から審査会の委員がオンラインで出席できる体制を整えまし

て審査会を開催しております。

次に、広域消防について申し上げます。救急・救助業務につきまして、救急出動件数の増加と年々高まる住民ニーズに対応するため、今年度から、上田中央消防署に専従の救急隊を1隊配置いたしまして救急体制の強化を図っております。令和4年度の救急出動件数は1万475件で、前年と比較いたしまして994件増加し、過去最多の出動件数となりました。

また、新型コロナウイルスの対応につきましては、昨年7月頃からの第7波以降、急速な感染拡大による自宅療養中の傷病者からの救急要請が増加しておりますことから、上田保健福祉事務所及び医療機関との連携を密にして対応しているところでございます。

さて、2月21日に公表されました内閣府月例経済白書によりますと、2月は、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」とのことでございます。

続きまして、さきの12月定例議会以降の本日までの主な行政報告をさせていただきます。

1月2日に青木村成人式を挙行いたしまして、20歳となる32名の皆さんのお祝いをいたしました。式典では、お世話になった先生方や来賓の皆さんから御祝辞をいただきまして、新成人の代表からは、家族やふるさとへの感謝、新たな決意が述べられました。式典終了後は関係者のみで交流会を開催いたしまして、落ち着いた和やかな雰囲気の中、恩師やクラスメートとの久しぶりの再会を喜び合いました。

1月8日、青木村消防出初式を開催いたしました。3年ぶりとなります分列行進も行われ、消防団の日頃の訓練や活動の成果が披露されました。消防庁から貸与されました消防本部車も初参加するなど、大変頼もしく感じられた立派な出初式でございました。

1月12日、「しあわせ信州移動知事室」が青木村で開催されまして、阿部知事に五島慶太未来創造館を御視察いただきました。知事からは、慶太翁の顕彰活動が東急グループの協力をいただきながらしっかり行われていることがすばらしいとの評価をいただきました。

1月30日、ウェブ会議でございましたが、「千曲川流域治水サミット」が初開催されました。信濃川水系の流域治水を進めるため、関係する国・県・市町村長が参加いたしまして、実践事例や課題を共有いたしました。この会議の席上、私は、主伐採後の山林に植樹して育てる再生林を提案させていただきました。

2月10日、一般社団法人、日本公園緑地協会から発行されました2022年度公園管理運営士認定試験のテキストに、ふるさと公園あおきの運営管理が評価されまして、公園管理事例の優良事例4公園のうちの一つとして掲載されました。全国各地にある公園の中で特に評価

されたものでございます。

3月2日、「青年等就農計画認定書交付式」を行いました。この青年は、長野県農業大学校卒業後、信州うえだファーム、そして青木村で2年間研修を行っており、今後はミニトマト、アスパラの栽培をする予定です。今後の活躍を期待しております。

さて、次に、今年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

まず、総務企画課関係であります。一つとして、当郷押出口のバス停の改修工事は達成いたしました。参議院の選挙、そして県知事選挙も達成いたしました。災害対策費、これは主食等の備品購入であります。これも達成しております。行政手続のオンライン化によるシステムの構築、これは3月達成見込みでございます。

次に、税務会計課関係でございます。標準宅地評価の鑑定、これも達成いたしました。航空写真共同撮影、これも達成いたしました。地方税の共通納税システム対象税目の拡大、そしてQRコードの対応に向けた整備、これも達成しております。

次に、建設農林課関係について申し上げます。別荘の河川改修工事、これは達成をいたしました。次に、遊休荒廃農地対策事業、これも達成いたしました。次に、農地現地確認用タブレットの購入、これも達成しております。ライフラインの、これは支障木の伐採でございます。3月達成見込みでございます。タチアカネの補助金、これも3月達成の見込みでございます。次に、竹内製作所関連であります。当郷の北3号線、6号線の道路改良につきましては翌年度の繰越しをさせていただきます。柿ノ木水路も翌年度に繰越しをお願いしたいと思っております。

商工観光移住課関係ですが、プレミアム地域消費券、これも達成いたしました。原油の価格、それから物価高騰対策支援金も達成いたしております。次に、運輸事業者等の事業継続支援金、これも達成しております。次に、キャンプ場外灯のLED化、これも達成しております。村営住宅等の長寿命化計画、これは3月達成の見込みでございます。

住民福祉課関係でございます。証明書のコンビニ交付システム、達成いたしました。保健事業・介護予防の一体的事業、これも達成しております。住民税非課税世帯等の給付、これも達成しております。物価高騰の緊急支援、これも達成しております。生活困窮者世帯の緊急支援、これも達成しております。子育て世帯生活支援の特別給付金、これも達成しております。コロナウイルスの予防接種事業、これも達成しております。

次に、教育委員会関係でございます。特別支援学校の通学費補助、達成しております。里芋の環境整備の測量、これも終わっております。体育館のLED化、これも終わっており

ます。保育園のリズム室のLED化、これも終わっております。大法寺三重塔の防災施設整備事業の補助、これは翌年度に繰越しをいたします。図書館駐車場整備工事、翌年度に繰越しをさせていただきたいと思っております。文化会館空調設備工事、これも翌年度に繰越しをお願いしたいと思っております。

次に、簡易水道事業関係でございますが、五反田配水池の減圧弁交換工事、終わっております。岡石の配水管の布設替え工事、3月達成の見込みでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業関係でございますが、当郷の第2マンホールポンプの更新、これも終わっております。浄化センターのばっ気装置更新、これも終わっております。

次に、令和4年度一般会計補正予算（第5号）につきましてお願いを申し上げます。

歳入歳出に、それぞれ4,656万4,000円を追加いたしまして、総額を32億9,843万2,000円とします。各事業の確定等に伴う予算の増減、そして電気料金の高騰による公共施設の電気料金の増額補正等についてお願いをいたします。

主なものにつきまして、事業名、予算額、事業内容について申し上げます。

まず、福祉事業基金積立金でございますが、寄附金641万7,000円を積立てます。

次に、商工業振興奨励費128万2,000円、これは2件の工場の増でございます。

農地の工事請負費4,000万円、これは柿ノ木水路の改修に伴う増額をお願いいたします。

次に、道路の新設改良工事でございますが、これも、当郷の北3号・6号の道路改良に伴います2,200万円をお願いいたします。

橋梁維持費についてでございますが、老朽化しております橋梁3橋の補修をするため調査設計600万円をお願いいたします。

電気料金の高騰でございますが、役場ほか780万4,000円をお願いいたします。

次に、令和5年度当初予算案の概要について申し上げます。

一般会計28億8,700万円、特別会計12億2,260万円、公営企業会計7億1,749万8,000円をお願いをいたします。

主な事業について申し上げます。

総務企画課関係でございますが、政務活動費、これは新規でございます、議員活動に対する政務活動費として96万円、行政手続オンライン化対応、これも101万円、新規でございます。職員研修負担金（ドローン操作）これも新規で4万5,000円でございます。これは、研修、資格取得の推進をいたします。人材派遣制度、これも新規でございますが600万円をお願いいたします。地域活性化を図るため首都圏の企業からの派遣をお願いしております。

次に、住宅用太陽熱高度利用システム、これは温水器の補助を15万円お願いします。次に、Wi-Fi機器等の更新事業で、役場庁舎等に990万円、新規でお願いいたします。次に、地方創生臨時交付金2,447万4,000円でございますが、当初予算では歳入を見込んでおりませんが、交付があった際には、右に書いてあります事業に充当するために本科目に計上を2,447万4,000円させていただきます。県議会の選挙694万8,000円、消防団出動支援システム導入補助といたしまして、スマートフォンの連絡用アプリの補助46万2,000円を新規でお願いします。次に、災害対策費でございますが、非常食の購入に54万9,000円をお願いいたします。

次に、税務会計課関係でございますが、地方税の、これも新規でございますが、全国共通納付書による全国の銀行で納付できるほか、QRによる納付の拡充が図られます。72万6,000円でございます。

次に、農業関係でございますが、施設補助金140万円、これはブドウ棚を追加いたしました。新規でございます。②番、タチアカネの補助金600万円、産地交付金そばの減額の補填分でございます。それから、新規で147万円、これは販売農家の堆肥購入費用を補助するものでございます。次に、新規就農者育成総合対策交付金としまして150万円お願いしております。これは認定新規就農者に対する補助でございます。次に、環境保全型農業直接支払交付金、これも新規でございますが、有機農業に取り組む組織に対しまして補助60万円をお願いいたします。次に、林業振興費でございますが、電線の倒木による断線を防ぐため、危険木をあらかじめ伐採いたします250万円をお願いいたします。次に、新規でございますが、マツクイムシの感染木の早期発見のために200万円をお願いいたします。次に、⑧番でございますが、村道の村松国道北2号線の道路改良につきまして2,000万円のお願いをいたします。

次に、商工観光移住課関係ですが、地域消費券530万円をお願いします。これは、地域消費券の割引分を地域消費券加盟店に補助するものでございます。次に、道の駅関連でございますが、275万7,000円、これは防犯カメラの増設等でございます。次に、空き家解体工事補助金、新規でございますが、100万円で、空き家の解体に係る費用を補助いたします。次に、別荘関係でございますが、あおきの森別荘事業につきましては、特別会計から一般会計に移行するというところで1,670万5,000円をお願いいたします。

次に、住民福祉課関係についてお願いいたします。マイナンバーカード交付事務費として、普及を促進するため105万2,000円をお願いいたします。証明書コンビニ交付事業、これは新規でございますが、コンビニエンスストアで証明書の交付が受けられるようになります。

介護保険・老人保健福祉計画策定事業336万6,000円をお願いいたします。次に、乳幼児・児童医療給付金、これは新規でございますが、18歳までの医療費窓口負担分を無償化いたします。300万円をお願いいたします。次に、母子父子家庭医療給付金、これも新規でございますが、保護者医療費窓口負担分を無料化するという事で、50万円をお願いいたします。次に、出産・子育て応援交付金、新規でございますが、500万円をお願いいたします。母子手帳交付時に5万円、出産時に5万円を給付いたします。

次に、教育委員会関係。保育所費でございますが、128万7,000円、これは、施設内をLED化にするものでございます。新規でございます。次に小学校、これも新規でございますが、体育館のLED化540万7,000円をお願いいたします。次に、小学校トイレ改修、新規でございますが、547万8,000円、これは便器を洋式化するものでございます。次に、里芋の整備事業、これも新規でございますが、500万円をお願いいたしまして、排水処理整備工事を行います。図書館費でございますが、空調設備・照明設備の設計をする新規でございますが、150万5,000円をお願いいたします。次に図書館費でございますが、デジとしょ信州、これは新規でございますが2万5,000円、これは電子図書館が利用できるようになります。次に、武道館のLED化、新規でございますが、313万4,000円をお願いいたします。

次に、公営企業会計、簡易水道でございますが、滝川浄水場の空気配管・濁度計及び周辺配管や電気設備の更新を行うもので、3,080万円をお願いいたします。次に、1,760万円は、村松西洞の配水池の水位計・流量計の更新と、役場付近にございますポンプ室との通信ケーブルの更新を行うものでございます。下水道関係の96万8,000円は、当郷第1、殿戸第2マンホールポンプのオーバーホールを行うものでございます。次に、浄化センター内機器の改修でございますが、薬品ポンプ制御装置の交換、搬送汚泥ポンプのオーバーホールを行うために271万7,000円をお願いするものでございます。

以上、提案いたしました議案のうち主な内容について説明をさせていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井とも子君） 村長の挨拶が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第3、議案第1号 青木村特別会計条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号 青木村特別会計条例等の一部を改正する条例（案）

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

裏面を御覧ください。

概要の説明をさせていただきます。

特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充てるため一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けられる会計を言い、法律で設置が義務づけられているもの、条例を定めて設置するものに分けられます。別荘事業は、平成元年度から特別会計として設置しました。今後は、開発行為や土地売買等収益事業を行わないこと、道路や防災基盤等のインフラ整備費用は一般会計より支出していることから、令和5年3月31日をもって事業廃業として、令和5年4月1日より一般会計に移行するため、関係条例の改正を行うものです。

以上です。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第4、議案第2号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） お願いします。

議案第2号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

2枚おめぐりいただいて、概要のページで説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年来、立て続けに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準ほか2省令が交付されました。これは、以前に発生した幼稚園児の送迎用のバスの置き去り事件や、子供を取り巻く

安全への配慮に関する社会の要請等を受けてのものでございます。これら省令改正に伴いまして、放課後児童健全育成事業、それから、家庭的保育事業、特定教育・保育施設等のそれぞれの基準条例を整備するものであります。

まず、第1条の放課後育成設備運営基準条例の一部改正では、児童の安全確保に関する計画の策定について、それから、送迎用バス等の置き去り防止対策について、業務継続計画の策定等について、感染症及び食中毒の予防・まん延防止について、それぞれ規定しております。青木村では、児童センターが当該施設になります。送迎用のバスはありませんが、安全計画及び業務継続計画と感染症と食中毒については、それぞれ対策を行う必要が出てまいります。

次に、第2の家庭的保育設備運営基準条例の一部改正では、安全計画や送迎用バスの置き去り防止に加え、ブザー等の見落とし防止装置について規定しておりますが、現在のところ、青木村には対象となる事業所はございません。

次に、第2の家庭的保育設備運営基準条例第13条を削除する規定、それから、第3条の特定教育保育運営基準条例第26条を削除する規定でございますが、これは、子供に対して、懲戒に関して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限を濫用してはならないという内容の条文がございましたが、現在の社会情勢に合わないもので、そもそも子供を懲戒の対象とすること自体があってはならないことでございますので、この条文を削除するものでございます。

その他として、3点補足させていただきます。

青木保育園に係る改正は、長野県が定める設備運営基準条例で規定されます。当然ですが、安全計画等の策定についても県の指導を受けることになります。当初予算にも計上させていただきましたが、令和6年度策定予定の子ども・子育て支援事業計画の中に安全計画等について盛り込んでいく予定でございます。小・中学校に係る改正は、学校保健安全法施行規則において整備されます。本村で通学通園に利用している村営バスは、今回の条例で対象となるバスではないのでブザー等を設置する必要はありません。ただし、保育園ではチェックシートを用意し、毎日運転手さんに協力していただきながら子供の確認をしております。県から了解もいただいていることを申し添えます。

説明は以上であります。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第5、議案第3号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第3号について御説明申し上げます。

青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

概要を御覧ください。

妊産婦の経済的な負担軽減のため、出産一時金の支給額を令和5年4月1日から1分娩当たり40万8,000円から48万8,000円に8万円引き上げ、産科医療補償分の1万2,000円を含め50万円とするものでございます。

以上、青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたしました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第6、議案第4号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第4号について御説明申し上げます。

上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

記といたしまして、1、放棄する権利の内容、上田地域広域連合ふるさと基金に対する出資総額3,443万7,000円のうち、301万3,000円。

2、権利放棄に係る相手方、上田市上丸子1612番地、上田地域広域連合広域連合長、土屋陽一。

3、権利放棄の理由、上田地域広域連合ふるさと基金の一部を令和5年度に実施する地域

医療対策事業（信州上田医療センター医療従事者確保事業、医師研究資金貸与事業、医師就労支援給付金事業、医師長期勤務報奨金事業、看護師修学資金支援事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業及び病院群輪番制病院後方支援事業に充当するもの。

次のページをお願いいたします。

概要ですけれども、広域連合のふるさと基金に係る権利の一部を放棄することにつきましては、平成26年度から30年度まで、上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業として実施してまいりましたが、5年間の期限とした令和元年度からの地域医療対策事業に充当するために一部を放棄するものでございます。

今回、権利放棄の総額は9,813万5,000円、そのうち、青木村の放棄予定額は301万3,000円となります。なお、事業別の青木村の財政支援額は、次のページ以降に記載されておりますので御覧ください。

3、令和5年度地域医療対策事業の財政支援についてということで、（1）では、信州上田医療センター医療従事者確保事業に153万5,000円、（2）の医師研究資金貸与事業に57万円、次のページへまいりまして、（3）医師就労支援給付金事業に2万6,000円、（4）の医師長期勤務報奨金事業に4万4,000円、4ページ目の（5）看護師修学資金支援事業に15万8,000円、（6）病院群輪番制病院等救急搬送収容事業に50万8,000円、次のページ、（7）になりますが、病院群輪番制病院後方支援事業に72万4,000円となっております。

以上、議案第4号について御説明申し上げました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第7、議案第5号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第5号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和5年3月31日をもって佐久平環境衛生組合が脱退することを認め、令和5年4月1日から南佐久環境衛生組合が名称を佐久環境衛生組合に変更することに伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変

更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

裏面を御覧いただきたいと存じます。

今、御説明申し上げたとおりでございますけれども、公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約（案）ということで、別表中、佐久平環境衛生組合、南佐久環境衛生組合を佐久環境衛生組合に改める。

この規約は令和5年4月1日から施行するというので、これに伴いまして、団体数が、これまで54団体から53団体に、1団体の減となります。

以上、議案第5号について御説明いたしました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第8、議案第6号 令和4年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については、教育長及び各担当課所長によりお願いいたします。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第6号について御説明申し上げます。

令和4年度青木村一般会計補正予算（第5号）

令和4年度青木村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,656万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,843万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

款5農林水産業費、項1農地費、事業名が柿ノ木水路改良工事で、金額が8,616万1,000円、関連がございますので、その下、款7土木費、項2道路橋梁費、村道当郷国道北3号線及び6号線道路改良関連工事、金額が9,395万5,000円で、両工事は、当郷岡石周辺地区で施工しております工事ですが、それ以外にも複数の請負工事が行われており、工事スケジュールの調整や天候不順により工事に遅延が生じたこと、軟弱な地盤への対策工事等を行う必要性が生じるため、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

同じく道路橋梁費、道路メンテナンス事業、橋梁補修設計600万円は、令和3年度に実施しました橋梁一斉点検に基づき、レベル3判定の3つの橋梁について補修点検を行うもので、このほど、国の補正予算により補助金がつきましたことから、ここで補正をお願いし、全額を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

款9教育費、項4社会教育費、文化会館空調設備設置工事ですが、機器の設置は終了しておりますが、大本となりますキュービクルの生産が間に合わず、1,123万円を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続きまして、4ページ、第3表、地方債補正でございます。

起債の目的、地域活性化事業債、限度額を補正後1,090万円とするもので、柿ノ木水路の村担工事分の増によるものでございます。

緊急防災・減債事業債は、限度額、補正後3,520万円とするもので、村道当郷国道北3号線及び6号線道路改良工事について本起債により実施を予定しておりましたが、財源を基金からの繰入れに振り替えたことによる減でございます。

公共施設等適正管理推進事業債は、補正後330万円とするもので、保育園リズム室、総合体育館アリーナ、横手キャンプ場の照明のLED化の事業でございますが、実績により減となりました。

臨時財政対策債、補正後2,000万円は、交付税の増額決定による借入可能額が減となったため、補正をお願いするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

続いて、9ページ、10ページを御覧ください。

2、歳入については、一括して御説明を申し上げます。

初めに、款10項1目1地方交付税は、780万1,000円を追加し13億5,280万1,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金は、40万円を減額し79万円とするもので、節2地方創生推進交付金事業実施負担金は、長和町との共催イベントを予定しておりましたが、実施がかなわず負担金も減となりました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、65万円を減額し1億919万2,000円とするもので、介護給付・訓練等給付費負担金で、補装具給付事業が見込みより減となりました。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、365万5,000円を減額し1億7,291万5,000円とするもので、節1総務管理費補助金195万円の減は、地方創生推進交付金が実績により減となりました。節6デジタル基盤改革支援補助金107万5,000円の減は、国が進めるシステムの標準化に係る補助金で、国の仕様が定まらず、一部を令和5年度において実施することとなったための減額でございます。

目4土木費国庫補助金は、347万7,000円を追加し422万5,000円とするもので、節1土木費補助金で、道路メンテナンス事業補助金は橋梁の補修設計3橋分にかかる補助金の増でございます。

目7農林水産業費国庫補助金は、584万円を減額し3,796万円とするもので、節1農業費国庫補助金は、柿ノ木水路の改良工事に係る補助金でございますが、補助対象となる事業量の減から減額となりました。

続きまして、款15件支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金は、32万5,000円を減額し、6,860万4,000円とするもので、節1社会福祉費負担金、介護給付・訓練等給付費負担金が、国庫補助金と同様に見込みより減となったものでございます。

項2県補助金、目1民生費県補助金は、55万円を追加し1,950万8,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は、母子父子家庭医療費給付補助金が見込みより増でございます。

目3農林水産業費県補助金は、49万円を追加し5,099万2,000円とするもので、節1農業費補助金は、それぞれ実績により増、または減となっております。

続きまして、款17項1寄附金、目1一般寄附金は、10万円を追加し1,443万1,000円とするもので、長野銀行様より地域応援キャンペーンとして五島慶太未来創造館の運営に役立ててほしいと御寄附をいただいたものでございます。

目2民生費寄附金は、641万7,000円を追加し641万8,000円とするもので、ラポートあおきの入所者で、お亡くなりになられた際、遺言公正証書により村へ寄附をいただいたものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1基金繰入金、次のページへまいりまして、目1基金繰入金は、1億5,875万円を追加し4億1,630万円とするもので、公共施設整備基金を1億6,000万円追加し、乳用育成牛・繁殖和牛育成事業基金をそれぞれ減額とするものでございます。

款19項1目1繰越金は、1,782万3,000円を追加し1億7,299万8,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

款20諸収入、項4目1雑入は、892万6,000円を追加し4,087万8,000円とするもので、節3雑入は、村有物件の移転補償料で、国道拡幅工事に係るバス停、照明、標識等の移設に係る補償料が増となりました。

款21項1村債につきましては、先ほど地方債補正で御説明申し上げたとおりでございます。次の13ページ、14ページをお願いいたします。

3、歳出につきましては、各担当課より御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、181万5,000円を追加し1億9,271万8,000円とするもので、節12委託料で、001電算処理委託料は、財務会計システムの改修に係るもの、003弁護士相談委託料は、訴訟案件の発生により増となっております。

目5財産管理費ですが、158万1,000円を追加し6,646万7,000円とするもので、節10需用費417万6,000円は、005の光熱水費の庁舎電気料で253万5,000円の増、006修繕料は庁舎の誘導灯の修繕、また、エレベーターピットの防水工事、リフレッシュパークあおきの歩道橋の改修工事が必要となったことから補正をお願いするものでございます。

節12委託料269万5,000円の減は、国が進めるシステムの標準化に係るシステム改修委託料が、一部令和5年度に実施となったことから減額となります。

節24積立金は、長野銀行様からの御寄附を五島慶太翁顕彰事業基金へ積立てを行うものでございます。

目6企画費は、610万円を減額し2,326万5,000円とするもので、節13使用料及び賃借料の減と節18負担金補助及び交付金の減は、いずれも企業人材派遣制度における自動車リース料と企業への負担金を見込んでおりましたが、企業からの派遣が令和5年度からとなりましたので減額をさせていただくものでございます。

目9 地方創生プロジェクト事業費は、240万円を減額し1,122万9,000円とするもので、節11 役務費の手数料1万5,000円は、ソバディの商標登録手数料、節12 委託料は、長和町とのイベントが開催できなかった等により170万円の減、節13 使用料及び賃借料の使用料の増は、未来創造館に新たに導入したVR設備に係るサーバーの使用料となっております。

節14 工事請負費9万9,000円は、五島美術館よりお借りした慶太翁の肖像画の設置工事代を計上させていただきました。

節15 原材料費50万円の減は、「しぶそば」や「東急ストア」で販売いただいたタチアカネの原材料費でございます。村が買い上げてお願いする予定でしたが、一部、玄そばを直接精粉業者に買い取っていただいたことから、原材料費の減となったものでございます。

節17 備品購入費60万円の減は、eバイクの購入を予定しておりましたが、次年度以降の課題となったため、減額をお願いするものでございます。

続いて、目10 地方創生臨時交付金事業費ですが、600万円を減額し1億7,256万7,000円とするもので、20の事業により実施してまいりましたが、実績に合わせて補正をお願いするものでございます。

節7 報償費160万円の増は、実績に合わせて地域消費券に係る経費を増といたしました。

節10 需用費191万円の増は、消耗品費で、検査キットの追加購入分、また、印刷製本費は生活応援券の印刷代が見込みより増となりました。

節11 役務費は、生活応援券の郵送料の増によるもの。

次のページへまいりまして、節13 使用料は、貸出用のルーターの使用料が見込みより増となりました。

節17 備品購入費は、ウイルス除去の空気清浄機12台を購入するなど、増額をお願いするものでございます。

節18 負担金補助及び交付金の001 負担金は、保・小・中の給食費について、値上がり分を考慮して予算取りをしておりましたが、実績に応じて減額するもの。002 補助金は、公共的空間の安全対策として150万円の減、地域消費券で150万円の減で、合わせて300万円が減となりました。004 支援金は、商工業重点支援分等が見込みより減となりました。

続いて、項2 村営バス運行管理費、目1 運行管理費は、84万1,000円を減額し2,341万1,000円とするもので、村営バスのバス停の工事費が見込みより減となったものでございます。

続いて、27ページ以降につきましては特別職と一般職の給与費明細書となります。今回の

補正の内容を反映させたものとなりますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第6号について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 次に、奈良本税務会計課長、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費は、25万3,000円を追加し1,454万2,000円とするもので、節11役務費の004手数料25万3,000円は、指定金融機関であります信州うえだ農協青木支所への口座振込みに係る支払い手数料で、見込みより増となったものでございます。

続きまして、15ページ、16ページをお開きください。

項3徴税费、目1税務総務費は、49万3,000円を追加し2,565万1,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金4万1,000円は、地方税電子化協議会への負担金が見込みより増、節22償還金利子及び割引料45万2,000円は、修正申告等に基づく住民税等の還付金で、見込みより増となったものでございます。

続きまして、目2賦課徴収費は、179万1,000円を減額し3,646万9,000円とするもので、節13使用料及び賃借料9万9,000円は、今までISDN回線を使用していた収納に係る口座振替システムを新たに電送サービスによる口座振替システムに移行したことにより発生する費用でございます。

節18負担金補助及び交付金の001航空写真共同撮影市町村負担金は、上小4市町村共同で行った航空写真撮影に係る負担金で、実績により189万円を減額するものでございます。

以上、税務会計課関係の御説明を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 続きまして、小根沢住民福祉課長お願いいたします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係の歳出補正予算について御説明申し上げます。

15、16ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、財源の振替でございます。

目3証明書コンビニ交付事業費を163万円減額し4万円とするもので、コンビニ交付事業

が令和5年4月実施になったことにより、令和4年度に計上しておりました節11役務費2万4,000円、節12委託料160万円、節13材料及び賃借料3万6,000円を全額減額し、新たに、コンビニ交付の評価テストに出張するための旅費を節3に3万円増額するものでございます。続きまして、17、18ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費を641万7,000円追加し8,075万8,000円とするもので、節24積立金641万7,000円の増は、遺贈により村に御寄附いただきました641万7,000円を福祉事業基金に積み立てるものでございます。

目2障害者福祉費を130万円減額し、1億4,643万4,000円とするもので、節19扶助費130万円の減は、障害者補装具給付金の見込みより減によるものでございます。

目3老人福祉費を141万8,000円減額し2億4,970万円とするもので、節10需用費6万7,000円の増は、日常生活圏域高齢者ニーズ調査に伴います消耗品の購入による増、節12委託料148万5,000円の減は、同ニーズ調査を業者に委託せず職員自ら作成することにしたことによる減でございます。

項2児童福祉費、目3母子父子福祉費を117万4,000円追加し255万4,000円とするもので、節19扶助費117万4,000円の増は、福祉医療費の見込みより増によるものでございます。

続きまして、19、20ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、総額に変更はございませんが、節10需用費の光熱水費を53万4,000円増額し、節12委託料を同額減額し、予算科目の振替を行うものでございます。

目3環境衛生費を302万5,000円減額し1,038万9,000円とするもので、今年度策定しております地球温暖化対策実行計画の策定を業者に委託せず職員自ら作成したことにより減額でございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明しました。

○議長（金井とも子君） 続きまして、稲垣建設農林課長、お願いいたします。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係の歳出について御説明申し上げます。

19ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、70万円を追加し、574万4,000円とするものです。

節12委託料、004現況地図作成委託料は、国からの農地利用最適化交付金を財源に、令和

3年度と令和4年度に農業委員さんによりタブレットパソコンを使用して現地調査をしていただいた遊休農地等の実態調査結果を紙の地図に反映させるもので、今後、法定化された人・農地プランに基づく地域計画を策定するための地域での話し合いを進める際に活用するものでございます。

目3 農業振興費、52万4,000円を減額し4,401万2,000円とするものです。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、0176次産業フロンティア支援金30万円は、新たに1件の申込み相談があったことから追加でお願いするもので、003交付金、002有害鳥獣駆除対策協議会交付金82万4,000円の減は、地区からの要望がなかったことから減額するものです。

21ページをお願いいたします。

目4 畜産業費、125万円を減額し22万1,000円とするものです。

節17備品購入費につきましては、繁殖和牛・乳用育成牛とも購入がなかったことから減額するものです。

目5 農地費、4,000万円を追加し1億2,964万9,000円とするものです。

節12委託料100万円の減は、柿ノ木水路の調査設計委託料について、見込みより減でございます。

節14工事請負費、001国庫補助事業工事請負費4,000万円は、柿ノ木水路改良工事に関し、掘削度の改良のため、消石灰の混合攪拌作業及び同作業に伴う運搬費増の掘削度処理工で、直工で約550万円、軟弱地盤改良のため、ボックスカルバートの基礎にマットレス工法を追加し、さらに、工期短縮のため、養生不用のプレキャストコンクリート版基礎を採用、また、湧水対策として、有孔管布設増等の函体工で直工で約900万円、軟弱地盤のため、掘削断面の崩落が発生したことを受け、施工上の安全対策及び掘削断面の破碎防止のため、施工延長全線にわたって、たて込み簡易土留を採用したことによる仮設工で直工約470万円、村道大庭線の全面通行止めに伴う歩行者等の安全確保のため、交通誘導警備員の配置日数増で、直工で約100万円、諸経費を加算し計4,000万円の計上といたしました。003村単事業工事請負費100万円は、柿ノ木水路改良工事に関し、工事施工のための仮設道路を造るための仮設工のほか、安全対策としてのフェンス計上の追加変更、忍び返しの追加設置、湧水対策としての暗渠布設等による増が主なものでございます。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路新設改良費、2,200万円を追加し、1億4,601万1,000円とするものです。

節14工事請負費は、村道当郷国道北3号線及び6号線道路改良工事に関し、V S側溝下部の沈下防止のための路盤構造の土工で直工で約361万円、道路から隣接土地への乗り入れ口部のV S側溝を横断V Sに変更、6号線西端の既設暗渠の改良による排水溝で、直工で約54万円、6号線の軟弱地盤対策のため、マットレス敷設工法及び下層路盤の置換工による舗装工で直工で約511万円、歩道部への植生に関し、当初、ハナミズキ10本の設計から、ソヨゴ8本とサツキツツジ240本に変更したことによる植生工で直工で約60万円、軟弱地盤対策で、敷鉄板による仮設工で、直工で約45万円、諸経費を加味し計1,800万円。また、国道143号の県からの追加補償工事として、標識並びに照明灯移設費で400万円、合わせて2,200万円を計上いたしました。

目3橋梁維持費、600万円を追加し710万円とするもので、節12委託料は、道路メンテナンス事業橋梁補修設計委託料として、令和3年度に実施した橋梁一斉点検に基づき村内全95橋のうち危険度の高い3つの橋、レベル3判定について、国庫補助事業として補修点検調査設計委託料として計上いたしました。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明申し上げます。

○議長（金井とも子君） 続きまして、小林商工観光移住課長、お願いいたします。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

21ページ、22ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、128万2,000円を追加し3,197万5,000円とするものです。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、016商工業振興奨励金は、前年度の設備投資による固定資産税額分を2分の1補助するもので、申請の実績により、2事業者分128万2,000円の増を計上しました。

目3観光費、50万2,000円を減額し1,440万8,000円とするものです。

節10需用費、修繕料40万円は、夫神岳と十観山登山道の修繕費用が主なものです。

節18負担金補助及び交付金、002イベント補助金100万円の減額は、村産業祭開催時期が新型コロナウイルス感染症拡大と重なり、拡大防止の観点から産業祭を中止したことにより減額としました。004田沢温泉ふれあいセンターA E D購入費用補助金、こちらにつきましては、A E D機器の新規購入に当たり、購入費用の3割分9万8,000円を補助するものです。

目4昆虫資料館費、21万円を追加し840万3,000円とするものです。

節10需用費、003光熱水費、こちらは電気料金の高騰に伴うものです。

以上、商工観光移住課関係の御説明をいたしました。よろしくお願いたします。

○議長（金井とも子君） 続いて、成沢保育園長、お願いたします。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

17ページから20ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費、86万1,000円を追加して1億4,647万4,000円とするものです。

節1報酬から節8旅費までの増減については実績によるものです。

19ページ、20ページをお願いします。

節10需用費の220万円は、燃料費、暖房用灯油60万円、光熱費、電気料50万円など、光熱費高騰によるものです。修繕料90万円は、FFヒーター取替え75万9,000円、便器自動水洗修理56万5,000円が主なものです。賄い材料費20万円は食材高騰によるものです。

節11役務費の2万円は、コロナ対応による電話料金の増となっております。

節22償還金利子及び割引料11万5,000円は、新型コロナウイルス感染対策のために登園自粛していただいた間の未満児保育料還付金になります。内訳は、4月21日から5月13日、7名分で7万2,610円と、7月25日から7月28日、12名分で4万1,940円となっております。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 続いて、沓掛教育長、お願いたします。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

23ページをお開きください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費ですが、195万2,000円を増額して7,053万1,000円といたしました。

節10需用費の増は、電気料が見込みより増になったことと、小学校の玄関のドアを修繕した費用であります。

目2教育振興費ですが、21万3,000円を減額しました。節13使用料及び賃借料の減ですけれども、バスの借り上げ料が見込みより減になったためであります。

目3中学校費ですが、12万8,000円を増額いたしました。節10需用費の増は、電気料が見込みより増になったものです。

節13使用料及び賃借料の減は、オンライン教材を、すららからeラーニングに変えた差額でございます。ちなみに、すららは自分で学習を進めていけるソフトで、eラーニングは教

科書の単元に合わせたソフトになっておりまして、授業でも家庭学習でも使いやすいということで、先生たちの希望で切り替えたところであります。長野県内で、このソフトが最も今使われておりまして、先生方の汎用性も上がりました。ただし、特別支援学級では、すらのほうが使いやすいということで、現在もすらを特別支援学級では使用しております。

項4 社会教育費、目3 文化会館費ですが、1,564万8,000円を減額して5,139万7,000円といたしました。これは、主に節14 工事請負費の減によるものですが、これは、現在工事を行っている文化会館の空調設備の入札差金によるものであります。

続きまして、目4 文化財保護費ですが、175万4,000円を増額いたしました。これは、節12 委託料の増で、図書館駐車場と岡石地区で行った埋蔵文化財試掘調査委託料であります。どちらも発掘が必要と思われる遺跡等は見当たらず、工事が可能であると判断しております。

目6 美術館費ですが、23万7,000円を増額いたしました。節10 需用費の増で電気料が増になったことによります。

目7 図書館費ですが、332万3,000円を増額して3,226万8,000円といたしました。節10 需用費の増は、灯油代と電気料が見込みより増になったことと、暖房器と照明器具の修繕費でございます。節14 工事請負費の増は、駐車場造成工事費として250万円を計上してあります。

目8 歴史文化資料館ですが、12万4,000円を増額してあります。これは、節10 需用費の増で、歴史文化資料館のホールの天井にあるエアコンの修繕費として計上してあります。

続きまして、項5 保健体育費、目2 体育施設費ですが、131万1,000円を減額して1,878万8,000円といたしました。節10 需用費の増減は、電気料が増えたことと、プールで使用した塩素の費用が減になったことによります。

26ページですが、節12 委託料の減は、公園の遊具管理や電気設備点検等の委託料が見込みより減になったことによります。節14 工事請負費の減は、体育館のLED工事が、予算よりも減額して工事ができたことによります。

教育費は以上でございます。

○議長（金井とも子君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時45分からとしたいと思います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第9、議案第7号 令和5年度青木村一般会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各担当課所長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第7号について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和5年度青木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ28億8,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

（歳入歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額28億8,700万円は、前年度予算に比べて1億9,600万円の減、率で6.4%の減となります。

続いて、2ページから7ページまでの第1表、歳入歳出予算につきましては省略をさせていただきます、8ページをお願いいたします。

第2表、地方債について御説明申し上げます。

歳入予算の中では32、33ページに記載がされております。また、歳出についてはそれぞれ対象事業に充当して事業を実施するものでございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明を申し上げます。

まず、目的は地域活性化事業債で、国土保全対策事業債を農業用水路工事に充当する起債です。限度額が980万円、方法は証書借入れまたは証券発行により。利率が3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）となります。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により繰上償還または償還年限の短縮、もしくは借換えができるものとする。

以下、起債の方法、利率、償還方法については同様となりますので、省略させていただきます。

続いて、防災対策事業債、限度額80万円は、青木村図書館の空調設備更新に向けた実施設計業務に充当するものです。

脱炭素化推進事業債、限度額860万円は、小学校体育館、武道館、それから保育園の照明のLED化工事に充当いたします。

臨時財政対策債、限度額1,100万円は、財政支援としての起債ですが、前年より減額となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページから11ページまで、歳入歳出予算事項別明細書の総括表となりますので、予算額の構成割合について申し上げます。

歳入では、村税14.4%、款2地方譲与税1.3%、款3利子割交付金は構成割合が出てまいりません。款4配当割交付金0.1%、款5株式譲渡所得割交付金0.1%、款6法人事業税交付金0.1%、款7地方消費税交付金3.3%、款8自動車税環境性能割交付金0.1%、款9地方特例交付金0.1%、款10地方交付税47.5%、款11交通安全対策特別交付金については構成割合が出てまいりません。款12分担金及び負担金1.5%、款13使用料及び手数料2.4%、款14

国庫支出金4.9%、款15県支出金5.4%、款16財産収入0.2%、款17寄附金0.4%、款18繰入金11.1%、款19繰越金4.5%、款20諸収入1.5%、款21村債1.0%。

続いて、10ページをお願いいたします。

歳出では、款1議会費1.4%、款2総務費19.3%、款3民生費26.1%、款4衛生費7.8%、款5農林水産業費6.7%、款6商工費4.2%、款7土木費11.4%、款8消防費5.7%、款9教育費10.6%、款10災害復旧費は構成割合が出てまいりません。款11公債費6.5%、款12予備費0.3%。

以上となります。

続いて、12ページをお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、歳入及び歳出の本年度予算額については読み上げを省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2、歳入については、一括して御説明を申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分は2,045万9,000円の増。

節1現年課税分については、前年と比較して均等割770万3,000円は人数で29名減で、金額で9万8,000円の減、所得割1億6,229万4,000円は人数で43名の減、金額では2,116万9,000円の増を見込みました。

目2法人分は169万1,000円の増。

節1現年課税分については、前年と比較して均等割685万円は36万円の増、法人数合計は1法人の減となっております。法人税割576万9,000円は131万1,000円の増を見込みました。

項2目1固定資産税は、525万6,000円の増。

節1現年課税分については、土地5,485万1,000円が182万4,000円の増、家屋9,050万6,000円が131万8,000円の増、次のページへまいりまして、償却資産の合計3,858万5,000円は173万3,000円の増を見込んでおります。

目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、前年8,000円の減となっております。

項3軽自動車税、種別割は23万2,000円の増。

節1現年課税分1,904万1,000円については、25万7,000円の増、次のページへまいりまして、合計台数で2,722台を見込んでおります。

目2環境性能割は前年32万3,000円の増を見込みました。

項4目1たばこ税は176万5,000円の増、全体本数で26万9,300本の増を見込んでおります。

款5入湯税は66万5,000円の増。

節1 現年度課税分198万7,000円については、宿泊者が1万2,550人、日帰りが2,100人を見込んでおります。

款2 地方譲与税、項1目1 地方揮発油譲与税は、31万の減、県の見込みに合わせて算出をいたしました。

項2 自動車重量譲与税、次のページへまいりまして、目1 自動車重量譲与税は40万円の増、項3 森林環境譲与税は120万円の減を県に準じて見込んでおります。

款3 利子割交付金7万8,000円の減。

款4 項1目1 利子割交付金147万円の増は、いずれも県に準じて見込んでございます。

款5 項1目1 株式譲渡所得割交付金は、80万7,000円の増。

款6 項1目1 法人事業税交付金は、200万円の増を見込んでおります。

款7 項1目1 地方消費税交付金は、260万円の増、こちらも県に準じて増額といたしました。

款8 項1目1 自動車税環境性能割交付金は、21万5,000円の減、県に準じて減額を見込んでおります。

款9 項1目1 地方特例交付金18万3,000円の減は、国の見込みにより減額といたしました。

項2目1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和3年度に創設されたもので、中小事業者等が所有する償却資産等に係る固定資産税の特例措置による減収を補填するものですが、こちらは頭出しとさせていただいております。

款10項1、次のページへまいりまして、目1 地方交付税2,500万円の増は、節1 地方交付税の普通交付税については、国の1.7%増額の見込みにより3,000万円の増の13億円といたしました。また、特別交付税につきましては、コンビニ交付運用費の終了により500万円の減を見込んでおります。

款11項1目1 節1 交通安全対策特別交付金は、前年並みで見込んでおります。

款12分担金及び負担金、項1 分担金、目1 農林水産業費分担金は前年同額で、循環型社会形成事業の当郷の中村水路の工事等に係る分担金でございます。

項2 負担金、目1 総務費負担金は前年同額で、節1 高速情報通信サービス負担金につきましては、通信サービス加入負担金、放送サービス加入負担金、いずれも前年同額を見込んでおります。

節2 地方創生推進交付金事業負担金は、長和町から共同推進事業として、そばのPR費用に係る負担金で、こちらも前年同額となっております。

目2 民生費負担金は8万3,000円の増で、節1 社会福祉負担金の老人保護措置費入所負担金が5人分で前年同額、節2 児童福祉費負担金は16万7,000円の増で、保育料は未満児が25人、早朝保育料が65人、延長保育料が60人、一時的保育料が13万4,000円の減を見込んでおります。給食費軽減事業は74万7,000円の増で、3歳以上児78名、うち第一子26人、第二子18人で、村の全額負担で算出をいたしました。

目3 衛生費負担金は54万7,000円の増で、節1 保健衛生費負担金は未熟児療育医療受給者負担金と同額でございます。

節2 上水道費負担金は、水道業務に従事しています職員の人件費分について、水道会計から一般会計への負担金として納付していただくものでございます。

目4 土木費負担金は1,272万4,000円の増で、節1 土木費負担金は、別荘会計を一般会計に移行したことにより別荘管理費負担金として新たに1,260万円を計上いたしました。

節2 公共下水道費負担金は、下水道会計が負担すべき職員の人件費分で、一般会計へ負担金として納付いただくものでございます。

款13 使用料及び手数料、項1 使用料、次のページへまいりまして、目1 総務使用料は20万2,000円の減で、節1 総務使用料のバスターミナル喫茶店使用料、村営駐車場使用料は前年同額、村営バス運行収入は4万1,000円の増額を見込みました。

節2 現年度分高速情報通信サービス使用料は69万6,000円の減で、通信サービス利用料と放送サービス利用料は前年調定額の90%で見込んでおります。

節4 光ケーブル使用料は45万3,000円の増で、固定使用料と加入数による使用料の合計となっております。

目2 商工使用料は4万5,000円の増で、節1 観光施設使用料でキャンプ場で6万円の減、昆虫資料館使用料は実績により1万5,000円の減を見込んでおります。

目3 土木使用料は52万1,000円の減で、節1 住宅使用料の教員住宅使用料が16万8,000円の増、村営住宅使用料は実績により70万9,000円の減を見込んでおります。

節3 別荘施設使用料は、別荘のテニスコートの使用料を計上してございます。

目4 教育使用料9万9,000円の増は、節1 保健体育使用料、節2 会館使用料ともに前年同額、節3 美術館使用料は9万9,000円の増で、それぞれ実績を基に計上いたしました。

目5 衛生使用料は、男性の料理教室6回分の使用料を見込んでおります。

項2 手数料、目1 総務手数料16万9,000円の減は、節1 町税手数料は前年同額、節2 戸籍住民基本台帳手数料は16万9,000円の減、節3 総務管理費手数料1万1,000円は情報センタ

一広告手数料で、こちらも同額となっております。

目2衛生手数料は前年同額で、節1保健衛生手数料のうち犬新規登録手数料は10頭分、注射済み交付手数料は280頭分を見込んでおります。

次のページへまいりまして、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は168万円の減で、節1社会福祉費負担金が27万5,000円の減で、いずれも2分の1の国庫補助、節2児童福祉費負担金は144万円の減で、3分の2の国庫補助、節3保険基盤安定負担金は3万5,000円の増で、2分の1の負担となります。

目2衛生費国庫負担金は583万1,000円の減で、新型コロナワクチン接種に伴う国の負担金の減が減額の要因となっております。

節1保健衛生費負担金は未熟児療育医療事業負担金で10万2,000円の減、2分の1の国庫負担となっております。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は8,903万1,000円の減で、節1総務管理費補助金で前年8,518万4,000円の減、社会保障・税番号システム整備費補助金が300万円とデジタル田園都市国家構想交付金、旧地方創生推進交付金ですけれども、こちらとして関係人口拡大事業関係で700万円を計上しております。コロナ関係の地方創生臨時交付金の減が減額の要因となっております。

節2村営バス運行管理費補助金は内示に基づき、2万7,000円の減となっております。

節3マイナンバーカード交付事務費補助金は25万5,000円の増となっております。

節4デジタル基盤改革支援補助金は行政手続のオンライン化、標準化に係るシステム改修の補助でございます。

目2民生費国庫補助金は前年4万円の減で、節1社会福祉費補助金の障害者地域生活支援事業補助金は前年同額で2分の1の補助となっております。

節2児童福祉費補助金は前年同額で、児童クラブ運営費の3分の1の補助となっております。

目3衛生費国庫補助金は135万9,000円の減で、節1保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置補助金は同額で、1基分を見込んでおります。疾病予防対策事業費補助金は風疹対策とがん検診支援で、2分の1補助となっております。母子保健衛生費国庫補助金は同額で、母子相談、妊娠出産包括支援事業等に係る2分の1の補助金でございます。

004一体化事業国庫補助金は令和3年度からスタートしておりまして、39万2,000円の増、介護と高齢者の一体化事業に対する補助金で3分の2の補助となっております。006出産子

育て応援交付金は新規で、3分の2の補助となっております。

目4 土木費国庫補助金71万6,000円の減で、節2 住宅費補助金、住宅建築物耐震改修事業補助金として耐震診断1戸分3万2,000円を見込んでおります。2分の1の補助でございます。

目5 教育費国庫補助金は31万円の増で、節1 教育費補助金で特別支援教育就学奨励費が1万4,000円の増で2分の1補助、私立幼稚園施設利用給付金が29万6,000円の増となっております。

目6 商工費国庫補助金は70万円の増で、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金でございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金は719万8,000円の減で、節1 戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者居住地届出等事務委託金です。

次のページへまいりまして、目2 民生費委託金は、節1 基礎年金事務委託金、節2 児童福祉費委託料は、特別児童扶養手当事務委託金として20人分で、それぞれ前年同額となっております。

款15 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金は84万4,000円の減で、節1 社会福祉費負担金は13万7,000円の減、いずれも4分の1の県負担となります。

節2 児童福祉費負担金の児童手当負担金は30万円の減で、6分の1が県の負担となっております。

節3 保険基盤安定負担金については、保険基盤安定負担金国保分は31万7,000円の増で、県より保険料軽減分として4分の3、保険者支援で4分の1の負担となっております。また、保険基盤安定負担金後期高齢者分は72万4,000円の減で、4分の3が県の負担となっております。

目2 衛生費県負担金は5万1,000円の減で、節1 保健衛生費負担金については、県負担は保険事業費負担金が3分の2、未熟児療育医療事業負担金が4分の1となっております。

項2 県補助金、目1 民生費県補助金は48万1,000円の増で、節1 社会福祉費補助金のうち、001 民生児童委員交付金は2万4,000円の減、002 障害者福祉医療給付事業補助金は29万2,000円の増で2分の1補助、003、004も前年同額で2分の1補助、005 社会福祉法人による生活困難者利用者減免事業補助金は1,000円の頭出しで、4分の3の補助となっております。006 高齢者に優しい住宅改修補助金についても頭出しでございます。007 高齢者地域支え合い事業補助金は1万7,000円の減で3分の2の補助、008 障害者地域生活支援事業補助

金は同額で4分の1の補助、010地域福祉総合助成金事業補助金も同額で2分の1の補助となっております。

節2 児童福祉費補助金については30万1,000円の増で、001乳幼児・児童医療給付補助金と002母子父子家庭医療費給付事業補助金が2分の1の補助、児童クラブ運営補助金が3分の1補助となっております。

目2 衛生費県補助金は前年105万3,000円の増で、節1 保健衛生費補助金の001一体化事業補助金は19万7,000円の増で3分の1補助、先ほど国の国庫補助金3分の2と合わせて100%の補助となります。002自殺対策緊急強化事業補助金はほぼ前年同額でございます。003合併浄化槽設置費補助金は1基分3分の1の補助です。004出産子育て応援交付金は新規で、6分の1の補助となります。

目3 農林水産業費県補助金は161万3,000円の増で、節1 農業費補助金のうち、003中山間地域等直接支払事業交付金は前年同額で、事業費の4分の3補助、005多面的機能支払事業交付金が2,000円の減で、4分の3の補助、007地籍調査事業補助金は中村3区、4区に対する補助金で、4分の3補助となっております。

次のページ、013新規就農者育成総合対策は新たに1名の新規就農者の経営開始資金を計上してございます。

節2 林業費補助金では、001松林健全化推進事業、伐倒駆除が16万円の増で2分の1補助、002保全松林健全化整備事業補助金も270万9,000円の増で70%補助、003樹幹注入事業補助金は8,000円の増、004森林づくり推進支援金事業補助金は前年同額、005野生鳥獣総合管理対策事業補助金は1万5,000円の減で、くくりわなの購入に係る補助でございます。006鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は前年同額となっております。

目4 土木費県補助金は、耐震診断に係る県の補助分でございます。

目5 教育費補助金は14万8,000円の増で、節3 教育総務費補助金は私立幼稚園施設利用給付金で、利用費総額の4分の1補助を見込んでおります。

目6 商工費県補助金は105万円の増で、U I Jターンの県の補助分となります。

項3 委託金、目1 総務費委託金は23万8,000円の減で、節1 総務管理費委託料は前年と同額、節2 徴収税委託金は8万7,000円の減で、納税義務者2,269人分に対するものでございます。

節5 選挙費委託金は、県議会議員選挙に係る委託金でございます。

続いて、款16財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は前年同額で、節1 土地建

物貸付収入は村有地並びに公共施設の屋根貸し、駐在所借地料、道路占用料等の収入でございます。

目2 利子及び配当金は166万6,000円の増で、節1 利子及び配当金は財政調整基金等の利子分でございます。

款17、項1 寄附金、次のページへまいりまして、目1 一般寄附金は前年200万円の減、目3 教育費寄附金は100万円の増を見込んでおります。

款18繰入金、項1、目1 基金繰入金は6,405万5,000円の増で、節1 基金繰入金のうち財政調整基金が1,380万円の増、公共施設整備基金が4,500万円の増となっております。

003土地開発基金は前年同額で、公有財産の購入費等に当てております。006情報通信関連事業基金1,400万円は、情報センターの設備更新工事に充当いたします。007森林環境譲与税125万円は、林業振興費へ充当となります。

款19項1 目1 繰越金は同額で、節1 前年度の繰越金となります。

款20諸収入、項1 延滞金加算及び過料、目1 延滞金は前年同額、項2 村預金利子も前年同額、項3 貸付金元利収入も前年同額となっております。

項4 目1 雑入は383万円の減となっております。

次のページ、32、33ページへまいりまして、項5 受託事業収入、目1 土木費受託事業収入は皆増で、こちらは別荘の下草刈り等の受託収入を新たに計上してございます。

款21項1 村債につきましては、第3表、地方債で御説明を申し上げたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続いて、3、歳出については各担当より御説明申し上げます。

34、35ページ、説明については前年と比較して変更となった項目を中心に御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係について御説明いたします。

款1 項1 目1 議会費は82万5,000円の増となります。内容は、議員数10名分に係る予算となっております。主には新規に政務活動費を導入したことによる増で、そのほかはほぼ前年同額となっております。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は513万2,000円の増となります。内容につきましては、特別職と総務企画課関係の職員に係る人件費、それから役場業務全般に対する経費等が計上されております。

節1 報酬から38ページ、節4 共済費までは、村長と一般職10名、再任用職員4名、フル

タイムの会計年度職員 2 名分を計上してございます。

節 7 報償費は退職予定者 1 名分の記念品でございます。

節 8 旅費は 7 万 3,000 円の減、節 9 公債費は前年同額、節 10 需用費は 10 万 3,000 円の増で、主には食料費の増でございます。

節 11 役務費は 1 万 2,000 円の増、節 12 委託料は 370 万 4,000 円の増で、主には 001 電算処理委託料の増で、行政手続のオンライン化対応保守と給与システムの更新が主な要因となっております。

節 13 使用料及び賃借料は 382 万 7,000 円の増となっておりますが、電算システム使用料の増が主な要因で、強靱化対策機器の更新年に当たりまして、総額 3,000 万円余の費用を 6 年間のリース契約としたことによる使用料の増でございます。

40 ページ、41 ページ、節 18 負担金補助及び交付金については 64 万 1,000 円の増で、ほぼ前年同額の内容となっておりますが、補助金の 007 職員の大型免許取得補助金が新規で増となっております。

目 2 文書広報費は 9 万 9,000 円の増となります。内容は、毎月発行しております広報あおきと例規集等の整備に係る経費となっております。

節 11 役務費は役場の電話料、情報電話使用料、郵送料、非常用携帯電話等の費用が計上されております。

節 12 委託料は 9 万 9,000 円の増となっておりますが、004 例規集データ更新等委託料の増が主な要因でございます。

目 3 財政管理費は、予算書と決算書の印刷代となっております。

42、43 ページ、目 5 財産管理費は 1,052 万円の増となります。内容は、庁舎を含めて公共施設、公共用地、公用車、積立金等の管理に係る経費が計上されております。増の主な要因は、節 10 需用費の光熱水費で 746 万 1,000 円の増、節 12 委託料は 912 万 5,000 円の減となっておりますが、次のページへまいりまして、節 14 の工事請負費が皆増となっております、バスターミナルの下水管の布設替え工事を予定しております。

節 24 積立金は、財政調整基金等基金の利子を積み立てるもので、144 万 1,000 円の増となっております。

続いて、目 6 企画費は 37 万 4,000 円の増となります。内容につきましては、ふるさと応援寄附金、地域おこし協力隊、企業人材派遣制度の 1 名分の経費等が計上されてございます。内容については、大きな変更点はございません。

続きまして、次のページへまいりまして、目7諸費は89万8,000円の増となりました。内容は、交通安全対策、防犯関係等の経費が計上されております。特に新たに御説明すべき事項はございませんけれども、各地区の要望に応じて防犯灯の設置工事、カーブミラーの修繕、地区名の標識の改修費用等が増額の要因となっております。

次のページへまいりまして、目8情報通信サービス事業費は396万6,000円の増となります。内容は、情報通信センター設備機器の管理及び保守等の経費が計上されております。

節1報酬はパートタイム2名分、節2給料はフルタイム1名、以下、節4共済費まではそれらに係る人件費でございます。

その他、ほぼ前年同様の内容となっておりますが、50、51ページの節11需用費は、光熱水費で61万1,000円の増。

節12委託料は1,433万3,000円の増で、村のフリーWi-Fiの機器の更新時期ということで990万円、情報告知の次期システムの検討に係る委託料220万円が増の要因となっております。

節14工事請負費1,077万9,000円の減ですが、センター設備更新工事として令和5年度はテレビ関係のシグナルプロセッサの更新工事を予定しております。

目9地方創生プロジェクト事業費は312万2,000円の増となりました。今年度の事業は、地域資源を生かした関係人口の拡大プロジェクトとして、タチアカネ等農産物を生かした取組、東急グループとの地域の偉人を生かした取組、ハイブリッド発電システム等の工業製品を生かした取組を行う予定となっております。

52、53ページの節12委託料は、前年対比199万円の増となっておりますが、内容は農産物関係で264万円、五島慶太の関係で638万円、工業製品を生かした取組で100万円、長和町との共同推進事業費220万円を見込んでおります。

目10地方創生臨時交付金事業費は7,591万6,000円の減で、国の令和5年度の臨時交付金の交付が不透明な状況で歳入は計上してございませんが、保・小・中の給食費について負担金として計上いたしました。今後の動向を見て、必要な事業については補正等で対応させていただきます。

項2村営バス運行管理費、目1運行管理費は136万8,000円の増となりました。内容は、村営バスの運行管理と地域路線バス等に係る経費が計上されております。ほぼ前年同様の内容となっておりますが、増の主な要因は、節18負担金補助及び交付金の負担金、地域路線バス維持対策負担金、こちらは上田市との共同で実施しています運賃低減バス運行事業の負担

金ですが、実績を考慮し、270万8,000円の増を見込んでおります。

続いて、少し飛んでいただいて、62、63ページをお願いいたします。

中段になりますが、款2項5選挙費、目1選挙管理委員会費については選挙管理委員4名に係る経費でございます。

目2選挙啓発費は同額、目3県議会議員選挙費は4月9日に予定されております県議会議員選挙に係る経費を計上してございます。

次のページ、64、65ページへまいりまして、項6統計調査費、目1統計調査総務費は前年同額となります。令和5年度は学校基本調査、就業構造基本調査、住宅土地統計調査の単地区の設定に係る費用となっておりますので、説明は省略させていただきます。

項7目1監査委員費につきましては、監査委員2名分の活動経費で、前年同額となっております。

続いて、大きく飛んで134、135ページをお願いします。

中段以降になりますが、款8項1消防費、目1常備消防費、こちらは197万円の増で、上田地域広域連合への負担金が増額となっております。

目2非常備消防費は197万円の増となります。内容は、消防団に係る活動経費が主な内容となっております。

節1報酬、001消防団団員手当は基本消防団員と消防団協力団員、機能別消防団員に係る報酬となっております。002自動車ポンプ班員はポンプ車班15人と本部班10人分、003消防委員は会議、各種大会等への参加報酬となっております。

節3職員手当等はほぼ前年同額の内容となっております。

節7報償費の001退職団員報償金は12名分となっております。以下については大会等の謝礼、記念品代となっております。

節10需用費は消耗品費で、昨年に引き続き、団員の安全確保のための難燃性活動服40着ほかを計上してございます。

次のページへまいりまして、節19負担金補助及び交付金は45万6,000円の増で、負担金は障害補償掛金が300名分、006退職報償金掛金は団員200名分となっております。補助金の003本部運営補助金46万2,000円の増は、団で導入を予定しております消防団アプリの初期費用並びに利用料に対する補助金が新規で計上されております。004地域消費券購入補助金は150人分でございます。

目3消防施設費、こちらは32万2,000円の減となります。内容は、地区及び消防団の要望

に対しての消防設備等の全般にわたり、計上されております。

節10需用費は前年並みで、修繕料は小型動力ポンプ修繕並びに積載車等の車検代や消火栓、防火水槽の修繕費等が計上されております。

次のページへまいりまして、目4水防費は土のう袋、土のう用砂の購入に係るものでございます。

目5災害対策費は、計画的な備蓄品の購入をこちらに計上してございます。

176ページ、177ページをお願いいたします。

款11項1公債費、目1元金は700万円の増、目2利子は130万円の減となっております。

款12項1目1予備費は、前年同様の1,000万円を計上いたしました。

次のページ、178ページ、給与費明細書になります。特別職については一番下の比較の欄で、その他の特別職が135人減となっておりますが、選挙に係る投票所の管理者、職務代理、立会人等の、前回は2回選挙がございましたので、その分の減となっております。

179ページ、2、一般職の(1)総括表につきましては、比較の欄で職員数が1名の増、フルタイムの会計年度職員がこの中には含まれております。括弧内の数字は、再任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の数で、4名の減となっております。

180ページには、内訳として会計年度任用職員以外と会計年度任用職員とに分けて集計してございます。

181ページ以降につきましては記載のとおりでございますので、説明については省略させていただきます。

以上、議案第7号 令和5年度一般会計予算について、歳入全般と歳出の総務企画課関係について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 続いて、奈良本税務会計課長、お願いいたします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、税務会計課関係の歳出予算について御説明を申し上げます。

40ページをお開きください。

下段のほうに行きまして、款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費1,137万円は、前年度対比479万円の増でございます。

節2給料、節3職員手当等、42ページにいきまして、節4共済費は職員1名分でございます。

節10需用費の004印刷製本費11万円は、財務会計用の納入通知書や支払い証書等の印刷費、

節11役務費の004手数料125万5,000円は、指定金融機関への口座支払い手数料及び公金取扱い手数料が主なものでございます。

続きまして、54ページをお開きください。

款2総務費、項3徴税费、目1税務総務費2,552万6,000円は、前年比58万8,000円の減でございます。

節1報酬は、固定資産評価審査委員3名分で2万2,000円、パートタイムの会計年度任用職員1名分70万6,000円、節2給料、56ページへまいりまして、節3職員手当等、節4共済費は職員3名分とフルタイムの会計年度任用職員1名分でございます。

続いて、58ページをお開きください。

目2賦課徴収費2,954万4,000円は、前年度対比796万8,000円の減でございます。

節10需用費、004印刷製本費373万2,000円は、地方税統一QRコードの運用開始に対応した納税通知書等の印刷費の増により234万7,000円の増でございます。

節11役務費の004手数料のうち、001口座振替手数料86万6,000円は、一部会計管理費からの振替がありますが、税関係の口座振替に係る指定金融機関及び収納代理金融機関への手数料でございます。

節12委託料、001委託料2,231万9,000円は、前年比615万4,000円の減でございます。003軽自動車税で、登録等手続の電子化及び納付確認システムの導入が完了したことにより160万4,000円の減、009e L T A X リームス連携システム及び010e L T A X 審査システムで、地方税統一QRコード対応に係るシステムの連携構築が完了したことにより、343万4,000円の減、012固定資産台帳等基礎資料整備業務で、未評価家屋の現地調査委託の終了による374万円の減が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料、001使用料の001口座振替システム使用料は32万7,000円で、先ほどの補正予算の説明でも申し上げましたが、今までI S D N回線を使用していた口座振替システムを新たに伝送サービスによる口座振替システムに移行したことにより発生する費用でございます。

以上、税務会計課関係の歳出予算について御説明を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 続きまして、小根沢住民福祉課長、お願いいたします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課に関わる歳出予算について御説明させていただきます。

60、61ページをお願いいたします。

款2 総務費、項4 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、職員2名分でございます。

節12委託料1,482万4,000円は、住基ネットワーク戸籍情報システムに係るシステム保守委託料でございます。戸籍情報システムの改修費用等128万2,000円が前年度より減となっております。

節13使用料及び賃借料553万7,000円は、住基戸籍総合システムのハードリース料等で、前年度と同額でございます。

節17備品購入費15万4,000円は、契印機を購入する費用でございます。

目2 マイナンバーカード交付事務費105万2,000円は25万円の増ですが、マイナンバーカード普及促進のための事務費でございます。

節3 職員手当等は職員の超勤手当。

62、63ページをお願いいたします。

節10需用費46万円は、事務用品等消耗品の購入費用、節11役務費23万6,000円はマイナンバーカードの通知の郵送料、節12委託料6万6,000円はマイナンバーカードの保守委託料でございます。

目3 証明書コンビニ交付事業費、節8 旅費は研修会等の旅費でございます。

節11役務費は、コンビニ交付委託手数料で交付したコンビニに支払う手数料、節12委託料は、コンビニ交付システム保守管理委託料、節18負担金補助及び交付金は、コンビニ交付に係る地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISへの運営負担金でございます。

66、67ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節1 報酬は、民生委員17名分、男女共同参画計画策定委員の報酬でございます。

節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費は、職員3名、会計年度任用職員1名分でございます。

68、69ページをお願いいたします。

節7 報償費は、出産祝い金27名分で、前年度と同額を計上しております。

節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会等への負担金で前年度比93万1,000円の増となっております。001負担金、004社会福祉協議会への負担金が76万4,000円の増、005病児病後児保育センターへの負担金が17万7,000円の減、006子育て支援施設ゆりかごへの負担金が34万4,000円の増となっております。そのほかにつきましては、前年度並みでござい

ます。

節27繰出金は、国保特別会計へ繰り出すものでございます。

目2障害者福祉費、節1報酬は、障害者福祉計画策定委員8名分でございます。

節11役務費ですが、70、71ページをお願いいたします。障害者福祉計画策定のためのアンケートの郵送料8万4,000円が増額となっております。その他につきましては、前年度並みでございます。

節12委託料12万3,000円の増で、新規に008福祉医療窓口負担無料化に伴うシステム改修費用30万1,000円の増、昨年度、障害者自立支援給付審査支払いシステムの改修委託料19万7,000円を計上いたしましたが、今年度はその分が減額となっております。あとは前年度並みでございます。

節18負担金補助及び交付金は、12万5,000円の増で、001負担金、001障害者介護給付費審査会負担金が10万9,000円の増、002相談支援事業が26万6,000円の増、これは昨年度は精神障害者地域活動支援センター事業補助金で計上していた27万9,000円を相談事業に上乗せ変更して、増額となっているものでございます。そのほかにつきましては前年度並みでございます。

節19扶助費、006障害者補装具交付等給付事業は86万円の減、あとは前年度並みでございます。

72、73ページをお願いいたします。

目3老人福祉費、節1報酬は、介護保険事業計画策定委員会委員10名分の報酬でございます。

節7報償費は、高齢者祝い金52名分でございます。

節10需用費、消耗品費は、年末に独居老人宅への配付をいたしますお節料理の費用等、燃料費1,784万9,000円はくつろぎの湯の灯油代で、94万7,000円の増でございます。

節12委託料は462万7,000円の増で、001くつろぎの湯管理委託料は189万6,000円の増、002老人センター管理委託料は66万2,000円の増でございます。030介護保険老人保健福祉計画策定委託料の336万6,000円は次期計画策定委託料で、新規事業でございます。

令和4年度の新規事業で計上いたしました日常生活圏域高齢者ニーズ調査148万5,000円は、事業終了のために減額となっております。

節13使用料及び賃借料は、後期高齢者医療総合システム使用料とサーバーの賃借料で、6万7,000円の増でございます。

節18負担金補助及び交付金ですが、74、75ページをお願いいたします。長野県後期高齢者医療広域連合負担金は149万6,000円の増となっております。あとは前年度並みでございます。

節27繰出金は介護保険特別会計が629万8,000円の増、後期高齢者医療特別会計は96万6,000円の減でございます。

目4地域包括支援センター費は、節1報酬は会計年度任用職員2名分、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は職員2名、会計年度任用職員1名分でございます。

76、77ページをお願いいたします。

節12委託料は介護予防サービス計画委託料が5万6,000円の減、介護予防ケアマネジメント委託料が12万8,000円の減となっております。

目5国民年金費は前年度並みでございます。

目6人権対策費は、節1報酬は人権講演会に係る講師謝金1万4,000円を新規に計上してございます。

78、79ページをお願いいたします。

節10需用費4万3,000円は、3年に一度に回ってきます人権の花運動に係る経費、節18負担金補助及び交付金10万8,000円は、人権対策研修会に係る負担金でございます。

目7地域少子化対策強化事業費、節7報償費は子育て講演会に係る講師謝金、節10需用費は子育てハンドブック増刷分等で5万9,000円の減、節18負担金補助及び交付金1万3,000円は上田地域定住自立圏婚活交流会に係る負担金でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節11役務費は13万3,000円の増で、福祉医療費窓口負担化に伴う新しい受給者証の発送等、旧受給者証の返送に係る郵送料の増でございます。

節12委託料は児童手当制度の改正に係るシステム改修費用の頭出しであります。

目2児童措置費、節19扶助費、児童手当は222万円の減、乳幼児児童医療給付費は福祉医療費窓口負担無償化等に伴うもので、328万8,000円の増となっております。

目3母子父子福祉費、節19扶助費は、同じく福祉医療費窓口負担無償化等に伴い、64万4,000円の増となっております。

飛びまして、86、87ページをお願いいたします。

目6ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費、節22償還金利子及び割引料は、県補助返納金の頭出しでございます。

目7子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、節22償還金利子及び割引料は、過年度の

事業補助金の確定に伴う国庫補助金返納金でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬は、衛生委員12名、保健補導員42名、健康寿命延伸プロジェクト委員18名分等でございます。

88、89ページをお願いいたします。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、職員5名分でございます。

節7報償費は、健康づくり教室の講師謝礼と節10需用費の光熱水費168万1,000円は保健センターの光熱水費で47万1,000円の増となっております。

90、91ページをお願いいたします。

節12委託料は47万円の増となっておりますが、検診事業の委託料はほぼ前年度並みとなっておりますが、037健康寿命延伸計画の作成に係る委託料として、新規に19万8,000円を計上しております。

節13使用料及び賃借料は前年度並みとなっております。

節18負担金補助及び交付金は456万6,000円の増でございます。

続きまして、92、93ページをお願いいたします。

002補助金、007不妊治療費給付金は30万円の減、003交付金、001出産・子育て応援交付金を新たに500万円新規計上いたしました。その他は前年度並みでございます。

目2予防費、節10需用費は49万4,000円の増、医薬材料費の増によるものでございます。

節12委託料は154万3,000円の減で、風疹追加的対策委託料の減によるものでございます。

節18負担金補助及び交付金は15万1,000円の減で、インフルエンザ予防接種費用補助金の減によるものでございます。

目3環境衛生費、節1報酬、節10需用費、節11役務費も前年度並みでございます。

節12委託料303万6,000円の減は、先ほど説明しましたように、新規に昨年度計上しました地球温暖化対策実行計画策定事業の終了に伴う減でございます。

94、95ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金は48万6,000円の増で、大星斎場、依田窪斎場の利用区域が廃止され、令和5年度より一本化になることによりまして、新たに001負担金、003依田窪斎場の負担金が新たに発生し、増額になったものによるもの、それ以外は前年度並みの見込みとなっております。

04新型コロナウイルス予防接種事業費につきましては、頭出しでございます。

目5高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業は、節1報酬21万2,000円の減となっております。

りますが、それ以外は前年度並みでございます。

項2清掃費、目1じんかい処理費ですが、96、97ページをお願いいたします。節10需用費は39万6,000円の増、節11役務費は29万1,000円の増、節18負担金補助及び交付金322万3,000円の増は、上田クリーンセンター負担金の208万円の増、ごみ処理広域推進費負担金114万3,000円の増によるものでございます。

目2し尿処理費は前年度並みとなっております。

以上、住民福祉課関係の予算について説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 続いて、稲垣建設農林課長、お願いいたします。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課に関わる歳出予算について御説明させていただきます。

説明に当たりましては、新たに計上した箇所、変更となった箇所などを中心に御説明させていただきます。

96ページを御覧ください。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費7,485万7,000円につきましては、節2給料から節4共済費までの人件費として職員1名、再任用職員0.5人分を計上しております。

98ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金6,700万円につきましては、78万5,000円の減、簡易水道事業会計負担金を計上しております。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬299万3,000円は、委員16名分の報酬となっております。なお、令和5年7月19日をもって現農業委員が任期満了となることから、3月22日から農業委員12名、農地利用最適化推進委員4名を募集してまいります。

100ページをお願いいたします。

目2農業総務費、節1報酬では任用職員2名分、節2給料では職員3名、任用職員地域農業マネージャー1名分を計上しております。

102ページをお願いします。

目3農業振興費、節2委託料、002農業支援委託料156万5,000円につきましては、ラジコン草刈り機実証実験のためのオペレーター委託料46万8,000円を含めて計上、010支障木除去委託料80万3,000円は、入奈良本牧場の中の支障木の伐採、農地整備に係る委託料として計上しております。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002農議連補助金20万円の中では、タチアカネそばの単収増を目指して、実証圃による肥料区、玉肥区、堆肥区等に分けて栽培実証試験を行うこととしております。005花卉・野菜・果樹等栽培施設補助金140万円では、農家からの要望を受けて、果樹栽培施設も対象に加え、ぶどう棚施設設置に係る費用の20%補助を予定しております。

104ページをお願いします。

009生産調整推進協力タチアカネ補助金600万円につきましては、水田活用直接支払交付金の産地交付金について、国からの配分額が減少した場合の農家補填として補助金を計上しております。020堆肥活用事業補助金14万7,000円では、販売農家が堆肥を購入する際の30%、上限額3万円を新規に補助するものです。021そば保管冷却器工事補助金174万8,000円では、タチアカネそばの品質確保を図るため、JA施設内に新たに設置するもので、工事費の2分の1を補助するものです。003交付金、001中山間地域等直接支払事業交付金1,288万8,000円では、21集落を計上しております。003多面的機能支払交付金983万8,000円につきましては、農地維持分438万5,000円、資源向上545万3,000円を6組織に交付するものです。007環境保全型農業直接支払交付金60万円につきましては、有機農業に取り組む組織に対して10アール当たり1万2,000円を新規に交付するものです。

目5農地費、節12委託料69万3,000円の調査設計委託料は、次のページの節14工事請負費525万円につきましては、村単の当郷地区中村水路改修工事と村単の夫神地区水路改修工事分として計上しております。

106ページをお願いいたします。

目6生産調整推進対策費、節18負担金補助及び交付金の001負担金150万1,000円では、農業再生協議会の事務負担金として計上しております。

目8国土調査費、節1報酬340万5,000円につきましては会計年度任用職員2名分、節2給料では職員1名分を計上しております。

108ページをお願いいたします。

節12委託料、001一筆地測量委託料266万3,000円では、2年目の取組になる中村地区3区の測量業務と、令和6年度新規地区の中村地区4区の事前調査として境界杭設置業務委託料を計上しております。

110ページをお願いします。

項2林業費、目2林業振興費、節12委託料、001委託料、001地域林政アドバイザー業務

委託料250万円では、森林経営計画の指導、間伐等の施業現場の調査を委託しております。002国補助事業委託料、001保全松林健全化整備事業委託料2,763万円につきましては、春駆除、秋駆除で計900立方メートル分を、002樹幹注入事業126万円では大法寺周辺で50本分を予定しております。003県費補助事業委託料、001松林健全化推進事業、伐倒駆除1,184万円につきましては、春駆除、秋駆除で計400立方メートル分を予定しております。

112ページをお願いします。

005森林環境譲与税、001松くい被害拡大防止事業592万円では、200立方メートル分の伐倒駆除を予定しております。002ライフライン等保全対策事業250万円では、中部電力と連携しながら、村道沿線の電線等に覆いかぶさっている危険木の伐採事業として計上いたしました。003松くい虫潜在感染木調査事業委託料200万円は、松やにの出方によって判断する予防対策として作業料100日分を新規計上いたしました。

節17、002備品購入費、002有害鳥獣駆除機材40万円につきましては、くくりわな30基、捕獲おり5基を予定しております。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002森林造成事業補助金1,103万8,000円につきましては、査定経費の10%を村がかさ上げ補助するもので、搬出間伐60.65ヘクタール、657万9,000円が主なものでございます。004薪・ペレットストーブ購入補助金は、5万円を上限に購入補助をするもので、薪ストーブ、ペレットストーブ、それぞれ3件分を見込んで計上いたしました。

飛びまして、124ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節2給料等につきましては、職員2名分、会計年度任用職員1名分を計上しております。

126ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002住宅用雨水貯留施設設置補助金12万5,000円は、購入設置に関する費用の3分の2を補助するもので、上限補助額は100リットル以上500リットル未満で2万5,000円、500リットル以上で5万円とし、2万5,000円の5件分として計上いたしました。

目2公共下水道費、節2給料等につきましては、下水道事業職員1名分、再任用職員0.5人分を計上しております。

128ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金1億8,978万1,000円につきましては、1,447万2,000円の減、

公共下水道事業会計への補助金となります。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、節1報酬20万円につきましては、臨時的に除雪作業を実施していただくものです。

節10需用費、修繕料1,600万円では、村道の道路修繕、舗装、道路排水修繕等を計上しております。

節13材料及び賃借料160万円につきましては、各地区で御協力をいただいております材料支給事業等の重機借上料等を見込んでおります。

節14工事請負費2,200万円につきましては、村道道路改良工事等を計上しております。

節15原材料費300万円、材料支給事業に伴う砕石生コン等が主なものでございます。

目2道路新設改良費、節2給料等につきましては、職員1名分でございます。

130ページをお願いします。

節14工事請負費2,000万円につきましては、村道村松国道北2号線の道路拡幅改良工事分を計上しております。

節16公有財産購入費320万円につきましては、村道村松国道北2号線道路拡幅改良工事に伴う土地購入費が主なものでございます。

飛びまして、174ページをお願いします。

款10災害復旧費につきましては、頭出しとして計上させていただきました。

以上、建設農林課関係の歳出について御説明を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 途中ですが、ここで暫時休憩としたいと思います。

再開は13時10分からということをお願いしたいと思います。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時10分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9、議案第7号 令和5年度青木村一般会計予算について提案者の説明を求めておりましたが、途中でしたけれども、これからその途中から再開いたします。

では、小林商工観光移住課長、よろしく申し上げます。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、引き続き商工観光移住課に係る歳出予算につ

いて御説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、本年度、前年度比較を省略させていただきます、新年度において新たに計上した費用、重要な事業などを中心に説明をさせていただきます。

112、113ページを御覧ください。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工費、節2 給料からおめくりをいただきまして、114ページ、115ページ、節4 共済費につきましては、職員3名分の人件費になります。

目2 商工業振興費、節18負担金補助及び交付金、002補助金1,702万3,000円は商工会や村内商工業者への事業支援、各種制度資金融資保証料の補助金、1億円の発行予定であります地域商品券発行事業に係る事業補助が主なものでございます。

118、119ページを御覧ください。

目3 観光費、節18負担金補助及び交付金になります。そちらの002補助金、002イベント補助金200万円につきましては、9月にタチアカネ花・実まつり、11月に産業祭、さらに加えて、環境省指定の全国国民保養温泉地協議会総会が当村田沢・沓掛温泉で7月に開催されることになりました。その開催地補助金として50万円を計上しております。

目4 昆虫資料館費、節1 報酬158万5,000円につきましては、事務及び環境整備の業務に1人分と、イベントに伴いますパート職員分を計上しております。

節2 給料につきましては、館長任用職員1名分を計上しております。

120ページ、121ページを御覧ください。

目5 移住定住促進費、節2 給料につきましては、任用職員2名分を計上しております。

おめくりいただきまして、122、123ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、001定住促進応援補助金1,000万円につきましては、10件分を見込んでおります。003U I J ターン就業創業移住支援事業補助金は、600万円につきましては、従来の100万円のもの2件分と新たに子育て加算分100万円の4人分を見込んでおります。

目6 道の駅関連施設運営費、節14工事請負費275万7,000円につきましては、道の駅市場の日よけ設備、防犯カメラの設置工事を見込んでおります。

少し飛びます。

130、131ページをお願いいたします。

款7 土木費、項3 住宅費、目1 住宅管理費、節10需用費、006修繕料は、村営住宅の修繕に係る費用について、前年同額の506万円を計上させていただきました。

おめくりいただきまして、132、133ページをお願いします。

目2住宅建設費、節18負担金補助及び交付金、002補助金、002住宅解体工事補助金は、新規事業としまして、空き家の適正管理と安全・安心な住環境の観点から取り組みます。対象経費の上限20万円の5件分100万円を計上させていただきました。

項4別荘事業費、目1別荘事業費は、議案第1号で御説明をさせていただきましたが、令和5年度より特別会計から一般会計に移行させていただきます。

節1報酬から節8旅費については、所長1名、事務員1名、草刈り等作業員の人件費に係る費用を計上しました。

節10需用費、006修繕料は別荘地内の道路等の補修、備品の修繕料を計上しました。

節12委託料は、別荘地内の夜間パトロール委託料等を計上しております。

おめくりをお願いしまして、134、135ページ、節14工事請負費、003村単工事請負費では、草刈り機等の物置の工事費用として165万円を計上しております。

以上、商工観光移住課関係について御説明をいたしました。

○議長（金井とも子君） 続きまして、成沢保育園長、お願いいたします。

成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明申し上げます。

80ページから85ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費の予算総額は1億4,591万9,000円でございます。昨年度の当初予算より244万6,000円の増となっております。

節1報酬から節4共済費及び節8旅費までは、正規保育士10名、フルタイム10名、パートタイム12名、総延長保育士3名の見込みとなっております。人件費等の合計で見ますと、昨年度より204万7,000円の増となっております。これは、会計年度任用職員による処遇改善により増加傾向となっております。

82ページ、83ページをお願いします。

節10需用費、燃料費と光熱水費は、物価高騰のため123万8,000円の増となっております。修繕料は遊具点検の結果、老朽化を迎えている遊具が増えており、緊急度の高い遊具からの修繕とする計画的更新分とファンヒーター2台分などの修繕のため、126万3,000円ほど増とさせていただきました。賄い材料費は食材高騰のため、270万3,000円の増となっております。

節12委託料は、第3期青木村子ども・子育て支援事業計画策定のための利用規模把握調査

110万円が主なものです。

84ページ、85ページをお願いします。

節14工事請負費の128万7,000円は、玄関、廊下、トイレ等照明器具のLED化交換工事費となっております。

節17備品購入費60万円の内訳は、草刈り機、老朽化した子供用の机、掃除機などとなっております。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 続いて、杓掛教育長、お願いいたします。

杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 令和5年度の教育委員会関係の歳出予算について御説明をいたします。よろしくをお願いします。

84ページをお開きください。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費は、児童センターの関係の予算でございしますが、110万7,000円の増で、主に処遇改善や光熱費の増について配慮してございます。

節2の給料では、職員4名分を計上してあります。

節7報償費は、地域の方をお願いして実施している水曜クラブの講師謝礼で、今年度はコロナ禍で実施できませんでしたが、来年度では後半の5か月分の予算を計上してあります。

節11役務費の普通傷害保険料は、利用する子供たち延べ2万2,000人分の保険料を見込んでございます。

飛びまして、138ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございしますが、3万7,000円の増で、節1報酬の教育委員につきましては4名分でございます。

続いて、目2事務局費でございしますが、87万7,000円の増となっております。

節2給料の003会計年度任用職員では、カウンセラー1名とICT支援員1名分を計上してあります。

節7報償費では、保育園や小・中学校に直接指導をしていただく講師の謝礼を計上してあります。

続きまして、142ページ、目3教育指導費は、69万2,000円の増となっております。

節7報償費では、今年度は信州教育の日として実施した子育てフォーラムをぜひ3年前のように多くの方の参加をいただきながら実施したいと考えておりまして、講師謝礼等も予算

に盛り込んであります。

節18負担金補助及び交付金では、002補助金として、幼児教育無償化に伴う認可幼稚園や認可外幼稚園の幼児への補助と、特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童のための通学補助を計上してございます。

145ページですが、節19扶助費では、準要保護就学援助費として、小学校では29名分、中学校では12名分を見込んであります。特別支援学級分では小学校で24名分、中学校で7名分を見込んであります。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、997万3,000円の増となっております。

147ページの節2給料ですが、新1年生と新2年生に講師2名を配置し、少人数で丁寧な指導を行ってまいります。

次の149ページの節13使用料及び賃借料の001使用料では、保護者に通知をするオクレンジャーの使用料と学習に使用するeライブラリ、それから特別支援学級で使用する学習ソフトすらの使用料です。

節14工事請負費ですが、小学校体育館のLED化工事と和式のトイレを洋式に変える工事を予定しています。各階2か所から3か所の改修を行い、合計7か所のトイレ改修を行う計画であります。今後、学校や子供たちの使い勝手の様子を見て、よければさらに洋式の数を増やしていきたいと考えています。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、1,070万6,000円の増でございます。

節2給料では、今年度と同様に体育と理科と英語の講師を配置する予定であります。

153ページの節13使用料及び賃借料の005使用料ですが、小学校と同様に保護者に通知をするオクレンジャー、学習に使用するeライブラリ、特別支援学級で使用するすらのソフトの使用料であります。

節14工事請負費ですが、給食室のボイラーの配管工事と水道の混合栓の工事、さらに高圧受変設備工事を計画しております。いずれもこれまでに改修の要望があったり、県から指導があったため、今回予算に盛り込み、改修を行うものであります。

154ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費については、例年どおりでございます。

目2公民館費は、36万9,000円の減となっております。来年度は村民運動会の年になりますので、節7報償費の中に運動会の景品代を計上してあります。

次に、156ページの目3文化会館費は、5,174万5,000円の減でございます。減額の主な理由は、本年度文化会館の空調設備工事に充てていた予算が工事完了に伴い、減額されることによります。

159ページの節17備品購入費では、講演会用のマイクと展示用パネル等の購入を予定しています。

160ページ、目4文化財保護費は、75万7,000円の増になっております。

節2委託料として、埋蔵文化財試掘調査委託料を計上してあります。

また、節14工事請負費として、杣掛地区にある野生里芋群生地の土手の崩れを防ぐため、暗渠排水を設置する工事を計画しております。

目5青少年健全育成費は、62万8,000円の増になっております。

節1報酬では、来年度の部活動地域移行も見据えて、部活動指導員報酬を若干増額してあります。

162ページ、目6美術館費は、191万6,000円の増になっております。

節7報償費では、趣味アトリエや絵画教室の講師謝礼を盛り込んでございます。

164ページの目7図書館費は、490万1,000円の減になっております。

167ページの節12委託料の中の008調査設計委託料として、図書館全体の空調設備の改修工事のための調査設計委託料を計上してあります。

168ページ、目8歴史文化資料館費、目9民俗資料館費については、特別申し上げることはありません。

目10五島慶太未来創造館ですが、7万7,000円の増になっております。

171ページの節12委託料で、展示品制作委託料やノベルティグッズ製作委託料に企画展の費用を計上してございます。来年度は殿戸の生家の復元展、それから東京の上野毛にある五島家の収蔵品の企画展など、時期に合った企画展を行いたいと考えております。

170ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費でございますが、特に申し上げることはございません。

172ページ、目2体育施設費ですが、5万8,000円の減で、次の175ページの節14工事請負費として、武道館の照明をLEDにするための工事費を計上してございます。

以上、教育委員会関係の歳出予算の説明を申し上げます。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第10、議案第8号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第8号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

189ページをお願いいたします。

令和5年度青木村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,798万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

196、197ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は9,181万6,000円で、207万5,000円の減でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金補助及び交付金、目1 保険給付費交付金は4億5,271万9,000円で、1,450万1,000円の増でございます。

節1 保険給付費交付金（普通交付金）は931万3,000円の増、医療費に係る県からの交付金でございます。

198、199ページをお願いいたします。

節2 保険給付費交付金（特別交付金）は1,379万9,000円で、518万8,000円の増でございます。001保険者努力支援分511万8,000円の増によるものでございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は3,482万6,000円で、67万6,000円の増でございます。

節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は40万円の増。

節2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は10万円の増。

節6 財政安定化支援事業繰入金は10万円の増でございます。

項2 基金繰入金、目2 基金繰入金は160万円で、6万円の増でございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は1,700万円で、600万円の増でございます。前年度からの繰越金でございます。

200、201ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は160万2,000円で、76万1,000円の減でございます。

節12委託料は74万5,000円の減で、令和4年度子供均等割の軽減措置の制度改正に伴う委託の終了等による電算委託料の減でございます。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費、節10需用費121万7,000円の増で、納税通知書の用紙代の増でございます。

款2 保険給付費、項1 療養給付費、目1 一般被保険者療養給付費は、被保険者の診療報酬費3億7,498万4,000円で、735万2,000円の増でございます。

202、203ページをお願いいたします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は5,826万2,000円で、114万2,000円の増となっております。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は100万1,000円で、16万円の増、出産育児一時金2件分を見込んでおります。令和5年度より出産育児一時金が42万円から50万円に改正されることに伴う増でございます。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は20万円で、前年度同額で見込んでおります。葬祭費10件分を見込んでおります。

204、205ページをお願いいたします。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分は8,945万円で、30万2,000円の増。

項2 後期高齢者支援金等分、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等分は3,116万9,000円で、340万6,000円の増。

項3 介護納付金分、目1 介護納付金分は967万3,000円で、57万7,000円の減でございます。いずれも県の積算に基づき国庫の財政運営主体でございます。県に納める負担金でございます。

款4 保険事業費、項1 保険事業費、目1 保健衛生普及費は155万円で、15万6,000円の減でございます。

節18負担金補助及び交付金は、人間ドック検診補助金として146万5,000円を計上し、日帰りドック80名、1泊ドック10名、脳ドック1名分を計上してございます。

項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は417万7,000円で、8,000円の減でございます。

206、207ページをお願いいたします。

節12委託料は410万8,000円で、特定健診は364人分、特定保健指導を6名分見込んでおります。

項3ヘルスアップ事業費、目1生活習慣病予防対策費は434万9,000円で、88万2,000円の増でございます。

節1報酬、節8旅費は会計年度任用職員分、節12委託料は、検診結果データ作成検診通知作成に係る委託料で、節17備品購入費は身長体重計の購入費用でございます。

目2生活習慣病等重症化予防対策費は566万1,000円で、325万3,000円の増でございます。

節1報酬は会計年度任用職員分、節7報償費は健康づくり講演会の講師謝金、節10需用費は保健センターの光熱費等で36万円の増でございます。

208、209ページをお願いいたします。

節12委託料は、検診結果データの作成委託費等で243万2,000円の増、健康づくり教室の委託料42万7,000円の増となっております。

目3重複・頻回受診者等に対する対策費は184万1,000円で、新規事業になります。

節1報酬、節8旅費は会計年度任用職員分、節12委託料はデータ作成委託料でございます。

款5諸支出金、款6予備費につきましては、前年度並みとなっております。

以上、国民健康保険特別会計予算について御説明いたしました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第11、議案第9号 令和5年度青木村介護保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第9号 令和5年度青木村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

211ページをお願いいたします。

令和5年度青木村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,493万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

218、219ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料は1億1,632万7,000円で、44万7,000円の減となっております。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は8,575万9,000円で、72万6,000円の増でございます。給付費のうち、施設分として4,015万3,000円、居宅分として4,560万6,000円を計上してございます。いずれも令和4年度の実績見込みによるものでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は3,534万5,000円で、158万7,000円の減。

目2 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）は287万1,000円で、40万4,000円の減、目3 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援）は91万1,000円で、10万7,000円の増、それぞれ令和4年度の実績見込みによる積算でございます。

目4 保険者機能強化推進交付金は60万7,000円で、10万9,000円の減、目5 介護保険料努力支援交付金は85万5,000円で、3万6,000円の増での交付を見込んでございます。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は1億3,384万3,000円で、53万3,000円の増でございます。介護給付費の27%相当分で令和4年度実績による見込みでございます。

220、221ページをお願いいたします。

目2 地域支援事業支援交付金は387万5,000円で、54万6,000円の減でございます。地域支援事業の27%相当分で、令和4年度実績による見込みでございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金は7,534万9,000円で、8万4,000円の減でございます。給付費のうち施設分17.5%、居宅分12.5%を令和4年度実績で見込ん

でございます。

項 3 県補助金、目 1 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）は179万4,000円で、25万3,000円の減。

目 2 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援）は45万6,000円で、5万4,000円の増、いずれも令和4年度実績による見込みでございます。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は6,196万5,000円で、24万7,000円の増でございます。保険給付費の12.5%を繰り入れるものでございます。

目 2 地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）は179万4,000円で、25万3,000円の減でございます。地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業の12.5%を繰り入れるものでございます。

目 3 地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援）は45万6,000円で、5万4,000円の増。包括的支援・任意事業分の19.25%を繰り入れるもので、いずれも令和4年度実績による見込みでございます。

目 4 その他一般会計繰入金は2,677万7,000円で、594万円の増でございます。事務費等の繰入金でございます。

目 5 低所得者保険料軽減繰入金は594万1,000円で、31万円の増、令和4年度実績により低所得者の保険料軽減分を繰り入れるものでございます。

飛びまして、224、225ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は230万5,000円で、24万4,000円の減でございます。

節12委託料、システム改修委託料8万7,000円は、第9期介護保険制度改正に伴うシステム改修費等でございます。

項 2 介護認定審査会費、目 1 認定審査会共同設置等負担金は985万4,000円で、31万円の減でございます。上田地域広域連合に負担金として支払うものでございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費は1億7,959万5,000円で、135万1,000円の増で、要介護1から5の在宅サービスの給付費に係るもので、令和4年度実績による見込みでございます。

226、227ページをお願いいたします。

目 3 地域密着型介護サービス給付費は3,020万円で、170万7,000円の増でございます。認

知症グループホームの給付費に係るもので、令和4年度実績による見込みでございます。

目5 施設介護サービス給付費は2億3,789万7,000円で、89万1,000円の増でございます。老人福祉施設である特別養護老人ホーム等の施設サービスの給付費に係るもので、令和4年度実績による見込みでございます。

続きまして、228、229ページをお願いいたします。

目7 居宅介護福祉用具購入費、目8 居宅介護住宅改修費は前年度並みでございます。

目9 居宅介護サービス計画給付費は2,173万5,000円で、149万8,000円の増でございます。要介護者の計画作成費用になります。令和4年度実績による見込みでございます。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費は1,032万8,000円で、124万2,000円の増でございます。要支援1、2の方の在宅サービス費で、デイケア、福祉用具貸与、ショートステイ等に係るもので、令和4年度実績による見込みでございます。

230、231ページをお願いいたします。

目7 介護予防サービス計画給付費は224万8,000円で、5万6,000円の減でございます。要支援の方のプラン策定費用で、令和4年度実績による見込みでございます。

232、233ページをお願いいたします。

項3 その他諸費、目1 審査支払手数料は、前年度並みでございます。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費は1,080万円で、89万7,000円の減でございます。介護保険利用者の負担上限額を超えた場合に所得に応じて給付されるサービスで、令和4年度実績による見込みでございます。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は1,957万7,000円で、92万8,000円の減でございます。要介護者の施設の食事代、部屋代の減額分で令和4年度実績による見込みでございます。

続きまして、234、235ページをお願いいたします。

項6 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費は131万5,000円で、12万5,000円の減。要介護者の介護費用と医療費の個人負担分が限度額以上になった場合に支給するもので、令和4年度実績による見込みでございます。

236、237ページをお願いいたします。

款5 地域支援事業、項1 介護予防生活支援サービス事業費、目1 介護予防生活支援サービス事業費（第1号訪問通所生活支援事業）は1,577万1,000円で、18万1,000円の増でございます。

目2介護予防ケアマネジメント事業費は145万6,000円で、12万8,000円の減。令和4年度実績による見込みでございます。

項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費、節7報償費は介護予防事業に係る講師謝金等で、前年度並みの見込みでございます。

238、239ページをお願いいたします。

目4任意事業費は783万6,000円で、21万8,000円の増でございます。

節12委託料は介護予防地域支え合い事業として外出支援サービス事業、緊急通報体制等整備事業、訪問理美容サービス事業を計上しております。

節18負担金補助及び交付金は、紙おむつ補助金55万円。

節19扶助費は、寝たきり認知症老人介護慰労金200万円を見込んでおります。

以上、介護保険特別会計予算について御説明いたしました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第12、議案第10号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第10号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

243ページをお願いいたします。

令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,968万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

250、251ページをお願いいたします。

2 歳入

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は3,642万

7,000円で、120万2,000円の増。

目2 普通徴収保険料は1,704万2,000円で、194万5,000円の増となっております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 保険基盤安定繰入金は1,620万7,000円で、96万6,000円の減となっております。

252、253ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金は6,967万7,000円で、218万1,000円の増でございます。徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を合算し、後期高齢者医療広域連合に負担金として納付するものがございます。

以上、後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第13、議案第11号 令和5年度青木村簡易水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、1ページをお願いいたします。

議案第11号 令和5年度青木村簡易水道事業会計予算について御説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和5年度青木村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数、2,035戸。

2. 年間総排水量、53万9,820立方メートル。

3. 一日平均配水量、1,479立方メートル。

4. 主要な建設改良事業、イ、原水及び浄水施設費、3,080万円。ロ、配水施設費、2,860万円。

内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款水道事業収益1億7,970万9,000円、第1項営業収益8,989万8,000円、第2項営業外収益8,981万1,000円。

支出

第1款水道事業費用1億7,014万9,000円、第1項営業費用1億5,554万7,000円、第2項営業外費用1,450万2,000円、第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,378万4,000円は、損益勘定留保資金3,838万4,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額540万円で補填するものとする。)

2ページをお願いします。

収入

第1款資本的収入1億311万6,000円、第1項企業債5,570万円、第2項負担金及び分担金ゼロ、第3項補助金4,741万6,000円。

支出

第1款資本的支出1億4,690万円、第1項建設改良費5,940万円、第2項企業債償還金8,750万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業債。限度額、5,570万円。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。利率、年3%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った場合においては当該見直し後の利率)。償還の方法。公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項の間の流用。

3ページをお願いします。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 人件費等負担金、749万7,000円。

(他会計からの補助金)

第9条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助金を受ける場合は、6,700万円である。

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

13ページをお願いいたします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1 水道事業収益、項1 営業収益、目1 水道使用料8,932万円。前年度と同額を計上しております。家庭内利用が多くを占めており、前年度実績見込みは減少を見込んでおりますが、令和5年度途中から操業を開始する企業の使用を考慮し、同額計上といたしました。

項2 営業外収益、目1 他会計補助金2,325万円。223万5,000円の減として計上しました。一般会計からの補助金でございます。

目3 長期前受金戻入6,656万円につきましては、将来にわたって利用する資産を取得したときにその財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割計上されるものでございます。

14ページをお願いします。

支出について、主なものを申し上げます。

款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費、節17委託料は、原水水質検査委託料242万円、草刈り及び植栽管理委託料224万1,000円が主なものでございます。

節20修繕費、110万円、浄水場等の施設修繕を見込んでおります。

目2 配水及び給水費、節17委託料は、浄水水質検査委託料335万5,000円。

節20修繕費880万円は、水道本管止水等修繕、量水器取替費として見込んでおります。

目3総係費、節17委託料、電算委託料198万4,000円のうち、48万2,000円をインボイス対応システム改修委託料として臨時的に計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

公営企業アドバイザー業務委託料55万円につきましては、企業会計の予算決算処理業務など専門的な事務処理指導を委託し、運用を図るものでございます。

節31負担金、人件費等負担金785万7,000円は、職員1名、再任用職員0.5人分の人件費を見込んでおります。

目4減価償却費1億616万3,000円は、構築物減価償却費8,054万1,000円、486万7,000円の減が主なものでございます。

項2営業外費用1,450万2,000円につきましては、目1支払利息及び企業債取扱諸費1,200万円の起債利息分が主なものでございます。

16ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債5,570万円につきましては、浄水場の配管及び計装機器等の交換工事、配水池計装機器更新工事に充当するものでございます。

項3補助金、目2他会計補助金4,375万円、145万円の増につきましては、元金償還充当他会計補助金を計上してございます。

支出について、主なものを申し上げます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1原水及び浄水施設費、節33工事請負費3,080万円につきましては、滝川浄水場内の空気配管更新工事で2,200万円、濁度計更新工事で880万円を計上しております。

目2配水施設費、節17委託料1,100万円では、令和6年度からの国庫補助事業として予定しております入奈良本・深山地区と殿戸地区と導水管布設替工事を行うための実施設計委託料として。

節33工事請負費1,760万円につきましては、村松の西洞配水池計装機器更新工事を予定しております。

項2目1企業債償還金8,750万円、250万円の増につきましては、水道事業債の元金償還金を計上しております。

以上、令和5年度青木村簡易水道事業会計予算について御説明申し上げます。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第14、議案第12号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、1ページをお願いいたします。

議案第12号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 処理区域内人口、4,050人。
2. 年間処理水量、32万5,900立方メートル。
3. 一日平均処理水量、893立方メートル。
4. 主要な建設改良事業、イ、下水道管布設替工事、2,000円。ロ、処理場内建設改良工事368万5,000円。

内容については後ほど御説明申し上げます。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款下水道事業収益2億2,663万5,000円、第1項営業収益6,947万1,000円、第2項営業外収益1億5,716万4,000円。

支出

第1款下水道事業費用2億2,363万5,000円、第1項営業費用2億111万1,000円、第2項営業外費用2,242万4,000円、第3項予備費10万円。

（資本的収入支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額1,085万円は、損益勘定留保資金1,048万8,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額36万2,000円で補填するものとする）。

2ページをお願いします。

収入

第1款資本的収入1億6,596万4,000円、第1項下水道費分担金215万1,000円、第2項他会計補助金1億6,381万3,000円。

支出

第1款資本的支出1億7,681万4,000円、第1項建設改良費368万7,000円、第2項固定資産購入費29万1,000円、第3項企業債償還金1億7,283万6,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 同一款内における各項の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 人件費等負担金、1,098万5,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助を受ける場合は1億8,978万1,000円である。

令和5年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

11ページをお願いいたします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料6,943万9,000円、前年度実績に
より前年度同額計上しており、簡水事業会計と同様の考え方でございます。

項2営業外収益、目1他会計補助金2,596万8,000円、251万円の増につきましては、償還金利子分に充当するものです。

目2 長期前受金戻入 1億3,119万6,000円、前年度同額につきましては、節4 国庫補助金 4,502万2,000円。

節5 他会計補助金、企業債元金償還充当他会計補助金6,947万2,000円が主なものでございます。将来にわたって利用する資産を取得したときにその財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数によって分割計上されるものでございます。

12ページをお願いします。

支出について、主なものを申し上げます。

款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目1 管渠費、節17委託料、下水道本管清掃・点検業務委託料120万3,000円は、延長1キロメートルを予定しております。

目2 処理場費3,544万8,000円、243万円の増。節17委託料、処理場維持管理委託料1,012万円、脱水汚泥処理業務委託料691万1,000円が主なものでございます。

節20修繕費498万3,000円につきましては、浄化センター電気設備としての操作盤、電流計、監視装置制御盤、機械設備として活性炭吸着剤交換、ポンプ逆止弁の修繕等を見込んでおります。

13ページをお願いします。

目3 総係費、節17委託料、下水道経営戦略策定業務委託料385万円は、10か年計画策定から5年経過することから、総務省通達により中間見直しをするものでございます。その他委託料、企業会計支援アドバイザー委託55万円につきましては、企業会計の予算決算処理業務など専門的な事務処理指導を委託し、運用を図るものでございます。

節31負担金、人件費等負担金1,110万5,000円につきましては、職員1名、再任用職員0.5人分を見込んでおります。

14ページをお願いします。

目4 減価償却費 1億4,194万5,000円、35万3,000円の増につきましては、機械及び装置減価償却費75万6,000円の微増が要因でございます。

項2 営業外費用2,242万4,000円、505万9,000円の減につきましては、目1 支払利息及び企業債取扱諸費、起債利息分の減少が主な要因でございます。

15ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1 資本的収入、項1 目1 下水道費分担金215万円は、5戸分の受益者分担金を見込んで

計上しております。

項2補助金、節1他会計補助金1億6,381万3,000円につきましては、元金償還充当手当他会計補助金を計上しております。

16ページをお願いします。

支出について、主なものを申し上げます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1管路建設改良費2,000円につきましては、受託工事が発生した場合の予算を頭出し計上いたしました。

目2処理場建設改良費、節33工事請負費368万5,000円につきましては、マンホールポンプの改修工事96万8,000円、薬品供給ポンプ制御盤改修工事73万7,000円、搬送汚泥ポンプ改修工事198万円として計上いたしました。

項3目1企業債償還金1億7,283万6,000円、1,708万5,000円の減につきましては、下水道事業債元金償還金として計上しました。

以上、令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

◎発議第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第15、発議第1号 青木村議会政務活動費の交付に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

宮下壽章議員。

○8番（宮下壽章君） 発議第1号について御説明いたします。

青木村議会政務活動費の交付に関する条例（案）についてでございますが、地方自治法第112条の規定により、青木村議会政務活動費の交付に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月8日提出。

提出者、青木村議会委員、宮下壽章。賛成者、松澤正登議員、宮入隆通議員。

提出理由でございます。

議員が行う調査研究、広報・広聴、研修会への参加など村政の課題及び村民の意志を把握し、村政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図る活動に要する経費を交付するため、青木村議会政務活動費の交付に関する条例を制定しようとするものでございます。

条例につきましては、次のページに1から12条まで記されております。また、政務活動費に要する経費、使途でございますが、3ページに、収支報告については4ページ、5ページに記されております。精査のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

◎発議第2号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第16、発議第2号 青木村議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛計三議員。

○9番（沓掛計三君） それでは、発議第2号について御説明申し上げます。

発議第2号 青木村議会の個人情報の保護に関する条例（案）。

この条例については、既に全員協議会で説明がありましたので、提案理由のみで説明とさせていただきます。

提出理由。

改正個人情報保護法の施行に伴い、地方議会の当該法の対象外となりますが、従来の青木村個人情報保護条例において、この議会は執行機関の一つとして個人情報保護に関する対応をしてきました。

このことから、引き続き個人情報の保護と適切な対応を図るため、議会における個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものであります。

以上でございます。

◎発議第3号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第17、発議第3号 青木村議会基本条例及び青木村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛計三議員。

○9番（沓掛計三君） それでは、発議第3号について説明申し上げます。

発議第3号 青木村議会基本条例及び青木村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（案）。

地方自治法第112条の規定により、青木村議会基本条例及び青木村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月8日提出、提出者、青木村議会議員、沓掛計三。賛成者、居鶴貞美、宮下壽章。

本条例についても全員協議会で説明がありましたので、提出理由のみについて説明させていただきます。

提出理由。

青木村議会の個人情報の保護に関する条例を施行するに当たり、関係条例の一部を改正するものです。

以上です。

○議長（金井とも子君） 沓掛計三議員。

○9番（沓掛計三君） すみません。第2号について、提案者と賛成者の者を落としたもので、提出日時等を落としたもので、令和5年3月8日、提出者、青木村議会議員、沓掛計三。賛成者、居鶴貞美、賛成者、宮下壽章。

以上です。申し訳ありませんでした。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第18、陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とし、片田事務局長より説明をお願いします。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、陳情第1号について、陳情書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

長野県青木村議会議長、金井とも子様。

上小地区労働組合連合議長、金井文明。

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。
陳情の趣旨。

第8波に及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大と気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が住民の生活を圧迫し、特に最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど、弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大を進めました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素、その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況、冷え込んだ指標を基に最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し、決められています。

このように、地域別制度は最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の4か国のみです。米国は、州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。日本も批准するILO最低賃金決定制度勧告が同価値労働に対する男女同一報酬の原則と、労働者が妥当な生活水準を維持し得るように考慮することを規定しているのは当然のことです。

15年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差はあまりに大きく、実現には様々なハードル

があるのも事実です。しかし、私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に地域による大きな格差は認められません。政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。全国一律制にするとともに、最低賃金を引き上げるためには、国による抜本的な中小・零細企業、農林水産業支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。

また、下請け企業への単価削減、賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。

労働者、国民の生活を底上げし、購買力を上げることで地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は、第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるようにする」としています。

下記の項目の早期実現を求め、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

記。

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。

2. 政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように中小企業、農林水産業への支援策を抜本的に拡充、強化し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上、陳情第1号について御説明申し上げました。

○議長（金井とも子君） 訂正をお願いいたします。

先ほど、片田総務企画課長と申し上げましたが、この説明については、議会事務局長の立場で説明されましたので、訂正いたします。

◎令和5年度社会福祉協議会会計予算の報告

○議長（金井とも子君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、令和5年度青木村社会福祉協議会会計予算について報告をいただきます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、令和5年度青木村社会福祉協議会会計予算について御説明申し上げます。

令和5年度青木村社会福祉協議会会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,403万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、清水よし江。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 補助金、項1 村補助金、目1 村補助金につきましては、76万4,000円の増となっております。

款2 配分金、項1 配分金、目1 配分金ですが、赤い羽根・歳末助け合い共同募金より約80%が配分されるもので、前年度と同額となっております。

款3 事業委託金、項1 村委託金、目1 村委託金は老人センターとくつろぎの湯の村からの委託分で、255万8,000円の増となっております。

款4 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料は、20万円の増となっております。

項2 手数料、目1 手数料は前年と同額となっております。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 事務費、項1 事務費、目1 事務費は57万円の増で、節1 報酬は会長、理事、評議員と会計年度任用職員分でございます。

11、12ページをお願いいたします。

款2 事業費、項1 援護費、目1 援護費は16万9,000円の増で、節19 扶助費は両親片親のない家庭慰問金、フードバンク食糧支援事業、経済的困窮者生理用品無償配布事業で、フード

バンク事業で前年度より20万円の増となっております。

13、14ページをお願いいたします。

項5老人センター費、目1老人センター費は66万2,000円の増で、節1報酬、節2給料、節3職員手当、節4共済費等は老人センターの会計年度任用職員分でございます。

節10需用費は44万7,000円の増で、光熱水費が60万5,000円の増、修繕料が15万8,000円の減となっております。その他は前年度並みでございます。

15、16ページをお願いいたします。

項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費は209万6,000円の増で、節1報酬、節2給料、節3職員手当、節4共済費等は、くつろぎの湯の会計年度任用職員分でございます。

節10需用費は、光熱水費が223万8,000円の増となっております。その他は前年度並みでございます。

17、18ページをお願いいたします。

項10結婚推進事業費、目1結婚推進事業費ですが、続き、19、20ページをお願いいたします。

節1報酬費は、結婚相談員分でございます。

節18負担金補助及び交付金は2万5,000円の増で、長野結婚マッチングシステム登録補助金が2万5,000円の増となっております。

以上、青木村社会福祉協議会会計予算について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（金井とも子君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

この後、全員協議会を議員控室にて行いますので、議員の皆さんは御移動願います。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時28分

令和 5 年 3 月 1 0 日（金曜日）

（第 2 号）

令和5年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年3月10日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	松本 淳英 君	2番	塩澤 敏樹 君
3番	平林 幸一 君	4番	宮入 隆通 君
5番	坂井 弘 君	6番	松澤 正登 君
7番	金井 とも子 君	8番	宮下 壽章 君
9番	沓掛 計三 君	10番	居鶴 貞美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村 政夫 君	教 育 長	沓掛 英明 君
参事兼 総務企画課長	片田 幸男 君	商工観光移住 課 長	小林 利行 君
住民福祉課長	小根沢 義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監	奈良本 安秀 君
建設農林課長	稲垣 和美 君	教育次長兼 公民館 長	宮下 剛男 君
保育園長	成沢 亮子 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター 長	高柳 則男 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原 博信 君	建設農林課 課長補佐兼 建設防災係 副 管 理 監	小林 義昌 君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤 和宏 君	総務企画課 企画財政係 長	金井 大介 君

住民福祉課
課長補佐兼
保健衛生係

早乙女 敦 君

住民福祉課
課長補佐兼
住民福祉係

依 田 哲 也 君

総務企画課
総務係 課長

宮 澤 俊 博 君

商工観光課
商工観光移
商工観光係

小 山 明 之 君

総務企画課
課長補佐兼
総務係 課長

小 林 宏 記 君

事務局職員出席者

事務局 長

片 田 幸 男

事務局 員

小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（金井とも子君） おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（金井とも子君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦労さまでございます。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。

本日の一般質問はもとよりですが、13日及び14日には委員会審議が行われますので、御都合がございましたら、傍聴いただけたら幸いです。

◎一般質問

○議長（金井とも子君） 本日は、令和5年第1回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。

7人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

質疑の方法は、質問者の希望により、一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。

特に時間短縮はいたしません。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。

また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 沓掛計三君

○議長（金井とも子君） 9番、沓掛計三議員。

〔9番 沓掛計三君 登壇〕

○9番（沓掛計三君） それでは、議席番号9番、沓掛です。

本日通告しました国道143号青木峠新トンネル事業の進行状況と今後についてと、令和5年度予算と財政についての質問をいたします。

最初、初めの143号線については、一問一答ということで、よろしく願いいたします。

私は今まで、村民のみではなく、県内、特に上田・佐久地域の東信地域と松本地域の中心地域での関心の高い国道143号青木峠トンネル化の早期開通について、毎年繰り返し質問してまいりました。

このことは、地域の皆さんの強い要望もあること、国、特に県には、この道路の必要性を認識していただくために、開通に向けての状況等、質問してまいりました。

村長には、事業認可に当たり、政治力、実行力には敬意を表するものであります。

事業については着手いただきました。

それでは、これで質問に入ります。

村は、国道143号改良の事業着手、竹内製作所の工場誘致、東急グループとの五島慶太翁関連事業、豆石峠から鹿教湯への県道丸子信州新線の改良工事、道の駅あおきの活用促進等、多くの課題を進めてまいりました。特に国道143号青木峠の改良事業と竹内製作所工場誘致は、今後の青木村の在り方、発展に大きく関わってくることと考えられます。

長期計画にも盛り込まれてありますが、これら事業によって、青木村をどのような村にしていくのか、村長にお尋ねします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいま、各事業の推進によって、どのような青木村へという御質問に答弁したいと思っております。

私が村長にさせていただきまして、10年がたとうとしております。私の埼玉時代の経験から、交通アクセスがよいか悪いかは、地域の活性化や、あるいは、その後の続きます村づくりに大変大きく寄与するものと考えており、その実現のために、議会の皆さんの御支援をいただきながら、村長としての責務を果たして務めてまいりました。

道路と道路が交差するいわゆる交通結節点は、幹線道路がその昔街道と呼ばれた時代から、歴史的にはこれを証明しておるわけでございます。

村民の皆さんの幸せの尺度は多様で、一言では表現できませんが、その最大公約数は、私の選挙公約でもあります「元気で豊かな青木村！」の一言であると考えております。

その実現のために、幾つかのツールはあるわけでございますが、主要な項目といたしまして、企業誘致によりまして雇用の場や若者が増え、そして村の財政が豊かになること、道路交通が便利になりまして、経済活動が盛んになり医療や防災に寄与すること、それから、東急グループなど民間企業と連携して、関係人口、交流人口、ひいては定住人口が増えることなどが主要なことであると思っております。

これらの事業を推進することによりまして、長期振興計画の目指します「明るい！優しい！あったかい！笑顔あふれる青木村」にしていきたいと思いますと考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 私も、あえて青木峠のトンネル化というふうに申し上げますが、知事の英断により、事業には着手ということになりました。しかし、青木村から、なかなか工事の着手には至っていないというのが現状であります。村民からは、いつできるのか分からず、ちょっと諦めムード的な感も聞こえてくるときもございます。

ですから、現状と工事着手に当たっての支障になることについて、どのようなものが支障になっているのか。今後、県の財政、国の財政等も厳しい中ですが、早期の工事の着手に至るに当たっての支障等がありましたら、そこら辺のところをお願いできればと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 調査のトンネルの経過、そして現状、今後についてでございます。

令和元年度に県で工事着手いただいた以降、路線測量、地質調査、道路の予備設計、水文調査、環境調査、そして、トンネルの詳細設計及びトンネル内の非常用設備等を県で行っておりまして、4年度からは、青木側の坑口部分の道路の詳細設計と構造物設計が着手となりました。

本年2月21日に、地域の地権者の皆さん、そして地元の皆さんへの説明会を、県と合同でさせていただいたところでございます。5年度以降につきましては、道路の詳細設計等が完了した後に、用地測量、物件調査、用地買収を順次進めていく予定と伺っております。

また、松本・筑北村側では、地元の地権者への説明を済ませまして、計画に同意をいただ

いているというふうに伺っております。

工事を円滑に進めていく上で、地元との合意形成と地権者からの用地の提供は不可欠なことでございます。重要なことであります。

先頃の説明会では、地元区民の出席者の皆さんからは、トンネルの設置については賛同いただきましたが、地権者のごく一部の方から、事業そのものには賛成だが、自転車の安全対策に万全を期してほしいという御要望をいただいております。

県では、道路構造令等の法令に基づきまして、でき得る限り安全対策を設計に反映できるよう検討いただいているところでございます。

こうした取組を丁寧に地権者の方には説明し、御理解をいただく努力を重ねながら、早期に用地を取得できるよう、県に協力してまいりたいと考えております。

事業の見通しにつきましては、これまで申し上げましたように、地権者や地元の協力に加えまして、国の予算のつき方によっても変わってまいりますが、現時点で、はっきりした見通しを申し上げる状況ではございませんが、関係者あるいは関係機関と連携・協力しながら、早期に工事着工ができますよう鋭意努力してまいります。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 御苦労していただいていることは理解しますが、やはり工事を何としてでも早く着手しなければ、着手すると、国・県も予算を投資すると、工事の進め方も早くなるかと思うんですけれども、地権者をまとめられないような話もありますが、地権者に対して、どのように御理解していただけるものなのか。

これ、村当局、県の土木部の皆さんも御苦労していると思いますけれども、そこら辺の早期にやってもらうような努力といいますか、そこら辺の話合いというのは、現状、どの程度まで進んでいるんですかね。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） その地権者の方は、今までも測量とか調査には御協力をいただいております。トンネルを設置することについては賛成だということで、御理解いただいておりますので、その辺に接点があるというふうに思っております。

県も一生懸命、地権者との協議、対応、話合いを進めていただいております。いろんな現場を見ていただいたり、お互いの接点があるということ、いずれにしても話合いを進めてまいりたいと、県にも協力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） トンネルについては、いろいろな話を私も聞いておりますけれども、トンネルの大きさ、広さ等も、格段に大きい断面積を持ったトンネルということですので、そこら辺を含めた中で、何とか御理解してもらうように御努力いただければと思います。

次に、ある会合ですけれども、早期実現に向けて、地域の声を積極的に国・県へ伝えることが必要ではないかという話もございます。当然、村長は、国・県に強く働きかけていると思いますが、関係地域として、また村民としてやれることがあるのか。議会も議員連盟がございすけれども、このところ、ちょっと停滞しているのが実際でございす。

どのように働きかけていったらいいのか。そして、働きかけることによって、国・県に対する要望、また地権者、また村民に対する御理解というものが得られるのかどうか、効果があるのかどうか、そこをお尋ねできればと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） これまで、国道143号整備促進期成同盟会によります、これは松本市が会長で、関係市の首長等が理事でございす。国や県への要望活動を行ってございまして、この要望、県あるいは国への要望に際しましては、今御質問にもありましたように、建設促進議員連盟沿線市町村協議会の皆さん、そして青木村の村民会議の皆さんにも御同行いただきまして、それぞれの要望をその場で発言をいただいております。積極的に取り組んでいただいているというふうに思っております。

昨年、国への要望活動の際に、国土交通省関東地方整備局から、県管理ではあるが国交省としても後押しをすると、関係市町村からも引き続き、予算の確保等に各方面に働きかけてもらいたいと、こういう発言がございました。

要望活動を継続的に行っていくことは大変必要であります。国土交通省のみならず、財源確保に大変多額の費用を要するトンネルでございすので、財務省等へも要望をしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。

今後、いろいろな場で、議員さんの皆さん、あるいは村民の皆さんが必要になりましたら、また改めてお願いいたしますが、今年もコロナ禍が解けて、陳情が3年前と同じようにできるというふうに思っておりますので、そういう場を活用してまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） いろいろな面で国・県へ働きかけてるということでございすますが、今、国会の最中でございす。予算的なことはまだ終わらないからということで、国のほうではまだ示されないですけれども、今年度、国ではどの程度予算を盛ったのか、県ではどの程度

予算を盛ったのか、分かるか分からないか、ちょっと分からないんですけども、そこら辺のところとともに、このトンネルは松本の四賀から開いてくるわけですけども、本城、四賀、坂北村ですかね、開いて青木峠になるわけですけども、できる限り予算を早く獲得して、松本側からでもいいですから、どこかから早く着工してもらいたいというのが本音でございます。

そこら辺の考え方というのは、国・県また村としては、どのように考えておられるのか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国の予算は、御案内のとおり、今参議院で審議中でありまして、個別のここのトンネルにどのくらいというのは、まだ内示がないという状況でございます。

しかし、この数年間を見ても、大変財政厳しい中ではありますけれども、調査・測量等々に必要な額については満額予算内示をいただいているというふうに、県から聞いているところでございます。

着工につきましては、御案内のとおり、トンネルは排水の関係から、下から掘っていくのが原則でございますので、青木が一番勾配的には下でありますから、基本的には青木村から着工したいというふうに、みんなそういうふうに思っているというふうに思います。

ただ、途中で橋梁があったり、それから一部、四賀村側に勾配が低い部分がありますので、今杓掛議員が言ったようなことも部分的には、土木工学的には可能であるというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） そうですね、先ほどから私、しつこく言っていますけれども、着工してしまえば、経済効果を早く出さなくちゃいけないことですので、そこら辺を含めた中で御努力願えればと思います。

それでは、次に、現在県では、青木峠改良工事とは別かと思いますが、村松から殿戸間の歩道整備事業が進められております。工事着手のため、地権者への説明会が実施されております。その中で、サカイ等、いろいろな事業も進められております。

そしてまた、杓掛から鹿教湯間の豆石峠間の関連工事も、徐々に釜房のところまで進められているのが現状かと思っております。

しかし、これらの事業については、青木峠の改良事業とは全く別工事ではないという考え方を私は見ております。

これらの事業の状況及び関連性について、お尋ねできればと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

国道143号南側の歩道整備につきましては、今、右折レーンの整備、また信号機の設置工事と併せまして、令和4年度の工事としまして、繰越しにはなりますが、当郷の村営芹田団地の辺りまで、5月末から6月上旬の竣工を目指して、県のほうで進めていただいております。

引き続きまして、森林組合の手前までの間を整備していただく予定で、地権者説明会を行いまして、先頃は用地測量のための立会いもしていただいております。

この歩道整備は、青木峠新トンネル開通を見据えまして、交通量の増加等に対応し、通学路としてはもちろん、歩行者の方が安全に利用していただけるよう、また環境空間としても、国・県へ要望し、整備を進めていただいているところでございます。

主要地歩道丸子信州新線の豆石峠の工事でございますが、幹線道路の網としましても、村にとりましては大変主要な道路でございます。また、鹿教湯にあります三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院や観光・物流など、松本地域へのアクセス道路として大変期待されている道路でもあります。

現在、峠の頂上付近の青木側の地域におきまして、令和元年の台風19号の際に地滑りが発生し、その対応工事を施行していただいております。今後の再発防止に向けまして、対応策を検討されているというふうに伺っております。

青木村の活性化のため、道路改良を促進していただけるよう、引き続き国・県へ要望してまいります。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） いろいろな工事が進んでいるかと思えますけれども、歩道の件については、新トンネル開通とは別にも、これは地域からの要望がかなり強かった部分がございますので、極力早く歩道については、用地交渉の済んだところから早く着工していただけるように、今後とも御努力いただければと思います。

それと、丸子信州新線の豆石峠といいますけれども、豆石峠から上田市側に、ちょっと勾配が急なんですけれども、向こうも改良が進まないと、この道は一連の道とはならないもので、そこら辺も含めて、上田市さんとの協力をしていただき、今後とも進めていければと思っておりますので、お願いいたします。

最後になりますけれども、この問題については最後ですけれども、しつこいようですが、

国道143号線青木峠改良工事は、前にも答弁がありました。青木村にとっては、村がいか
に存続するか、発展するか、大きな課題とともに、村としても、知事から求められたトンネ
ルの開通のみが目的ではなく、その活用が大切であるということを知事が着手に当たってか
なり言われた言葉ということで、前回も私、申し上げております。

その指摘については、道の駅あおき、工場誘致、観光事業等、十分対応してきているん
ではないかなということ、また、これからも対応していかれる事案だと思っております。

また、この道路については、松本を中心とした中心地域と東信地域を安全で短時間で結ぶ、
今後長野県の発展にも大きく貢献する道路であると私は考えております。

三才山も大分、雪、台風、大雨等のときは止まります。そうすると、高速道路しか使う方
法がないというようなことで、ここを開けてもらえれば、かなりの効果が上がってくると思
います。

村長は、この事業に対する私どもへの御指導、私どもがどういうふうに動いたらいいのか、
議会もどういうふうに動いたらいいのか、また、村長の御努力もいただくことの決意につ
いて、お聞きできればと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国道143号のバイパスにつきましては、これまでも青木村議会の議員
の皆様には大変御支援いただきまして、ありがとうございます。

冒頭出ました各市と、そして村の全議員が参加した議員連盟ができているということは、
大変県内では珍しいそうでありまして、大変心強い限りでございます。

そして、旧四賀村の坑口となる会吉の皆さんとも連携を図っておりまして、向こう側の情
報をたくさんいただいたり、それから、こちら側も情報を出したりして、お互いに建設事務
所は違いますが、早期に着工できるような、そんな連携も図っているところでございます。

私が村長に当選させていただきまして以後、役場と、それから公園のところ、国道143
の促進について大きな看板を掲げさせていただきまして、私の決意と、そして村民の皆さん
の御協力をお願いしてまいりました。

トンネルの経過、そして現状につきましては、今御説明、答弁させていただいたとおりで
ございます。

トンネルができますと、交通量が多くなるなど、必ずしもプラス効果だけではありません
が、青木村村民の皆さん、世紀の悲願でありますこのトンネルは、今御質問にもありました
ように、物流・観光などはもとより、医療や災害の際の活用など、命の道ともなるわけでご

ざいます。

トンネルの本体工事も、すぐそこまで見えてまいりました。御質問にありましたように、トンネル効果は県内の広範囲にわたります。

先日、知事が村へ県民対話集会に来られた際も、開催時期ははっきり言えないが、推進方にはっきり決意表明をいただいたところでございます。関係5市の全議員さんに推進連盟に参画いただいておりますが、そういった中で推進していきたいと思っております。

現在の明通・会吉トンネルは、完成後、既に133年がたっているわけですね。これから造ります青木峠の新トンネルも、100年後の皆さんにも活用いただくような、そんなすばらしい活用できるようなトンネルにしていきたい、そして、そういう期待をしたいというふうに思っております。

一日も早い着工のため、最大の努力をしていくことを決意表明とさせていただきます。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） ありがとうございました。

筑北村では、小さい村ながら、スマートインターが工事始まって、できてきております。そこにつながる143ということですので、筑北村さん、松本市さんと青木村、特に大切なところだと思いますもんで、小さい村ながら、やることは一生懸命やってもらえればと御理解してもらって、地権者に御理解してもらって、やっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

次の質問については、一括でお願いします。

令和5年度予算と財政についてでございます。

まず、1問目ですけれども、国ではコロナ対策、ウクライナ戦争、防衛対策等、大きな財政出動が必要の中、少子化対策として、異次元の子育て支援対策を行おうとしております。多くの自治体では、主要施策として少子・子育て対策を重点にしております。

今、国会では審議中ではありますが、現時点では、この対策に対して不明な点が多く、特に児童手当については所得制限や財源問題等が残っており、今審議中でございます。

青木村でも対策として、今まで国からの創生事業で実施してきました給食費の無料化を、令和5年度はこれが見込まれませんけれども、村単独事業で実施するとのことでありまして。

私も今、現時点では、まだコロナ対策、特にまた物価高騰等で、住民生活がかなり不安定な生活であり、まだこれは実施していくべき事業であるということで、村長と議会との懇談

会の中で私は賛成をいたしました。

また、要望の多い未満児保育の保育士の増員、これも国のほうで、ちょっと法律改正で、3歳児未満ですかね、2歳児等については、保育士を増やさなくちゃいけない状況にもなっているかと思っております。

このように、少子・子育て対策には、今後とも多くの財源が必要になってくると思います。その他、各種子育て対策の実施を予定しているようですが、今後急速に進む、今度は高齢化による高齢者対策ですけれども、これに対しては、現状対策を進めているということとともに、国・県、各自治体とも、特段議論はされていないように思います。

それどころかといいますか、後期高齢者の医療費1割負担が、所得に応じて2割負担になりました。約2割の方がこれに該当してくるかというような考え方だそうです。また、国保税の上限額の引上げも検討されております。

高齢者の方の負担も当然、これはしょうがない部分であるということに私は理解しておりますけれども、これから団塊の世代等、高齢化がどんどん進む中で、両者の対策に係る財源は、今後さらに増えていくのではないかという考え方を持っております。また、これらについては、経常経費、出さなくちゃいけない経費になってきますもんで、その財源を今後どのように継続して捻出していくか、その財源の見通しについて、1問目で御質問します。

次に、2番目ですけれども、地球温暖化対策について、温室効果ガスの排出をできるだけ減らすゼロカーボンということで自治体が多くあり、対策をそれぞれ進めております。私は単純に、CO₂の排出削減と森林などCO₂を吸収するものであって、プラスマイナスゼロになれば、これで一番いいのかなと考えておりますけれども、それには私たち生活に欠かせない発電ですかね、電気ですけれども、大きく影響してきます。

CO₂を出す石炭・石油等の発電から、太陽光、風力といった自然エネルギーや、私はやはり原子力発電も再稼働しなけりゃいけない部分、また等についても、これは必要であると考えております。

その対策について、青木村の今年度の予算の中では、LED化ということで、教育関係施設ですが、中心になっておりますけれども、約1,000万円ほどLED化に向けてやっております。その他、住宅用発電、太陽光発電等の補助も予算化としているようでございます。

そして、この間、東京都で、太陽光パネルの設置の義務化ということで、平成25年4月施行の方針を出しました。この条例、小池都知事ですけれども、すごいことを言ったなと思ったんですけれども、この条例施行には多くの課題があつて、知事の決断がこのまま進むの

かなという考え方で私は見ております。

その中で、この小さな村でも、なかなか効果的に、これをやればなるということはなかなか難しいかもしれませんが、このように努力はしていかなければいけないと思います。

村としての努力等に、公共施設や工場なども協力していただく必要があると考えますが、村長のこれからの、これについての考え方をお聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました2点について答弁させていただきます。

まず、1点目についてでございますが、私は常に、この10年間、財源の確保について悩みました。苦勞してまいりました。村民の皆さんの御要望を実現するためにも、災害などの有事の際の対応を即にするためにも、家庭と同様、財源がなければ推進できないわけでございます。

さらに、上下水道など使用料を今、値上げする環境にはございません。財源確保のため、国・県からの補助金あるいは交付金などの財政支援や民間活力の活用、そして、将来に備えて、金のなる木、企業誘致にも意を用いてきたところでございます。

従来から村内にある企業も、大変成長して頑張らせていただいております。村民の皆さんの負託にお答えするためにも、財政力指数、今0.23と、県内の市町村の中でも下位にあるわけでございますが、財源確保のためにあらゆる手だてを駆使してまいりたいと、今後も思っております。

そして、御質問にもありましたように、子供はもとより高齢者の皆さん、全ての村民の皆さんに平等で公平に福祉の向上に努めなければならないと思っております。

特に私は、民間の力、一定の条件でありますけれども、財源はもとより、知恵をいただくとか、そんなことも大切でありますし、村営住宅については少し試行をしているところでございます。

来年度予算につきましては、冒頭の挨拶で申し上げましたように、税収につきましては、少し強含みのことになるというふうに期待をしております。

今、御質問の中にもありましたように、新規に経常経費を積み上げていくというのは、本当に慎重にしなければならないというふうに思っております。元年の台風の際に、現金で1億円が、あの程度と言ったら失礼ですけども、南佐久とか長野市の状況と比べれば、大した被害ではなかったんですけども、やっぱり現金で1億円ぐらい出ているんですね。

そんなことを考えると、いろいろなことが、新規に経常経費を増やしていくというのは慎重にしなければならない。特に財政力の弾力性がなくなるわけでありまして、そのところは、しっかり見極めた財政運営をしてまいりたいと思っております。

財政運営は当該年度だけではなくて、数年後あるいは5年、10年を先を見たことでなければならないというふうに思って、運営をしているところでございます。

2点目の御質問でありますけれども、地球温暖化は、世界各地で発生しております近年の異常気象や海水温の上昇など、自然災害にも大きなリスクとなっております。身近では、農作物への影響も現れつつあるというふうに思います。

近い将来、世界的な食料危機も懸念されております。このまま進みますと、地球上の生態系も脅かされる重大な脅威となってくるという学説もあり、そんな危惧を私も持っております。

2050年の二酸化炭素排出量正味ゼロの実現のために、化石燃料から脱却した社会に向けて、私たちは社会あるいは家庭の中で、一人一人が考えて行動していく必要がございます。

村といたしましても、できることから、村民の皆さんの御協力をいただきながら、ゼロカーボン化に努めてまいりました。従来のことに加えまして、令和5年度の予算の中でも、新規事業といたしまして何点か、これに対応するものがあります。

まず、1点目といたしまして、主なものを申し上げますと、住宅用の太陽熱高度利用システム設置補助金、2つ目として、環境保全型農業直接の支払交付金、3として、堆肥の活用事業の補助金、4として、教育委員会関係施設のLED化でございます。

また、村内の中学校体育館、図書館にも、民間に屋根貸しをして、太陽光の発電をさせていただいております。また、竹内製作所の中でも、多くの環境に配慮した工場となるよう、いろいろな配慮があるというふうに伺っております。

財産組合の山の管理を私どもはしておりますけれども、要請はしておりますけれども、松くい虫対策なども、広い意味ではゼロカーボンの一助となっていると思っております。

いずれにいたしましても、今、地球規模の課題でございます地球温暖化対策には、村としても、自分のこととして一生懸命取り組んでまいります。

○議長（金井とも子君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） ありがとうございます。

1問目のほうでも言いましたけれども、トンネル開通、また工場誘致等、自主財源の確保を確実にしていただいて、ある程度余裕を持った財政運営をこれから目指していただ

ければと思いますので、それをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 9番、杳掛計三議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（金井とも子君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

質問に先立ち、この間の国の政治動向、とりわけ軍拡の動きについて、一言所感を申し述べます。

現在開会しております第211回通常国会において、岸田政権は安保3文書を御旗に、敵基地攻撃能力の保有、軍事費の2倍化、5年間で43兆円の軍事費拡大を目指しつつ、その一方で、自衛隊基地の地下化・強靱化を進めています。このことは、とりもなおさず、日本が近隣国に対し敵基地攻撃を仕掛ければ、日本の米軍基地、自衛隊基地が報復攻撃を受けることを如実に示したものであります。

攻撃に耐えるよう強靱化される基地の周辺には、一般の国民が市民生活を営んでおります。国民が戦争に巻き込まれ、犠牲になることが織り込み済みの計画と言わざるを得ません。軍拡政策に対し、断固反対の立場を表明しておきたいと思っております。

政治が今しなければならぬことは、戦争準備ではなく平和を準備すること、コロナ禍や物価高騰にあえぐ市民、村民の命・暮らしを守ることです。村民の暮らし・命を守るために、日夜奮闘いただいている青木村政の行政姿勢こそ政治の胎動であり、感謝申し上げるとともに、ますますの期待を申し上げ、質問に入らせていただきます。

3点にわたって質問いたします。

最初に、国道143号青木峠バイパス新トンネルの掘削土処理について伺います。

事業のこれまでの進捗状況並びに来年度、すなわちこの4月から始まる2023年度の計画、あわせて、開通までのステップ、事業見通しについて質問する予定でございましたけれども、さきに杳掛議員から同様の質問がございました。そして御答弁がございましたので、重複を

避けて質問をしたいと思いますが、ただいま申し上げたことについて、なお補足して説明いただけることがございましたら、お願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、沓掛計三議員に100%近く答弁してしまいましたんで、特に、ステップですかね、いずれにしても、いろいろの本体工事の設計、トンネルの中の設計は、安全施設を含めて、工事に着工できるような状況にほぼなっているのではないかというふうに思っております。

これは、冒頭申し上げますけれども、県工事でありますんで、全て私どもが承知しているということではなくて、いろんところで御質問したり、向こうから御説明いただいたことを承知しているということで、少し十分な答弁にならない部分は、そういうことで御理解いただければというふうに思っております。

今まで測量とかトンネルの内部の測量、それから出口、坑口というんですけれども、その測量とか地質調査等は、全ての村民の地権者あるいは周辺の皆さんから御協力いただいております。

ということで、次のステップとすると、坑口の道路設計、それから村道、それから県の143の道路との交差など、どういうふうにするかというようなことを、少し地元の皆さんと議論していくということがスタートしたところでございます。

ステップについては、そういうことで、地元の皆さんと話し合いをしながら、一つ一つ確認しながら次に進むということになります。

予算についても、いろいろ、国の補助金、予算の確保についても心配なところはありますけれども、今まで国、国土交通省、そして関東地方整備局へ行った感じでは、大変前向きなことで、県の要望にお応えいただいているというふうに思っております。

いずれにいたしましても、それをすることによりまして、坑口の関係者の皆さんのみならず、交通量が増えるわけありますので、そういった対応も、しっかり併せてしていかなければならないというふうに考えています。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 5年度から、具体的に坑口周辺の設計、また用地測量と、そういったことが始まっていくというふうなことだったかと思っておりますけれども、掘削ですね、具体的には。それがいつから開始される予定であるのか、この点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 掘削の予定、いわゆる工事の着工がいつかというのは、今の時点では分かりません。分かりませんというのは、それぞれ地元の皆さんの御同意をいただいて、坑口がイコール工事のための道路になりますので、そういった了解を得てということになります。

一方では予算の確保がありますけれども、いずれにしても、いつというのは、残土捨て場の場所の確認だとか確保だとか、それに行く道路をどうするかとか、あるいは坑口の皆さんの地権者及び地元の合意だとか、いろいろやることがありますんで、今、いつから掘削というのは、県でも、知事もこの間言いましたように、はっきり言えないというふうに、開通の時期ははっきり言えないというふうに申し上げましたように、まだ誰も分かっていないといましようか、状況でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村長がお話をいただいた着工までにかかる準備期間ですが、おおよそどれくらいというふうに踏んでいるんでしょう。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 準備期間は、計算上、そんなに長い時間かからないと思いますが、一つは、一つはやっぱり地権者の同意ですよ。これが取れば、そんなに先にはならないというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 掘削に関わって、少し深く掘り下げたいと思いますが、青木側は2,600メートル、この間を掘削するというふうに聞いておりますけれども、その残土はどれくらいの量になるんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 県に確認しましたところ、現段階で、青木側で掘るトンネル、約2,600メートルのトンネルの掘削によって発生する土量については、約22万立方メートルと想定しているというふうに伺っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

初めて具体的な数字が出てきたかと思います。調査していただいて、ありがとうございます。

今の22万立方メートルですが、その算定方式といいますか、土の量ですが、地上土、ほぐし土、運搬土、締め固め土、いずれによるものでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 詳細については伺っておりませんが、掘削によって発生する全ての土の量の総量として約22万というふうに伺っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） その22万立方メートルですが、残土はどのように処理されていくのか。村内で処理する量、あるいは村外で処理する量、その比率はどれくらいになるのでしょうか。また、そうした残土をどのように活用していくのか、活用方法を考えられているようでしたら、教えてください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

トンネルの掘削によりまして発生する掘削土の有効活用につきましては、県において幾つかの方法、また場所について、調査・検討していただいているというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、非常に大量でございますことから、搬出先の土砂災害防止などの安全が確保できること、また、搬出地の有効活用ができること、搬出ルート上の交通安全を図れること、周辺や関係する住民の皆さんの同意が得られることなどの課題の整理が必要となりますことから、県では慎重に検討していただいております。現段階では、村内のいずれかのところで全量活用できればというふうに伺っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 昨年3月、この残土については、上田建設事務所で近隣の盛土材として考えているというふうな御答弁がございましたけれども、そうした場所が一体どこなのかというふうなことについては、今の御答弁では、まだ具体的には定まっていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員から御指摘のあったとおり、一つの方法として盛土材に活用したいという話は、県の中で検討はされておりますが、ただ、実際の候補地として絞り込みがまだできていない状況、したがって、そこの地権者、地元への説明会も済んでおりませんので、現段階では、大量の土を村内のいずれかのところに運び出しをして活用したいと

ということで、候補地について申し上げる段階ではないということで御理解いただきたいと思
います。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 繰り返しになりますが、村内だけではなく、村外でも処理するという
理解でよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 確定した話ではありませんが、県から今伺っているのは、基
本的には村内で全て活用したいということで、検討を進めていただいているというふうに伺
っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ほとんど村内で活用するという御答弁ですが、そうした場合、先ほど
の課長の御答弁にもございましたけれども、土砂災害、そういったことについての防止措置
が十分にされなければならないというふうに思うところです。

この点について、御説明いただければと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、搬出先の候補地として具体的な計画になりました
たら、きちんとした調査を進めた上で、地権者の皆さん、地元関係者の皆さんへの説明会等
を開催してまいりたいというふうに考えております。

搬出の施工に当たって、また盛土の施工に当たっては、土砂災害が発生することがないよ
う、関係法令等に基づいて万全の対策を講じていただくよう、県のほうに要望してまいりた
いと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 盛土規制法あるいは長野県盛土等による土砂災害防止に関する条例等
に基づいて、事業者である長野県が防止策を講じていくということは当然のことだと思いま
すけれども、そうした施工、点検、そういったことをそのままよしとしていてよいのかどう
か、若干気になるところです。

昨年、信濃毎日新聞に、リニア工事に係るトンネル残土の問題が幾度にもわたって特集で取り上げられておりました。阿智村クララ沢の事例など、地域の住民が置き去りにされ、県自体も詳細を把握していなかったといったことが問題になりました。青木峠新トンネルの工事は大丈夫なのか、不安がよぎります。

安全確認には村や地域住民も立ち会い、状況に応じて、その都度、頻回に村への説明や住民説明会が開かれるべきと思いますが、いかがですか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 熱海の盛土の崩落から、大変こういった盛土について、世の中の注視が集まっております。熱海は予定された土量より、さらに大量の盛土を積み上げた結果であるわけです。

県がすることだから全て安心ということではありませんけれども、こういうことで、今の段階から私どもも、県の担当者あるいは所長さんたちとこういう話をしております。大変熱海のこと、それで、今、まさしく県内でリニアの盛土も行われておりますことから、県でもいろいろ知見がたくさんありまして、慎重にやっております。

特に私は、土の声でしたっけ、信濃毎日新聞のあれを全部スクラップして、必要なことは職員あるいは建設事務所の皆さんと情報共有しております。慎重の上にも慎重をお願いをしていきたいと思っておりますし、私どももそういう目で見たいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 決して災害が起こることのないよう、十分な配慮をお願いしたいと思いますし、繰り返しになりますが、説明会、そういったこともしっかりと行って、住民理解を得ながら進めたいと思います。

次に、有害物質対策についてですが、昨年3月には、重金属含有の有無等を上田建設事務所ですら本年度調査中という御答弁がございました。その結果が出ておりましたら、お知らせください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

県では地質調査の際に、重金属のリスクについても調査をしておりますが、一部基準値を僅かに超過する箇所を確認したということでございますが、含有量については僅かであり、長期的な溶出、溶け出すリスクは低いというふうに伺っております。

また、議員御案内かと思いますが、約1,300年前には、現在の日本列島は海に囲まれた陸

地ではなく、長野県の辺りは、現在の太平洋と日本海がつながる海、いわゆるフォッサマグナの海が存在しておったということから、過去に松本市四賀地区においてマッコウクジラの化石が発見されたのが、その証拠であるかというふうに捉えられます。

それが長い時間をかけて、海底に砂や泥が堆積をして地層が形成され、この地層が長い年月をかけて隆起したことにより、現在の山岳県である長野県へと変遷をして、現在の日本列島が形成されたということをごさいます、青木村あるいは筑北村、松本側に限らず、長野県内至るところで自然由来の重金属が存在するという事は、決してまれなことではないということも御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 産総研、国立研究開発法人産業技術総合研究所の地質調査総合センターで作成しているかと思えます地球化学図によれば、今般トンネル掘削が予定されております場所のヒ素等の含有有害土壌のレベルは、10段階中の低いほうから3番目というふうなことでとなっておりますが、一方、その4番目に区別されております筑北村でも、近年の工事が行われた際には、ヒ素含有掘削土が露出しております。数年前に視察した際、有害土が1か所に固められ、野天に出されているという処理の場所を、現場を見せていただきました。

青木峠新トンネル工事においても、こうした有害土が発生することはまれではないと、今御答弁ございましたとおり、露呈することもある面、想定しておかなければならないというふうに思われますが、筑北村のように村内で1か所にまとめて、これを処理できるような場所はあるのでしょうか。また、その処理方法についてもお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

現段階で、まだ出た場合にどういう処理をするのかということまで、県から説明は伺っておりません。もしそういったことがあった場合は、当然、関係する地元の方、地権者の方の御了解を得ながら進めていくということになるかと思っております。

また、対策方法についても、県から具体的な方法について、まだ伺っておりませんが、関係する書物等を拝見しますと、基準を不適合、要は基準を超えるような重金属が出た場合の処理方法には、大きく4つの種類があるということから、吸着層による重金属の捕捉、または重金属等の不溶化処理、または粘性土による封じ込め、あるいは遮水シートによる封じ込め等があるということで、具体的な対処法については、今後県からの説明を伺って、また、

関係する皆様にも丁寧に説明してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） このトンネル、青木峠のトンネルには重金属はあるという前提で、建設事務所ではもう既に、どのくらい出るのか、本当に出るのか分かりませんが、今のところ、あるかもしれないという前提で、いわゆるあるという前提で、全てのことはやろうというふうに考えているというふうに伺っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

そこがどこで処理されるのかということが非常に心配になるわけですが、その点については、まだ定かになっていないということの御答弁でしたので、有害土の処理に関わって、住民が不安にさらされたり、被害を受けるということがないように、十分な方策を今から練っておいていただきたいということを要望申し上げておきます。

地下水の湧出という点では、調査した結果は出ているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 県からお聞きしますと、これまで実施した地質調査の結果等から、地下水はあるようだというふうに伺っておりますが、量等については不明であるというお話でございます。

仮にトンネルの坑内に流入した場合は、基本的には坑外へ自然排出させるために、勾配の低い青木側から掘削する計画であるというふうに伺っておりまして、その際は排水対策に万全を期していただくよう、村としても要望してまいります。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今の御説明ですと、青木側のほうに地下水が出てくることが考えられるという御答弁かと思えます。あるいは、逆に地下水が湧水することで、その影響というようなことももしかしたらあるのかどうか、そういったことに対する対策も十分に進めておいていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

先ほど問題にしましたリニア工事に関する信毎報道では、河川でのミキサー車の洗浄もかなり問題になっておりました。工事を開始するに当たっては、そうしたことが起こらないよう十分な取決めをし、しっかりと指導・監督、県が行うこととしていますが、村としても立ち会う等、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、交通安全ですが、工事期間中、交通安全についても憂慮されます。工事関係車両の1日の往来数は、どれくらいと見込んでいるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） トンネルの掘削能力、また地質、その他関係する附帯工事の有無によって、1日の掘削土量というものが変化することも想定されるため、現時点で往来する工事関係車両の台数は不明だというふうに伺っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 設計等が出てこないというふうな状況かと思いますが、その往来数が算出されなければ、十分な交通安全対策も施せないかと思いますが、なるべく早い時間に、そうしたことについても具体的な数値を出していただくようお願いしたいと思います。

あわせて、今の御答弁ですと、不明と言うしかないのかなと思いますが、掘削土の運搬ルートや時間帯、運搬作業中の交通安全対策、地元の合意形成というようなことについて、昨年の3月では答弁があったわけですが、それから1年、対策は、ただいまの1年前のこと以上に考えていらっしゃるかがございましたら、教えてください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 先ほど来答弁申し上げましたとおり、搬出先がまだ決まっていないと、候補地として絞り込みができていない状況の中で、当然運搬ルートについても、現在答弁できる段階にはございませんが、搬出先の候補地が決まりまして、運搬するルート案が示された際は、当然、地権者、地元説明会を開催しまして、その際、沿道の通学路の安全確保はもとより、村民の車両の事故防止、また危険が想定される箇所への道路安全対策等を、県へ要望してまいりたいと考えております。

あわせて、地元区や地権者など関係者の皆さんへは、当然のことながら、丁寧な説明を順次行って、御理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村民が不安を持つことのないよう、安心できる対策を具体的に早い時期に示していただけるよう要望申し上げます。

それでは、2点目の質問に移ります。

教育現場におけるコロナ禍の影響と今後の課題ということで質問をさせていただきます。

まず、この3年間続いたコロナ禍によって、保育園児、小学生、中学生に発生している弊害は、どのようなものなのかお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村の教育の特徴の一つであります社会力育成事業の多くの活動が中止となったり延期となったりして、人と人との関わりが薄くなってきているなど感じております。また、コロナ禍では、本人や家族に体調の悪い人がいたら積極的に休むようにと呼びかけていたこともあり、不登校の児童・生徒数が国でも県でも、また青木村でも増加しているというふうに認識しております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 保育園関係では、顕著な影響というのはいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園よりお答えいたします。

顕著な弊害はありませんけれども、相手の表情を見ることができず、表情を見て相手の気持ちに気づくという経験は少なくなってしまったように思います。しかし、保育指導員の先生からは、表情だけでなく、言葉のかけ方や仕草で子供たちへ伝わるものもたくさんあるという御指導をいただいております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほどの教育長の御答弁の中で、不登校がかなり増大しているというふうな御答弁でございましたが、この点に関わって、不登校の実態、今、小学校、中学校、どの程度のお子さんが不登校になっているのか、示せる範囲で、具体的にお聞かせいただければと思います。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） パーセントでお話ししたいと思います。

青木小学校でいきますと、令和3年度は2%でありました。今年、令和4年度は、現在のところ1%であります。青木中学校では、令和3年度は5%でありました。今年は9%となっております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 正直、今のお話をお聞きして、ちょっと唖然とした部分がございます。本年度、中学校においては、1割近いお子さんが不登校になっていらっしゃるという数字は、

かなり深刻であるなというふうに思うところです。

かつて不登校だった子も、青木中学校に行けば登校できるようになるというふうに言われた時代があり、近隣の学校から越境通学してきたお子さんもいたというふうに記憶しております。そうやって青木中学校で育ったお子さんが、立派に社会人となって活躍している事例、私は身近で見えてまいりました。

しかし、今の教育長の御答弁からは、その当時のことがみじんも感じられない状態になっているのかなと、いささか驚きを持っております。

不登校に関する教育長並びに学校の先生方の基本的な考え方、スタンスについてお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 不登校を困ったこととして捉えると、家庭も本人も苦しくなるということになります。そうではなくて、その子の人生にとって今が大切なときで、脱皮をしているというようなときだと、あるいは必要な時期なんだ、大事な時期なんだと捉える必要があると考えています。

希望を持って対応していくことで、家庭も安心して、その子と対峙できる、そういうことになります。このような認識を全ての教員が持つ必要があると考えています。そのための研修を、今後、全職員を対象に行いたいと考えているところであります。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 以前の不登校対応というふうな考え方からは、かなり新しい方向に向かっているのかなというふうに認識をしているところです。

今、そうした中で、具体的に職員の研修をというふうな計画であるということをお聞きしましたが、その研修も一つの支援対策だと思いますが、その具体的な方策、具体的なやり方、あるいはまた、それ以外に支援対策を考えておられましたら、教えてください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 不登校が心配される子供さんたちの背景は様々であります。したがって、対応も多岐にわたっております。

具体的に申し上げますと、毎日の電話連絡、担任等の家庭訪問、スクールカウンセラーと保護者とのつながりをつけること、スクールソーシャルワーカーとの連携、支援員のサポート、諸検査の実施、特別支援学級入級の相談、中間ルームの利用、放課後登校の実施、eライブラリーやオンライン学習での対応、うえだシネマクラブとの連携、長野大学の学生さん

との連携、支援会議の実施等、このように、その子に合わせたできる限りの手を打っているということが現状でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 子供たち同士の支え合い、また保護者同士の関係性や支援、あるいはPTA活動といった形での支援・対策ということは行われているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 不登校の対応として、子供たちや保護者を孤立させないようにすることが重要だと考えています。今の議員の提言は、そのための提言であると認識しております。

実際でも、放課後に学校に来られる子供たちは、一緒にバドミントンなどのスポーツをして、集団での活動を楽しんでおります。

一方で、保護者の中には、それぞれ状況が異なることから、触れてほしくないと思われているケースもあり、一括した対応は難しいと考えているところであります。

一方で、手を差し伸べたいと連絡をしてくれているPTAの方もおられるとお聞きしております。温かい心が伝わってきたところであります。それが青木村のよさだと感謝しています。

早急に連携を進めることは難しいんですが、ケース、ケースにより、連携する必要がある場合は、対応を進めていくように話していきたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 不登校のお子さんをクラスの子供同士で支え合い、親御さんも一緒になって休日の支援を行っている、そういった事例もあるとお聞きをしております。個々の対応によって違うということは理解するところですが、保護者や地域で支え合う、そういった関係を構築することも大事な取組かと思えます。引き続きよろしく申し上げます。

先ほど教育長から、不登校の捉え方が、一概に学校に返すというふうな、困ったこととして捉えるのではないというふうなスタンスになってきているというふうにお聞きをいたしました。社会で生き抜く力をつけていく。そうであるならば、不登校生に対する学校以外での居場所の確保ということも必要になってくるのではないのでしょうか。

シネマクラブ等というふうな具体的なお話も先ほどありましたけれども、学びの場を学校外に見いだそうとするお子さんに対しての支援は、どのように行っているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在のところ、1名のお子さんが、うえだシネマクラブに月に数回行っております。また、長野大学の学生が、文化会館を使って月に1回程度、個々面接の時間を取っております。

これもスクールソーシャルワーカーとの連携によって、このような支援ができるようになりましたので、スクールソーシャルワーカーの社会とつなげるという、その力が大きいかなと考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） フリースクールなど多様な学びの場を用意すること、そうした学校以外の学びの場を選択する子供たちの支援の在り方、さらに経済的な支援ということについても、考える時期に来ているのではないかというふうに思っていますが、とりわけ経済的支援というふうなことについては、どんなふうにお考えでしょう。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、青木村からシネマクラブに通っているお子さんは1名でありまして、来年度は該当者はいないということになります。

また、積極的に学校以外の学びの場を活用するという、そこまでは青木は来ていないかなと考えておりますので、今後の対策も含めて、今回はそのような支援については、要望として受け止めさせていただき、そういうようなケースが出た場合には、改めて考えさせてもらいたいと思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） フリースクール等についても、前々からそうした場所があり、そういったところを活用しているお子さん、青木というわけではありませんけれども、全県的、全国的には多いかと思えます。

そうしたことへの対応ということも、今後は考えていくべきときかなというふうに思いますので、要望として受け止めるという御答弁で結構ですけれども、今後について、そうしたことについても配慮をお願いしたいと、ぜひ広げていただきたいというふうに要望しておきます。

続いて、コロナ禍の中で、障害のある子供たちへの支援が滞っているというようなことはないでしょうか。障害を持ったお子さんと健常のお子さん、交流教育はどのように行われているのでしょうか。また、交流教育というそのものの意義についても、お話しいただければと思います。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では2名が、それから中学校では1名が、青木小・中学校に副学籍を置いて、交流教育を実施しております。いずれもコロナ禍の影響で、交流教育が通常よりも少なくなったと聞いています。それでも、小学校の1名は、3組の活動に3回参加しました。もう一名は、年3回の予定であったものが、感染状況を踏まえて、1回実施ということになっています。今後も適宜実施していく予定でございます。

中学校では、昨年同様にテスト時に参加してもらいましたが、今年度は1回のみでありました。また、英検の受験には参加してもらったという実績もあります。文化祭には、行事が重なり参加ができなかったと聞いております。来年度についても、学級通信などのプリントを渡したり、行事には声かけを行う予定でありまして、丁寧に対応してまいりたいと思っています。

また、副学籍交流教育の意義についてであります。養護学校に在籍しているお子さんは、現在、その子に最も合った教育課程を用意できる学校として、上田市とか千曲市にある養護学校に通われているわけですが、本来青木村の子供ですので、友達や地域の方々など多くの方に、青木村の子供ですと広く認識してほしい、そういう願いから考えてございます。

また、交流教育には、障害のない子供たちにとっても、相手意識が育つ大変重要な教育だと考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 障害のあるお子さんと身近なところで接する機会があった当時は、そのお子さんのことを非常に気にかけていた、そうした子供さんが、接する機会が少なくなった途端に気にかけることがなくなった、それどころか存在さえも忘れてしまっている、そういったことが起きております。

教育長の御答弁にもございましたけれども、互いが互いを認識し、認め合う関係を築き上げていく、そのためには、交流の機会をできるだけ多く持つことが重要かと思えます。コロナ禍の中で少なくなってしまった日常的な交流の機会、これからますます増やしていただくよう要望申し上げます。

次に、中学校の部活動に関して質問いたします。

この4月から3年間で、部活の地域移行が進められることになっております。地域移行に対する村の考え方、移行計画並びに課題についてお話しください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 部活動の地域移行に関しては、今お話あったように、まず休日の学校部活動を令和5年度から3年間を移行期間として行うということになっています。上小地区といたしましては、今、東御市の教育委員会が中心となって検討会を立ち上げておられまして、中学校のブロック決めや指導者の選任などの検討を始めているところであります。

青木村ではスポーツ少年団が充実しておられまして、現在でも中学校の剣道部と準部活動扱いのサッカー部は、地域の方が指導を行っている状況であります。したがって、来年度からの移行期に向けて、青木村では、できることから始めようと考えております。今お話しした剣道部とサッカー部は地域移行が可能であります。

一方で、将来的には、少子化の観点から、生徒たちが入りたい部活動が青木中学校だけでは不可能であるというふうに考えておられまして、これは青木中だけではなくて、多くの中学校でもそうだというふうに思うんですが、青木でいうと4中、それから6中とのブロック化を視野に入れて、生徒たちの希望をかなえる体制づくりは必要だというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの御答弁、来年度は、剣道部とサッカー部については地域移行が可能であるというふうなお答えだったかと思いますが、この2つについては、地域移行をするということで確認してよろしいですか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在も実はそうなっておりますので、地域移行ということで、現在の体制も移行しているというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまお答えいただきましたチーム編成の関係、あるいは指導者確保というふうなことの課題とともに、保護者負担が発生するということが懸念されるところでございます。この点についての村のお考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ブロック化を進めて地域化が行われたときに、生徒たちの移動の問題ですとか指導者への謝金の問題など、考えなくてはならない課題は多いというふうに思っています。

国や県も、指導者への補助金の制度化については、まだはっきりした態度を示しておられません。保護者等の負担軽減というふうに言うてはいるんですが、活動の維持・運営に必要な

な範囲で可能な限り低廉な会費を設定するというふうになっておりまして、まだまだ議論が必要だと考えています。

青木村は、無理なくできる範囲で移行を行いながら、国や県の動向を見ながら、上小地区としての計画に参加してまいりたいと考えているところであります。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） コロナ禍、また物価高騰のあおりを受けて、子供たちを育てている保護者の経済的負担が大変厳しくなっていることは、御承知のとおりでございます。その上また、これまで教育活動の一環として行われてきた部活動が地域移行されることによって、保護者負担が増大するというような事態は避けなければなりません。保護者負担を増やさない立場での制度設計を強く求めておきたいと思えます。

最後に、来週15日、16日、小・中学校の卒業式が行われることになっております。3月13日からの社会生活におけるノーマスク、5月8日からのコロナ感染症5類移行、こうした政府方針に呼応する形で、卒業式のノーマスク方針が通達されているかと思いますが、政府通達を受け、青木小・中学校での卒業式は、どのように行う予定なのかお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 国や県からの指示を受けて、まず卒業式のマスクの取扱いについて、教育委員会と校長先生方で方向を検討いたしました。基本的な考え方ですが、個人の判断を優先するというのを第一に考えました。その基本を踏まえて、みんなで心を込めて卒業生を送りたいと、そういう立場で対応を考えているところであります。

問題なのは、積極的にマスクを外したいと考えている人と、まだマスクを外すのは早いという人がおりまして、対応に苦慮するところであります。

基本的には、卒業生とか教員については、マスクを外してもよいと。外しなさいではなくて、マスクを外してもよいといたしまして、写真を撮るという思い出に残る場面でありますので、できるだけ顔が見える卒業式にしたいと考えております。一方で、在校生とか保護者、来賓のマスクについては、積極的な働きかけはしないとしております。

ただ、一つ、こういうことがありましたので、お話ししておきたいと思えます。実は先日、たまたま行事のときに、小学校の校長先生がマスクを外したことがあって、1年生が、校長先生ってこんな顔していたんだと驚いたという笑えない話がありました。それほど顔が見えなくなっていることが分かりましたので、今後の基本的な方向は、マスクを少しずつ外して生活することになると思われるため、スムーズな移行が図られるようにしたいと思ってい

ます。

入学式は、このような流れを基本にして、さらに検討していこうというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 政府通達では、卒業式に参加制限はしないと。また、全員マスク着用を不要というふうに通達されているかと思いますが、ただいまのお話をお聞きいたしますと、青木村として独自の方向性を指し示しているのだなというふうに理解をいたしました。

来賓についても、参加制限をしているというふうなことでございます。青木の教育委員会並びに小・中学校独自で適正な判断をされていることについては、評価をしたいというふうに思うところです。

3年前、一斉休校の際には、上意下達によって全国休校と、青木村もその例外ではなかったということでありましたけれども、今後とも村教委の独自性を堅持する意思決定、子供を真ん中にした判断がなされることを期待して、2点目の質問を終わります。

3点目の質問に移ります。

3年間のコロナ禍の影響は、教育問題のみならず、村の社会生活においても多大なものがありました。日常生活のノーマスク推奨、5類移行、あたかもコロナ禍が通り過ぎたかのような印象を与えています。

180度の転換とも思えるようなこの間の政府のコロナ対策、村としてはどのように考えているのでしょうか。また、3年間村が行ってきたコロナ対応をどのような総括をされているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ちょっと時間をいただきまして、答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目の政府の対策についてでございますが、この新型コロナウイルス感染症は、世界的に見て近世にない出来事でございます。歴史的には、天然痘、ペスト、コレラといった大規模でのパンデミックは過去にもあったわけでありましたが、今回のコロナは、私たち未経験の世界でございました。

そのような中、政府の対策は、今振り返ってみれば、次々に変異する新型株の出現、爆発的な感染拡大、クラスターの発生等、今まで経験したことのない状況に対しまして、専門家、医療機関、飲食店等の事業者、地方自治体、国民等の協力を得ながら、手探りの状況の中からも最も最大限の対応をし、感染拡大を抑えようとしてきたことは、一定の評価ができる

いうふうに私は思っております。

さらに検証いたしますと、一つとして、初期のダイヤモンド・プリンセスや国際空港での水際対策は、当初十分であったのだろうか。二つとして、経済活動が停止する中、中小企業者、商工会の会員、農業関係者、子育てや高齢者世帯等への対応、いわゆる弱者への対応は十分であったのだろうか、またスピード感がどうだったのか。

それから、3点目として、医療機関は感染者数に十分早期に対応してきたかな、4として、高齢者あるいは保育園、小学校でのクラスター対策、もっとやることがあったのかな、それから、5点として、2類から5類に引き下げることによりまして、行動制限とか、いろいろの課題があるわけですが、住民、医療現場での対応はどうだろうかという心配がございます。

市町村行政の担当者といまして、初期のワクチン接種液の確保が遅れたことが、私は本当に一番頭の痛いといひましょうか、苦慮した点でございました。こういった反省を今後にかかしていく必要があるというふうに思います。

2点目の村の総括についてでございますけれども、地方創生臨時交付金を使って、合計しますと3か年で67事業、5億4,000万円となります各事業を行いまして、それぞれの支援等を行ってまいりました。

住民福祉課関係では、いろいろ感染対策の徹底、感染状況についての情報提供や、毎週私どもでは対策会議を開催いたしまして、情報共有を行ってまいりました。公共施設の時間制限等をして感染防止に努めてきたこと、一番は、できるだけ速やかに接種ができるように、コロナワクチン接種ができるように、医療機関との調整等、接種体制の準備を進めてきました。

第7波以降、抗原キットの不足というような情報がありましたので、早期に検査キットを購入いたしまして、無償配布いたしました。村民の皆さんの多少でも不安解消になったのかなというふうに思っております。

物価高騰に対しまして、2回にわたりまして生活応援券を全村民の皆さん、さらに非課税、そして、ひとり親世帯に上乘せの配布をさせていただきました。一定のそれぞれの効果はあったというふうに思っております。

小さな自治体でありますから、小回りが利くという特性を生かしてやってまいりましたし、職員一同、初めての経験の中で、知恵を絞ってやってまいりました。今後、3か年で終わりではなくて、落ち込んだ経済対策をどうするのか、そういったいろいろ課題があるわけですが、ウィズコロナ、アフターコロナ、そういった、さらに時間がかかるかと思いま

すが、取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） この3年間、村が本当に村民に寄り添った有効な対策を幾つも打っていただいたということについては、評価をいたしたいというふうに思うところであります。

第8波以降、感染状況の把握が困難になりました。村で一体どんな状況が起こっているのか、全く明らかにされないままでした。村内で亡くられる方も何人もいらっしゃいました。

コロナ感染を直接的死因とする死亡者数の発表は、県段階では毎日のように続いていた時期がありました。しかし、コロナ感染を引き金とした間接的な死亡者の数は把握されておりません。そうした方が一体どれくらいいたのか、そのことに危機感を持っていらっしゃるという声もお聞きをしております。ここでコロナ禍に強引な幕引きをしてしまうことは、将来に禍根を残すのではないかと、そんな気がしております。

村で行ってまいりましたワクチン接種、他市町村に先駆けて先行して、最大5回の集団接種が行われる体制を構築していただきました。第7波まではその効果が発揮され、村民の感染率を低く抑えることに成功していたように思いますが、第8波では様相が激変をいたしました。

地方創生臨時交付金についても、様々な経済対策に活用され、村内事業者、とりわけ観光事業者が、このところ持ち直し傾向にあるように見える一方、肥料や飼料、餌代の高騰で、農業者、畜産家は疲弊しているのが現状かと思えます。また、教育現場でのタブレット活用は十分行われていたのか、様々な観点から、しっかりとした総括を行っておく必要があるかと思えます。

ただいま村長のほうから、しっかりとしたまとめのお話ございましたけれども、そうしたことを、次の災害ということになる、その場合の検証にもなるかと思えます。しっかりとした総括を記録にとどめておくということ、そのことを要請しておきたいと思えます。

さて、コロナ禍の中でリモートワークが推奨され、そうしたことを契機に地方に移住される方も増えました。青木村は移住政策が功を奏して、コロナ禍以前からも社会増の傾向が顕著でした。

そうした新たに村内地域に移住されてこられた皆さんは、地域に溶け込み、ちゅうちょなく地域の自治組織に加入していただいているのでしょうか。その辺の実情をお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 転入者の地域自治活動への加入の状況ということですが、村としては現在のところ、実情について、正式な数字というか、そういうものについては把握していない状況でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村としては把握していないということですが、村として、転入されてこられる皆さんに対して、そうした自治組織の加入については働きかけを行っているのでしょうか、教えてください。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 村としましては、空き家バンク等を通じて移住相談に来られる方、あるいは村営住宅等に入居される場合には、担当者が丁寧に説明を行って、該当の区長さんにおつなぎをしております。

また、通常の転入者の方にも、受付の窓口で、広報紙等の配布物の関係もございまして、区長さんに連絡あるいは御相談をするようにということでお話をしている状況でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 転入届を出されに来られる方々に対して、村としては、どんなものをお渡ししているのでしょうか。地域の自治組織に加入を促す、そういったようなパンフレットみたいなものはあるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

新規転入者の方に対しまして、地域自治組織加入のパンフレットは、現在のところ作成しておりません。ただ、先ほど総務企画課長より答弁ありましたとおり、転入手続の際に、区から文書の回覧ですとか配り物等がありますので、必要であれば区長さんのところに御相談するようにというような案内等はしているところでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 昨今の状況を鑑みるときに、自治組織への加入の意義を分かりやすくまとめたパンフレット、そうしたものを作成し、転入される際には、丁寧にそのパンフレットに基づいて説明するということが必要なのではないかというふうに思うところですが、この点について、作成のお考えはいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今のところ、転入者の方に対するパンフレット等の作成は

予定しておりませんが、現在、既存の資料等で説明できる部分はあります。あと、先ほど申しあげましたように、口頭でそういった御案内をしている経緯もございますので、そういったものを今後も徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） なぜ、私がここでこういうことを申し上げてきたかといいますと、やはり自治組織の意義ということについて、なかなか昨今の状況の中で、つかみにくくなっていらっしゃる方も出てきているのではないかなど。そうした事例等も若干見受ける状況になってきておりますので、今まで、これまでと同じ方法でやっているからいいのではなく、そうした自治組織の在り方、意義を説明するような、そうしたことも必要になってきている時代かなというふうに思うところです。再考をお願いいたします。

逆に、そうした自治組織、今まで加入されていた方が脱退するというような事態は生まれていないでしょうか。また、そうした事例が発生した場合、どういった弊害、不都合が生じてくるのか教えてください。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議員御指摘のとおり、特に町場では、地域、自治会に加入しないですとか協力しないという方がいらっしゃるというようなことで、都心部へ行くとか半分ぐらいの方が加入しないとかというようなお話も聞きます。

本村ではこれまで、そういったことについては、あまり耳にしてこなかったわけですが、昨今そんなような方も出てきているというようなお話も、ちょっとお伺いしたところでございます。

自治会組織につきましては、当然、自分たちの地域を住みよいものにするために、お互いが助け合って、生活環境の整備、あるいは福祉の向上、防犯だとか防災などの地域課題に住民同士が協力・連携して取り組む、住民にとって最も身近な自治組織であるというふうに認識しています。

また、地域の自治活動というのは、区の活動もちろんそうなんですけれども、そのほか消防団ですとか、高齢者クラブだとか、支え合いの団体ですとか、民生児童委員や農水保全会、共有林組合、区の下部組織としてある各実行組合、それから神社だとか、幅広く捉える必要があるのかなというふうに考えております。しかしながら、任意組織でありますので、加入の義務、あるいは加入しなかったからといって罰則があるというわけでもないということでございます。

そういった中で、じゃ地域のルールってどうなっていくのかとか、ごみ出しの問題、あるいは回覧が回ってこない、村八分になってしまうんじゃないか、役場への要望事項なんかはどうやってつなげていったらいいのか、地域の安全、子供の見守り、あるいは災害時の対応ですとか、そんなことを心配される部分が幾つかございます。

地域のつながり、そういったコミュニティの維持というのが、コロナ禍を経験して、さらに今のお話を聞いて、大きな課題になってきているかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今後、そうした自治組織の意義について、理解がなかなかできずに、脱退というふうな方が増えてくることにならないようにしたいなと思うところですが、そうしたことにおいても、先ほど提案した意義をまとめたもの、パンフレット等を用意する必要があるのではないかなと思うところですが、脱退者等を生まない対策として、何かお考えのことがありますか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 時代の流れとともに、地域に与える課題だとか、世の中の実情が大分変わってきているのかなというようなことも思います。当然、転入された方に理解をしていただくということも一つでありますけれども、原因がどこにあるのか。それがお金のことなのか、出労するのが嫌なのかとか、いろんな問題があるかもしれないですけども、双方、自治体側も自治会側も実情に合わせて変わっていく、場合によっては変わっていくことも考えていかなくちゃいけないのかなというふうに感じております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 3年間のコロナ禍によって、村をはじめ地域の文化行事、地域活動がことごとく停滞をしてまいりました。自治組織離れも、そうした影響を少なからず受けているように思います。

文化行事、地域活動の活性化に向けて、今後村としては、どのような姿勢で臨むお考えかお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 村長も申し上げましたとおり、様々な行事あるいは地域活動をコロナ前に戻すということについては、相当なエネルギーが必要になるというふうに認識をしております。

文化行事や地域活動あるいはイベント等は、それを行うことだけが目的ではなくて、それを行うことで生まれる連帯意識ですとかつながり、また出てきた課題を通して、自分たちの地域をもっとこうしていこうやというような自治意識の醸成につながっていくものというふうに理解しております。

そういった中で、今後また、地域の旗振り役としての区長さんですとか地区の役員さんだとか、あるいは公民館主事さんなんかの役割は、これから大きくなっていくのかなというふうに思っております。

村も、取りやめていたイベント等の再開を目指していくということでございますけれども、これも行政だけでどうにかできるものではございませんので、村や公民館あるいは地域が一緒になって、ある程度時間をかけて取り組んでいく必要があるのかなというふうに認識しております。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私も、ほぼ同じ回答になるんですけども、コロナ禍が3年続いたということで、地域活動が停滞して、危機感を感じているところであります。今後コロナが5類に下げられるということから、地域の様々な活動を再開してほしいし、村の様々な活動も再開していきたいというふうに考えています。

一方で、地区から人を集めてもらうような活動については、担当の役員さんが、人を集めることが難しくなっているという実情もございます。そこで、社会教育ですとか公民館活動の本来的な意義や意味について、もう一度原点に戻って考えたり説明したりして、地域の活性化に努めてまいりたいと思っております。

その際に、3年前に行っていたことをそのまま再開させるというのではなくて、新たな工夫を盛り込んでいくような考え方をしていかななくてはいけないのかなというふうなところも考えてございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 教育長のただいまの一番最後の部分、新たな工夫といいますか、そういったことも大事なかなというふうに今お聞きをしたところですが、具体的にそのことは、どんなふうな支援があるのかなと、また、今日の場合でなくても結構ですが、考えていくことが大事なかなと思うところであります。

また、地域活動を活性化させるために、財政的支援、こうしたことも必要になってくるのではないかなというふうに思うところであります。

例えばでありますけれども、地域活動を行う際には、各地区で保険を掛けております。様々な自治活動に対応する保険であったり、あるいは愛隣団活動、土木作業に従事する際の保険であったりするわけです。こうした保険を地区の財政で賄っている現状ですけれども、これを一括して村全体で網を掛けたほうが、保険料あるいは保険金、より有効に活用できるのではというふうに思うところであります。

また、建築物等についても、地区財政で負担しているものがございます。こうしたことについて、見直しをすることはできないでしょうか。そうしたことによって、地区への財政的支援を行うことで、目に見える形で、地域活動の活性化を支援する村の姿勢が浮き彫りになるのではというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 財政的支援というお話でございます。

現在も、地区運営補助金というような形で、総額260万円ほどですけれども、区の規模に応じてお支払いをしているほか、こちらからお願いしているんですけれども、文書の配布の委託料というようなことで140万円余、それから、自治会活動保険の加入も、一部補助金というような形でさせていただいております。それから、防犯灯の設置や電気料の補助金、消防団の運営補助金、教育委員会関係でも、分館の活動補助金や民俗芸能の維持補助金、育成会の活動補助金など、様々な支援、現在でもさせていただいているところでございます。

御質問の自治会の活動保険についてなんですけれども、加入世帯数に対して、一定の補助を現在もさせていただいているところでございます。ですが、各地区ごとに、やっぱり掛けている保険会社さんとのつながり、会社が違ったりだとか、保障の考え方が異なっておりまして、それを一律にこちらのことでやっちゃっていいのか、また、申請されていない区も半数ぐらいあるんですよ、その補助を。

そんなようなことで、ちょっと今の現状だと、一括負担という形は、現段階ではちょっと難しいかなというふうに理解をしております。

今後、さらなる財政的な支援が必要だということになれば、また各地区の状況なんかをお聞きする中で、村の予算あるいは財政の状況等も勘案する中で、検討していくことになるのかなというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 保険のことについていえば、事故対応ということでは保険はどうしても必要かと思えますので、今、掛けていないところあるというのをお聞きして、ちょっとび

つくりした部分もございりますが、ある面では、そうしたことを網を掛けて、全体で、最低限ここはというようなところを村として見ていくということも大事なことかなと思いますので、また御検討をお願いしたいというふうに申し上げます。

さらにまた、今までも区に対して補助金が下りていることは存じ上げているところです。今だからこそといいますか、地区を励ますという、そうしたものを財政的にも支援することで、地区も活性化に向けて頑張るぞという気持ちを奮起させるということができるといふことで提案をいたしました。お考えいただきたいと思います。

最後に、性的少数者パートナーシップ制度に関わってお尋ねをいたします。

県は、LGBTなど性的少数者のカップルを法的に証明するパートナーシップ制度の骨子案を公表し、3月中に実施要綱をまとめ、夏以降の制度施行を目指すとしています。具体的には、県営住宅への入居、県立病院での対応を親族・家族と同等の対応とすることなどが可能となつてまいります。県の制度導入に合わせ、市町村や民間事業者にも連携した行政サービスが提供できるよう働きかけるとしております。

私は、1年前の昨年3月、議会において、この件に関わる質問をいたしました。当時の商工観光移住課長の答弁では、青木村営住宅設置及び管理に関する条例並びに若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例における村営住宅の入居要件に、性的少数者カップルは該当しないと判断しているというものであります。

とするならば、今回の県の制度導入に合わせ、村の条例も改正する必要があると思いますが、いかがお考えでしょう。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 県の動向につきましては、ただいま議員のお話のとおりでございます。

青木村では、まず、今までに性的少数者パートナーシップの方、制度によるお問合せ等はいただけていないところでございます。そんな中で、先ほど議員お話のとおり、本年1月に長野県パートナーシップ届出制度が示されました。私どもとしましても、法律が未整備の中で、できることから進めようというふうに受け止めております。

今後、この中で県と連携し、行政サービスの提供に向けて取り組んでいくこととなりますが、村でも相談や申請があれば、制度の趣旨を理解しながら、夫婦・家族同等のサービスが提供できるよう、事例ごと対応していきたいと考えております。

条例の改正については、今のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 昨年の御答弁と、やや異にしていると思っております。

条例改正をしなくても、今は運用で何とかなるんだというお話かと思うんですが、昨年とはそうではなく、条例改正をしなければ該当しないというふうに言っていたわけですよ。これについて、どうですか。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御指摘の件でございますけれども、確かに条例改正というものが become 必要になる場所もあるかもしれませんが、今の社会の流れ等を考慮しまして、また、長野県のほうからパートナーシップの届出制度の素案が示されたこと、このところを考慮しまして、実際の中で対応できることがあれば、条例の改正を伴わず対応していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど来、答弁の中では、本村には該当する方がいらっしゃらないということの答弁でしたが、これもいかがかなと思うんですね。該当する方がいないと言えるのかどうか。つまり、そうした方々が、私がそうですよというふうに名乗り出ることにも、ちゅうちょされているという状況があると思うんですね。

そういう点では、あらかじめやっぱり行政として、きちっとそうしたことができるような状況をつくっておく、そのことが大事ではないでしょうか。状況によって対応するというのではなくて、県が見直しをするというふうに言っているんですから、村としても見直しをする、このことが当たり前ではないですか。いかがお考えでしょう。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 県内では、松本市、駒ヶ根市、長野市が入居の申込みが可能となっております。村としましては、本年5月に開催されます県と市町村との協議の場で対応が示されますので、対応のマニュアルが示されますので、住民の皆さんへの広報を行い、制度について理解をまず深めていただき、そこから届出制度の導入を含めて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） では、県の5月の説明を受けた後、条例改正も視野に置きながら、検討を進めるということで理解をしたいと思います。

誰もが生き生きと暮らし続けられる村であるために、県の制度導入に遅れることなく条例改正を進め、ジェンダーフリーの村づくりを進めていただくようお願いをいたします。

以上、3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 5番、坂井弘議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時5分からといたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（金井とも子君） 次に、1番、松本淳英議員の登壇を願います。

松本議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして、大きく2項目について、一括で質問をいたします。

まず、最初の項目であります創業支援・学び直しについて質問いたします。

当村においては、東証プライム上場企業による大規模工場の稼働が来期に予定されていることに加え、将来的には国道143号線新バイパスの開通が期待されております。また、子育てを支援するための働き方改革の動きは、情報技術の進展や感染症蔓延に伴う就労形態の変化を加速させるものであります。

このような環境下において、今後、村内在住者や転入希望者が青木村において新たに起業

することが期待されます。

上田市や長和町等の近隣自治体を見ますと、スタートアップ支援、創業者支援制度があります。新たに事業を開始する創業者に、設備購入や家賃、販路拡大の費用の一部を負担・補助しております。また、空き店舗の活用を促すために、改修や改築に対する助成金も見られます。

財源に限られる中で、同様な補助制度を単純に創設することには、その効果の検証等の慎重な判断が求められますが、やはり周辺自治体に比べて、当村が支援策において明らかに見劣りすることは、あまり好ましいことではございません。今後訪れる大きな変化を踏まえ、当村における長期的な創業支援政策について、単純な資金補助以外の施策を含めて、どのようにお考えであるか御回答ください。

次に、青木村図書館における書籍について質問いたします。

上田駅前にある上田情報ライブラリーには、経営や会計、マーケティング等、企業経営に関係した書籍、新聞、情報誌、デジタル情報がそろっており、経営をする上で必要とされる多様な情報を集めることができます。また、村民の中には、図書館に資格に関係した書籍があれば、学び直しに有益であるだけでなく、自分が子供時代にそのような書籍を目にすることができたら、将来の職業を考える上で大きな参考になっただろうという意見を述べられる方もいらっしゃいます。

加えまして、子育てに専念する母親・父親にとっては、子育て期間は自身の今後の職業を考える上で大変貴重な時間になります。青木村図書館において、経営、資格、子育てと仕事の両立に関係する書籍や雑誌等をさらに充実させていくことについて、いかがお考えでしょうか。

次の質問に入りますが、自治体によっては、住民の検定試験や資格の受験の際に受験料に補助を出しております。終身雇用を見直す動きが続く中、労働市場の流動化を後押しするための学び直しの重要性が高まっております。また、少子化が進む大きな原因の一つは、子供の教育費用の上昇であります。検定試験や資格の受験料補助は、これらの問題を解決するために有効なものであると考えられます。

各種検定や資格の受験料は、御多分に漏れず上昇傾向にありますし、特に当村においては、離れた試験会場まで行かなくてはならないという地理的な問題もあります。検定試験や資格の受験料の補助、特に学生に対する補助は、長期的に見て取り組むべきと考えますが、当村のお考えを御回答ください。

次の質問になりますが、当村の補正予算において、補正の理由として、何々における電算処理システムの改修費用という説明をよく耳にいたします。法律、制度や基準の変更は頻繁に行われるものであり、そのたびにシステムのプログラムを組み直すのは当然のことです。

しかし、中には、単純なデータ処理の問題であり、一定の情報リテラシーがあれば、わざわざ外注せずとも、市販の既存のソフトウェアを活用することで、職員でも対応できるのではないかと感じるものもあります。

当村においては、行政職員の数が人口比で少ないという状況にあり、外部委託できるものは委託し、職員は情報収集や村民との対話等の業務に時間を割くべきという考え方は納得のいくものであります。ただ、一方で、国や県から来た交付金等、貴重な自主財源がそのまま村外の事業者に流れてしまうことは残念な問題であります。

地方自治体においては、DX推進に伴い、専門性を有する人材の確保が課題となっておりますが、職員の一般的なITリテラシーの引き上げも大切な問題であります。当村において、職員におけるITリテラシーの引き上げをどのように図っていくのか、御回答をお願いいたします。

最後に、近年、技術進歩が目覚ましく、行政の効率化への期待が大きいものとして、ドローンの活用があります。議会でも既に話に出ておりますが、防災、農業、鳥獣対策等、様々な面での活用が期待されております。改めまして、当村における現在の活用状況や今後の見通し、職員の技術習得のための体制等、御回答いただけたらと思います。

以上となります。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました1点目の当村における長期的な創業支援政策について、単純な資金補助以外のという御質問に答弁させていただきたいと思っております。

創業支援の今、村の代表事例としては、今建設中の竹内製作所でありまして、この工場の開発に際しまして、村では、農業関係の指定の解除でありますとか用地の取得、工場用地の整備、周辺道路あるいは水路の改良、また、県に働きかけまして、国道の右折帯の設置、道路信号の新設などを行ってまいりました。青木村での操業開始を急ぐ竹内製作所さんの希望どおりのスケジュールで協力してきたことが、最も大きい創業支援であると思っております。

村では起業時に際しまして、工業系の事業者の方々には、青木村工業振興条例をもって支

援しております。一定の条件は、工場を誘致する、あるいは新設する、あるいは増築する、そのための物品だとか加工だとか、周囲、そういう目的に対しまして、工場の新設、あるいは従業員の福利厚生施設、工場の保安施設、こういったことに補助、そして、さらには、高額機械の購入に対する、投下した固定資産税の補助もいたしております。工場の新設もしくは増築、高額機械投入のために要した取得価格に対する固定資産税の2分の1以内の奨励金を5か年に限りまして実施しております。毎年補助をいたしております。

それから、もう一つは、UIJターンの就業・創業支援の補助についてでございますが、移住された方が土地、建物、周辺の山林などを購入して、例としては、飲料関係の事業を起業した方がおられますが、この方にも、村では県と連携して補助を行っております。また、この方には、村が紹介いたしまして、長野県ソーシャルビジネス創業支援を受けられるようにいたしました。

このように、県・国の有利な補助金の活用、あるいは制度の融資保証の補助金の支給を行っております。村の商工会の皆さんと連携しながら、県の商工会連合会との連携を通して、経営の指導の補助をいたしているところでございます。

小さな村ですから、幸いにできることが幾つかあるわけでございまして、起業には、規模の大小あるいは内容、様々であります。課題や悩みも、伺っておりますと多岐にわたります。

もう一つ、最近の例を申し上げますと、ある工場は、製造ラインを廃業して、土地・建物とも売却したいとの相談を受け、周辺環境になじむ企業のあっせんに努めている例もございます。

また、起業する際に、店舗は補助対象外でございますが、住宅部分につきましては、若者定住の補助をした例もございます。それから、空き家を使って企業する、最近ではパン屋さんがありますけれども、空き家バンクを活用していただいております。

引き続き、きめ細かな創業支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

〔教育長 沓掛英明君 登壇〕

○教育長（沓掛英明君） 私からは、2点目、3点目についてお話しさせていただきます。

まず、2点目の図書館に経営や資格、子育てと仕事の両立の参考になる書籍や雑誌をというところでありますが、各図書館には運用のテーマがありまして、上田情報ライブラリーは駅前であり、社会人や学生が多いことから、ビジネス書がメインになっております。

青木村図書館は、青木村の人々の文化の向上に貢献することをテーマにしておりまして、青木の自然や歴史、義民や青木時報などが特徴かと思えます。一方で、村民の皆さんから要望があった場合は、できるだけ取り入れるようにしております。ビジネス書やマーケティングの書籍が少ないのは、これまでそのような要望がなかったということでもあります。今後、1人でもお話があったら、対応していくつもりでございます。

次に、3点目の検定試験や資格試験への受験料補助についてであります。1人でも多くの子供たちに様々な検定試験を受験するなどの積極性を育ててもらいたいとは考えております。そこで、グローバル社会の到来を見据えて、まず、来年度は試験的に、中学生の英検の検定を全額補助してみたいと考えております。その様子を見て、これからどうしようか、幅を広げていくのか検討させていただきたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 私のほうからは、4点目に御質問いただきました職員のITリテラシーの引上げをどのように図っていくのかという御質問に対してでございます。

役場の業務のシステムなんですけれども、そのほとんどが住民情報とひもづけされているといいますか、住民情報に連携しているシステムというようなことで、なかなか知識や技術があったとしても、自前でということは困難だというふうに感じております。

当村のような小規模な自治体では、専門職を採用するというのも、保健師や保育士以外は行ってきていない状況でございます。

そんなような中ではございますけれども、6年前から情報システム関連の大手企業から職員を派遣していただきまして、通常の業務に加えて、ITにまつわる日々の困り事ですとか課題に対応をしていただいているところでございます。

引き続き、このような企業人材の活用を図るとともに、正規職員としてITスキルの高い人材の確保に努めていく、また、研修等を通じて、職員全体の意識や技術の向上につなげていけたらというふうに考えております。

また、御質問のITリテラシーの向上は、当然必要だというふうには理解しておりますけれども、一方で、ITシステムが仕事をしてくれるために、業務本来の制度の仕組みへの理解というのがおろそかになってしまうことが懸念されます。行政マンとして、そういった意味では、バランスの取れた職員の育成が必要であるというふうに認識をしております。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私からは、5点目、ドローンの関係について答弁させていただきます。

現在、村でドローンの活用状況でございますが、観光PR用の映像の撮影、また、広報紙等へ掲載するための空撮写真の撮影、また、松くい虫の被害木の調査等に活用をしております。また、民間では、JAのほうでは、既に農薬の散布にドローンを活用したり、森林組合では、植林箇所についてドローンで空撮をするなど、活用が始まっているところでございます。

将来的な今後の見通しにつきましては、災害時等の車や人が調査できない場所に、迅速な調査手段としてドローンによるデータ測量、例えば道路の現況測量であったり、あるいは農作物の転作確認のための現況調査のためのドローンによる撮影等が考えられますし、また、道路、橋梁、ダム等の点検時での活用、また、火災や災害時における焼失範囲や被害状況の把握などでの活用を見込み、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。

職員の技術習得のための体制につきましては、現在、ドローンを操縦できる職員については5名おります。ただ、日常的にドローンを使用しているわけではございませんので、操作技術のレベルについては個人差があるのも実情でございます。

今回、職員の技術習得のため、民間のドローン会社によるドローンを安全に運航するためのドローン講習会に職員1名が受講する予定でおります。この費用につきましては、上小林业振興会により、ドローン操縦者の育成として、受講に係る費用を負担していただく予定にしております。

国では昨年12月5日より、ドローン操縦ライセンス制度というものを運用しておりまして、国家資格については、一等無人航空操縦士及び二等無人航空操縦士に区分されております。飛行場所ですとか飛行方法によりましては、国家資格が必ずしも必要ではありませんが、二等無人航空操縦士の資格を取得しますと、無人地帯のみになりますが、目視外飛行というものも可能になります。

目視内飛行だけでなく、目視外飛行にも対応できるよう、二等無人航空操縦士の取得費用について、職員研修費としまして、令和5年度当初予算に総務企画課で予算計上しております。そういったことを通じまして、引き続き対応してまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 回答ありがとうございました。

来年度から資格、英検について、試験的に補助を出すということで、こちら、保護者には大変よい話かと思えます。こちらの話につきましては、今後、子育て支援とも関連してくる内容でありますので、今後対象の拡大等、進めていただけたらと思えます。

創業支援に関しましては、竹内製作所の誘致に多大な御苦勞をいただき、間もなく稼働に近づいているということで、自治体の対応として敬意を表すところでございます。ただ、一方で、住民や近隣住民からは、個人の開店等の創業においても支援をしていただきたいという声も聞いております。

大規模な製造業が地域経済に与える影響、特に青木村のような地域経済に与える影響というのは、実はあまり大きくないのではないか、トリクルダウンは起きないのではないかという考え方も最近出てきております。むしろサービス業、個人レベルの業態のほうが、地域間での消費が増えるので、地域経済への波及効果は大きいのではないかという研究もございます。ぜひ、個人・零細企業に対する創業支援ということも、積極的に検討いただけたらと思えます。

次の大項目としまして、子育て支援について質問いたします。

引き続き、一括質問とさせていただきます。

最初に、青木村保育園における入園時に保護者が行う準備品についてお伺いいたします。

保育園においては、一般的に絵本袋やお着替え袋等について、それぞれの基準があり、入園時に保護者が基準に合わせて、自身でゼロから製作する場合があります。裁縫をふだんやりつける時間のない方にとっては、準備をするのは肉体的だけではなく、精神的にも負担になります。

これらについて、独自の基準を強く求めず、市販のもので対応することで、保護者の負担を減らす動きがあります。入園時の準備品について柔軟に対応することで、保護者の育児への負担を減らすことについて、当村保育園における対応について御回答ください。

次に、保育園でのおむつ処理について質問いたします。

保育園におけるおむつの処理、おむつの持ち帰り廃止につきましては、6月議会でも質問させていただきました。この件につきましては、その後、令和5年1月23日に厚生労働省より事務連絡が出されております。

内容は、使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは、保護者にとって大きな負担軽減になるとともに、保育士や保育教諭にとっても、使用済みおむつを子供ごとに振り分ける業務がなくなることで負担軽減にもつながることから、保育所等において使用済みおむつの処分

を行うことを推奨するとなっており、保育スペースの確保や衛生面の管理が課題となる場合等には、保育環境改善等事業により使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入等の費用の補助を行うことが可能であるため、積極的に御活用いただきたいとされております。

周辺自治体では立科町が、今年度よりおむつの保育園での処分を開始いたしました。また、長和町においては、新年度中に開始を予定しており、ほかにも新年度に導入を検討している自治体が近隣にもございます。

当村における保育園でのおむつ処分について、今後どのように対応していくか、御回答をお願いいたします。

次の質問になりますが、当村の児童センターは定員制限がなく、誰でも無料で利用できるとともに、地域住民の参加や自然に接する機会があり、他の自治体に比べて充実した施設となっております。この児童センターの利用時間についてお伺いいたします。

現在、同センターの利用時間は18時までとなっております。一方で、青木村保育園における延長保育の時間は19時までであります。

青木村保育園においては、現在、19時まで保育を依頼する方はほとんどいらっしゃらないと聞いておりますが、18時半頃まで利用される家庭は幾つかいらっしゃるようです。このような御家庭において、お子様が小学校に入学すると、今まで18時半まででよかったお迎えの時間が18時までに早まってしまいます。

御家庭によっては、この30分の時間がどうしてもつくることができず、会社を辞め、転職することを検討しなければならない方が出てまいります。保護者における育児と仕事の両立という観点からしますと、児童センターの利用時間を延長保育と同程度にする必要があると考えられます。

児童センターの利用時間について、当村としてどのような考えにあるのか、御回答をお願いいたします。

また、あわせて、災害や異常気象発生時の対応についてお伺いいたします。

大規模な災害までに至らなくとも、大雪等により交通麻痺が生じると、延長保育や児童センターの利用時間内にお迎えができなくなることが想定されます。このような場合に、どのように対応になっているのか、御回答をお願いいたします。

最後の質問になりますが、松本市においては新年度、子供が2人以上いる世帯を多子世帯と位置づけ、全ての未満児の保育料の減免、子育て支援サービスを受けられるクーポン券の配布を予定しております。

この多子世帯については、第3子以上の出産祝い金の引上げや村営住宅の在り方など、6月議会において質問をさせていただきました。

我が国においては、他の国々に比べて多数の子供を持つ家庭が少ないという傾向があるとともに、もう一人の子供をもうけるか悩まれている家庭に対して経済的なサポートをすることは、大変有効な少子化対策になります。当村における多子世帯へのサポートについて、今後どのように取り組まれていくのか、御回答をお願いいたします。

以上、御回答をお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 成沢保育園長。

〔保育園長 成沢亮子君 登壇〕

○保育園長（成沢亮子君） 私のほうからは、6点目、7点目、9点目の延長保育についてお答えさせていただきます。

まず、最初の6点目、入園時の準備品の扱いについてですが、1日入園で準備品のお話をしておりますが、準備品に記載されているサイズなどは、おおよその目安となっております。市販のもので対応できるものや、布団などは布団屋などの専門業者に作っていただいたものでもよいことをお伝えしています。

7点目、当村における保育園でのおむつ処分について、今後どのように対応していくかということについてですが、厚生労働省から1月23日付で発出された保育所等における使用済みおむつの処分を推奨する旨の通知を受けて、青木村保育園では保護者の皆さんと協議を重ねております。実施する場合、保管庫の設置場所、保管庫の購入、事業ごみとしての処理・運搬、そちらに係る経費の財源などの課題整理が必要となります。

幸い、近隣の老人福祉施設では使用済みおむつの処分を前々から実施しておりますので、ここと共同して処分をお願いする方向で検討を進めております。早急にこれらの課題を整理して、4月1日から実施したいと考えております。あわせて、処分費用は保護者負担ではなく、保育園側で負担できるよう考えております。

また、健康チェックの目安としていた部分については、引き続き感染症が心配となる汚物については、御家庭に返して確認していただくよう、対応をお願いしていきたいと思っております。

最後の9点目ですが、交通麻痺による延長保育利用について、こちらの緊急事態については、連絡を入れていただき、時間超過での対応も行っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 私からは、8点目と9点目についてお答えします。

まず、8点目、児童センターを18時30分ないしは19時までできないかということについてですが、今お話あったように、青木村の児童センターは18歳まで全員無料で利用ができ、夏は川遊び、冬はたき火と、自然をフルに生かした活動を行っています。また、現在は50名ほどですが、コロナ前は100名の子供たちが群れて遊んでおり、また、水曜クラブでは、地域の方々との貴重な交流ができていました。

一方で、開設時間は18時までとなっていますが、これは、家庭で親と過ごす時間の大切さも考えて設定した時間であります。しかし、各家庭の事情もあることから、これまでも、どうしても時間に来られない、お迎えに来られないお宅は相談をしていただき、個別に対応することとしておりました。実際、その御家庭の様子はどうなのか、まずお話を伺い、その上で丁寧な対応をしてまいります。

次に、9点目ですが、交通麻痺が起こった場合ですが、災害や事故等によりお迎えに行けなくなった場合は、お迎えが間に合うまで児童センターで対応しておりますので、そのような場合は、速やかに児童センターに御連絡をお願いしたいと考えております。

以上であります。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから、10点目の質問、多子世帯へのサポートについてお答えいたします。

まず最初に、青木村における出産祝い金についてですが、この制度は、第1子の方の10万円から第5子の35万円までと、他の市町村に比べましても、非常に手厚い支援になっているものと考えております。

また、多子世帯に限定したものではありませんけれども、子育て世帯への支援といたしまして、青木村におきましては、来年度、令和5年度より、18歳までの福祉医療費の窓口負担を無償化いたします。

また、これは国の制度ではございますが、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・育児ができるように、妊娠期から出産・育児までを一貫して、身近で相談に応じて必要な支援につなげる伴走型の相談支援とともに、妊娠時・出産時にそれぞれ5万円づつ、計10万円の給

付を行う出産・子育て応援給付金事業も来年度より実施いたします。

また、保育園におきましては、令和3年度までは同時入園でなければ減免対象でなかった第2子以降の保育料につきましても、今年度、令和4年度からは、第2子は半額、第3子以降は無料にするという減免を実施しております。

これからも引き続き、多子世帯等を含む子育て世帯の支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 保育園におけるおむつ処理につきまして、前向きな回答をいただいたこと、また、児童センターにおいて個別に相談に応じていただけるということ、また、多子世帯へのサポートについて、一步ずつ進んでいるということ、忙しい保護者にとっては大変喜ぶべき内容かと考えます。

加えまして、当村においては、新年度予算において、給食費無償化や医療費の軽減などに大変な御尽力をいただいたことは、少子化対策・子育て支援として高く評価されるものであります。

改めまして申し上げるまでもありませんが、新規の出生者数が80万人を下回り、異次元の対策が叫ばれるように、少子化はもはや、我が国における全ての自治体において深刻な問題であります。今後、自治体間における少子化・子育て対策がより激しくなるものと考えられ、最終的には住民の奪い合い競争が過熱していくことが懸念されます。

この競争においても懸念されることは、やはり財源の自治体格差の問題です。国による十分な対応が取られなければ、財源が豊かな自治体により積極的な政策を実施し、周辺の自治体から住民を奪っていくことが懸念されるところでございます。

このような状況下であります。幸い当村には、豊かな自然と充実した地域コミュニティ、個別対応で小回りの利く行政という、他の市町村にはない大きな強みがあります。これらの強みを生かして子育て環境を整えていくことは、他の自治体が追随できない子育て支援につながります。

引き続き、単なる経済的支援競争から一線を画す環境整備を実現し、他の自治体より高い1.7%の特殊出生率をさらに引き上げるために、住民の細かなニーズに応じて、そして、それを大きくPRしていただけたらと思います。

私からは以上となります。

○議長（金井とも子君） 1番、松本淳英議員の一般質問は終了しました。

◇ 塩澤敏樹君

○議長（金井とも子君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） 議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告書に従って、大項目2つ、小項目11個について質問させていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

まず、東急グループは、222社5法人から成る交通・不動産・生活サービス・ホテルリゾートの4つの事業領域で、人々の暮らしを支える様々な事業を展開している大企業であります。その企業とのつながりについて質問させていただきます。

まず、五島慶太未来創造館についてお聞きします。

来館された方のアンケートでの声をお聞きしてきますと、とてもよい施設で、内容もよく、無料で見られるのはすごいという方、有料にしてもいいのではないか、また来たいといって帰られるアンケートがあるようであります。

自分も創造館へ行って初めて分かったんですが、壁に三鷹の千曲寮の写真が載っていました。自分はそこで4年間、千曲寮を利用させていただいたので、それが慶太翁の思いで造られたものだということが分かって、何かうれしく思ってきたところではありますが、ともかく、2020年6月から来館者は、昨年12月で延べ1万5,155人でありました。

昨年の来館者を見ますと、村内の方が334人、上小の方が850人、県内の方が593人、そして県外の方が841人で、主に東急関係の方が多く来られています。1か月に約200人強の方が来館されているということではありますが、冬場は少ないということでありました。

村内の来館者の方は、約10%程度ということになりますね。村内の方は、一度行ったからもういいやということで、何回も来られないということがあられるようであります。ただ、昨年の企画展等、ナウマンゾウの企画展のときは、当郷の方が多く来られたということでありました。ですから、地元の方がそれによって来られたということがありました。

それで、村内の方に多く来ていただく取組についてお聞きします。

五島慶太未来創造館に多くの住民の皆さんに来館していただけるよう、親子学習会などを

行い、親子で来館していただき、慶太翁や東急について説明を受ける取組や、公民館活動で地域の偉人についての講座を企画する、また区長会や分館長会の研修を行うなどしてはどうでしょうか。

先ほど言ったナウマンゾウの企画の際は、当郷の方が多く来られたということがありますので、村内の地域に関する企画展を行うと、またその地域の方が来ていただけるというように、村民の方に来館を促す取組について、どのように考えているかお聞きします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 五島慶太未来創造館も開設3年となりました。コロナ禍ではありましたが、ここ3年間の間に、渋沢栄一と五島慶太、ナウマンゾウ展、上田地域の鉄道赤い橋、東急100年絵巻と、たくさんの企画展を行ってまいりました。これからも、殿戸の生家の復元展、それから東京の上野毛にある五島家の収蔵品の企画展、東京の渋谷にあるセルリアンタワーでの五島慶太未来創造館収蔵品展など、その時期にあった企画を計画しております。

御意見にありました親子学習会や公民館講座、研修会の実施なども参考とさせていただきます。村内の方にも案内等の呼びかけを行い、五島慶太翁について一層理解を深めてまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

企画展があると多くの方が来られるということでありましたので、お願いいたします。そして、村民の皆さんに来館していただける取組をこれからもお願いしたいと思います。慶太翁のどうしても理解を、村民の方にもしていただきたいと思っています。

次に、未来創造館の施設について、2点お伺いしますと同時に、お願いしたいことがあります。

一つは、未来創造館への道案内についてのことでありますが、来館される方が、道案内の看板が分かりづらくて来るのに大変困ったということで、いろいろ館内の施設の方に相談されているようであります。

見ますと、自分も中学校の入口の信号のところ、右側にあるわけですが、来ると物があって、最初はよく見えないんですね。近くまで来て、やっと左側の上に見えてくるというような状況で、右側にある温泉の看板が大変大きくて、そちらのほうが見えちゃうということでもありますね。ですから、できれば、温泉の看板と同じくらいの大きさに、あそこに立てていただけないかということでもあります。

それと、保育園のところのところから右に曲がりなさいというのでありますが、未来創造館の文字は一番下のほうに小さく書いてあるだけで、よく見えないというところがありますので、そこら辺、分かりやすい表示、見やすいところというふうに検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校の入口の案内看板は、比較的大きく、見やすいと考えています。一方で、保育園前の看板は、字が小さくて見落としやすいことは認識しております。

今後ですが、五島慶太未来創造館に来られた方々に、青木村の関係する地域を周遊していただく周遊ポイントを設置していこうという計画がありますので、その際にもう一度、案内等を検討していこうと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

中学校入口ですが、来るとどうしても、最初は何か物があって、よく見えないんですね。近くまで来ると見えるというのがあります。本当に温泉と同じくらいの看板にしておくと、うんと分かりやすいかと思えますので、また御検討をお願いしたいと思えます。

もう一点、館内のアンペア容量といいますか、電気容量についてであります。大変容量が少なく、冷暖房をみんな入れてしまうと、電気が飛んでしまって、暗くなってしまうというものであります。特に昭和館のほうなんかは、いつもあれなんです。そちらも暖かくしようと入れると、ほかのところも切れてしまうので、どこか入れたらどこかを落とさなきゃいけないというような形を工夫されて運営されているようであります。

そこで、施設の電気容量をさらに増やすことを検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 五島慶太未来創造館や歴史文化資料館のエアコン自体の実は具合が悪くて、現在、3台のエアコンの点検を業者に依頼しているところであります。現実には、これ以上電気容量を増やすためには、新たにキュービクルを増設しなくてはならず、財政面でも課題があるため、ちょっと現実的ではないかなと考えております。

実際の運用では、民俗資料館のほうまで全てのエアコンを一斉に稼働することはそうはないと考えておまして、負荷を分散しながら、適切と思える運用を心がけるようにしています。エアコンの修理が済んだところで、どのように運転を行っていくか、検討を行ってまい

りたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 館の職員の皆さんの努力をお願いするところになってしまうんですが、先日もながぎん地域応援キャンペーンで創造館に寄附をされたとかありますので、それを活用しながら、ぜひとも環境のいい施設にしていっていただければと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、続きまして、よろしいでしょうか、お願ひします。

東急グループ関係の保養施設、社員利用施設及び学生さんの合宿等についての提案をしたいと思ひます。

竹内製作所さん建設となって、東急関係の方が多く未来創造館にも来られていらっしゃるようです。その方たちが村内で買物をされて、青木村のよさを感じて帰られていくということをお聞きします。

そこで、東急グループ関係の社員の多くの方に青木村に来ていただくような社員向けの施設ですね、研修や保養などできるような場所を、温泉や自然が青木にはあるんで、それを利用して造っていただけないかということとか、あと、学生さんの関連学校がありますので、その部活動だとかサークルだとかゼミ関係の合宿で村の施設を使用していただくような働きかけを東急グループさんにお願ひできないかどうかということをお聞きします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在までも、東急建設の幹部研修が青木で行われたり、青木村を研修のフィールドとして活用している事例もございます。東急関係の皆様が青木村の旅館に宿泊していただいているという話も聞いております。しかし、新たに社員や関連学校の合宿場所を建設するとなると、資金の問題とか運営スタッフの問題など、大きな課題があると考えております。

それについて、有効な手段が一つ考えられると考えております。それは、東急社員の保養所として、青木村の旅館を東急共済組合に指定してもらって、全社員に向けて、青木村の温泉を利用するよう発信していただくことであります。この方法だと無理なくできて、大変に有効な手段ではないかと考えております。

今後、東急に検討を依頼し、そのような対応を検討していただきたいということで考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君）　そうですね、合宿所などを造るんじゃなくて、合宿も旅館を利用していただければ、地域の活性化にもなるかと思えますんで、そのような方向で、ぜひともお願いしたいと思えます。

と同時に、今、幹部研修とありましたが、せっかくなら、新人研修をぜひとも青木村でやるべきではないかと。創業者の慶太翁の生まれた場所で、その空気を吸って、新人、これから東急グループの社員としてやっていくということでもありますので、その意志を含めることに併せて、新人研修もぜひともお願いするよう、働きかけをお願いしたいと思えます。

次にありますが、慶太翁の子供たちへの啓発についてお聞きします。

郷土の偉人として村民に啓発していくためにも、子供たちへの学習が大事と考えます。上田でも、上田市出身の偉人の伝記や紙芝居などを作成して啓発したりしています。

そこで、東京都市大学関連の学校では、小・中学生向けに慶太翁の生い立ちなどを易しくまとめた「五島慶太伝」という本でありますね、この本を小学校の高学年、中学生に全員に配布して、道徳の副読本として利用しているということでもあります。青木村でも、小・中学生に五島慶太翁について学習する資料などがあるとよいと思えます。

先日、広報と一緒に配られた中に中学校だよりがあり、中学校の校長先生の五島慶太翁についての話された校長講話が載っていました。しっかりと書かれていたと思えます。それも校長講話を受けて、各クラスに行って、担任の先生はその後づけというか、やっているかと思えますが、そのときにでも、先生方が少しでも五島慶太翁を知っていただきたい、そんなときの簡単な資料があればいいのかなということでもあります。

一つ、それで提案であります、作成には、東京都市大学関連の学生さんによって、授業やゼミ、サークルで資料作りができないだろうかということでもありますね。そうすると、学生さんたちの勉強にもなるし、それを使って子供たちも、こっちの子供たちもそれを使えば、関連ができたり交流ができたりすると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　青木村では、「五島慶太のひみつ」を令和3年度に作成し、7月には保育園、小学校、中学校の全ての子供たちに配布をいたしました。これがそれであります。

また、昨年は、5月に小学校6年生全員と中学校2年生全員に配布をし、集中的に学習してもらおうと考えております。これは、来年度からも同様に実施していく計画であります。加えて、今お話があった五島育英会が作成した「五島慶太伝」は、学級数分配布してございます。

今年度は、さらに、五島慶太未来創造館に、五島慶太未来創造館をクイズ形式で探検できるVR機能を持ったコンピューターソフトを開発していただきました。今、校長先生方に、活用について依頼をしてあるところであります。このVRは、QRコードを読み取れば、学校で使っているタブレットで教室で活用できるために、一気に学習の機会が身近になります。現在は、このような資料で学習を進めてほしいと願っております。

最も大きい動機づけは、何といたっても6年生の修学旅行であります。全ての子供たちが、誰でも五島慶太翁のことを語れるようになってほしいと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

この本が1クラス分、各中学、小学校に、小学校が図書館に1冊と職員室に1冊は確認したんですが、すみません。

都市大の生徒が作るというのも一つの勉強になるのかなと思いますので、またそんなものも含めていただければと思います。ぜひともやっていただきたい。

それから、今年の6年生が行った後、研究授業を行って、五島慶太について調べ、発表した授業がありました。とても子供たちもしっかり調べて、いい発表、授業だったと思いますので、こういうことを続けていっていただければと思っています。

それでは、続いて、これからそのような東急さんとのつながり、どのように考えていくかということで質問させていただきます。

昨年、東急の駅そば「しぶそば」についての資料の中に、タチアカネソバが作られる青木村は東急グループの礎を築いた五島慶太翁の出生地です。東急と青木村は、2020年4月、青木村に開館した五島慶太未来創造館や東急グループのふるさと納税「ふるさとパレット」に、青木村の返礼品を御用意するなど連携をしてきました。東急は今年100周年を迎えますが、今後も五島慶太翁のふるさと青木村と連携していくことで、青木村のさらなる発展に貢献していきますという資料がありました。

東急グループさんも青木村と、どうにかやっていきたいという気持ちが大変伝わってくるのだと思います。5年度の予算の中にも、東急グループからの派遣を、いわゆる連帯事業についてあったりしました。

そこで、今後村として、東急グループとのつながり、連携をどのように考えているのか、村の考えをお聞きします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、塩澤議員おっしゃったように、東急グループさんには大変よくや
っていただきまして、心から日頃感謝をしております。

殿戸の慶太翁の生家が落雷により火災になりました。この日は、ちょうど慶太翁の60回目
の命日でございました。私は、翁が雷に乗って生家に降りてきて、俺、つまり慶太翁を使っ
て村おこしを一生懸命やりなさいというふうに私は思い、神がかりだなというふうに思いま
した。

ちなみに、1年後だったら、コロナで全くそんな話はなかったですよ。だから、コロナ
を知っていたのかなとさえ、そんなふうに神がかり的に思っております。

ちょうどその年は、顕彰活動を始めた年でもございました。今、御質問の中にもありまし
たように、翁が興した東急あるいは東急グループは200社を超え、5法人、日本を代表する
グループになっております。そして、今、いろいろなところでテレビや、あるいは報道、ニ
ュースに出てまいりますけれども、東京の中心の渋谷の街の再生は、首都圏東京のシンボル
にもなっているというふうに思っております。

交流について、今、前の御質問の中にもありましたが、都市大の生徒が別所線を使って物販
あるいはPRをする、その中に青木村の道の駅のものも活用していただいて、いろいろ前の
御質問にもありましたようなことが芽を出し始めているなというふうに思っております。

東急グループさんが持っている優れた商業活動とか、教育とか文化を通しての交流、そし
て、何よりも5万5,000人いらっしゃいます社員、あるいは都市大、亜細亜大との人的交流、
それから、青木村の誇れる豊かな自然、歴史、農産物、観光資源を通しての交流、あと、今
後、多方面でお互いに交流ができる可能性を秘めているというふうに思っております。

そのためには、村も積極的に働きかけなければ、一過性のものになってしまうなというふ
うに思っております。継続する努力が必要であると思っております。

村といたしましても、引き続き慶太翁の顕彰活動をいたしまして、東急に対して関係人口、
交流人口を増やす努力をしてみたいと考えております。それが、いわゆる定住人口にも
つながるだろうというふうに思います。

過日、知事が五島慶太未来創造館を見学していただいた際も、大きなチャンスに恵まれた
青木村はうらやましいなという評価をいただきました。東急さんの交流につきましては、村
の活性化のため、子供たちのため、さらに交流・連携に努めてまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

渋谷の前も、高さ194メートル、複合施設で、令和9年度の完成を目指す大きなビルを建てたりしていくという、これからも発展するような東急さんでありますと思っています。人々の暮らしを様々なところから支えている大企業さんと、お互いにより関係で、これからもいかれるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、投票率の推移について、これからお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点、4月9日には県議会議員選挙が行われます。前回、4年前の投票率は、過去最低の47.57%でした。前回の長野県知事選挙の投票率も40.94%で、前回4年前の選挙を2.34ポイント下回って、過去最低となっていました。

青木村での知事選では58.33%で、前回の投票率が62.12%でしたので、3.79ポイント下回っています。今後とも投票率の低下は避けられないと思います。そこで、ただいまの青木村の現状を踏まえて、選挙管理委員会はどのように認識されているのか、お考えをお聞きします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今、御質問にもございましたとおり、全国的な傾向と同様に、本村におきましても投票率は低下の傾向がございます。特に身近な選挙ですとか、争点のはっきりしているものでないと、さらに関心が薄れてしまう傾向にあるというふうに認識をしております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

そのことを踏まえ、これから投票率について、いろいろお聞きしたいと思いますので、お願いします。

まず、若者の投票率についてお聞きします。

青木村でも若者、18歳・19歳の投票率について見ると、参議院選挙では51.52%、前回は68.68%、長野県知事選挙では41.67%、前回は58.33%で17ポイントほど、両方とも下がっています。若者世代の投票率の向上は重要な課題であると認識しています。

選挙は民主主義の根幹であり、多くの有権者の意思が反映されるべきものであります。投票率の低下は大変残念です。村民一人一人が政治や選挙に十分関心を持ち、候補者の人物や政権・政党の政策を判断できる目を持ち、自分から1票を進んで投票することが大切です。

さて、公職選挙法6条では、選挙委員会は選挙が公明かつ適正に行われるよう、常にあら

ゆる機会を通じ、選挙人の政治常識の向上に努めなければならないと規定し、常時啓発の責務とされています。

若い世代の有権者の投票率が低いのは、他の世代に比べて、まず政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚が低いからであると言われていています。有権者になる前の学校教育においては、政治や選挙の仕組みは教えても、政治的・社会的に対する問題提起や関心を持たせ、判断力を養う教育の不足が挙げられています。

そこで、青木村の教育現場での常時啓発活動推進についてと、小学校、中学校での選挙・政治教育、将来の有権者である子供たちへの意識の醸成の取組についてお聞きします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） コロナ以前は、中学生が村議会を見学して、地方自治について学習を進めておりました。コロナ禍で中止になっておりますが、5月に5類に下がることを踏まえて、来年度は、中学校3年生が12月議会を見学させてもらいたいという計画がございます。

また、小学校、中学校ともに、社会科の授業で、選挙・政治・投票については学習は行っております。加えて、小・中学校ともに、児童会、生徒会の選挙では、役場から本物の投票箱を借りていきまして、投票について、本物に近い選挙の体験を行うようにしています。

このような学習は、これからも実施していくこととなりますが、昨年11月に行った信州教育の日の座談会で、青木村で育った若者の様子を話していただく中で、1人の保護者の方から、大学に行っている自分のお子さんが、投票に行くから青木村に帰ると言ったら、大学の友達にびっくりされたということをお話していました。青木の友達は当然のように青木に帰ってきて投票していると話されていたので、そのような高い志を持った若者も育っているということを紹介したいと思います。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

学校での取組が、いろいろ授業でありました。やはり必要なのは、若者たち、子供たちが社会に触れることだと一番思っています。そして、大事なものは、地域への帰存ではないかと。この道は誰が造っているのかとか、誰がごみを片づけているのかとか、そのお金はどこから来ているのかというようなことを意識して考えられるような取組をしていただければと思うものであります。

次に、村民に対しての常時啓発ですが、まず、自分の意思で投票に行かない人、投票に行きたくても行かれない人への常時啓発を、村はどのように行っているのかお聞きしま

す。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 常時啓発についてでございますが、折に触れて、広報紙ですとか情報電話、また街頭啓発、広報車等によって行っているところがございますけれども、御質問の御自分の意思で投票に行かないという方については、その意思もある程度尊重しなくてはいけないのかなというふうに理解しております。

投票に行きたくても行けない方については、不在者投票という制度が可能でございます。折に触れて、こちらの制度周知にも努めているところでございます。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

そうですね、選挙時だけではなくて、常時の活動として、これからも様々な取組をしていただければと思っています。

次に、今出ました不在者投票についてであります。

郵便投票、不在者投票であります。不在者投票の指定施設としては、青木村のラポートあおきさんが指定されています。ほかにも、例えば以下のようなケースが当てはまるかと思えます。出張や住んでいる場所とは違う場所にいる人、それから、先ほど教育長さんからありました、実家から住民票を移していない独り暮らしの大学生、引っ越しをしたばかりで住民票を移してから3か月未満の人、うちの息子も今、ちょうどぎりぎり3か月になるんですが、そのような人たちがいます。

また、ほかには、選挙期日に投票所へ到達することができない身体障害者や要介護者、戦傷病者は、郵便で不在者投票を行うことができるとあります。このような不在者投票を増やすことも、若者をはじめ投票率アップにつながると思っています。

そこで、青木村の不在者投票について、村民への周知をどのようにされているのかお聞きします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 不在者投票ですが、御質問にもありました転出から3か月以内の方、こちらの方々については、個別に通知をお送りしております。選挙の期間ですとか投票方法について御案内を申し上げております。

しかし、一方で、今御質問にございました出張等で住所地と違う場所にいる方、また、実家から住民票を移していない独り暮らしの大学生等につきましては、なかなかこちら側とい

うか、行政機関で把握することができません。実際、どのぐらいの方が該当するかということも承知できない状況でございます。御本人ですとか御家族の方から御連絡をいただいた際には、今の転出者と同様に、個別に御案内をさせていただいているところでございます。

4月には、今御質問のとおり、県議選も控えておりますので、また次回の広報紙でも改めて周知を図るように考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

我が家の息子も3か月ぎりぎりぐらいで越していますが、またよろしく願いいたします。

ほかのところ、議会だよりを見たら、上田市さんの議会だよりに、入場券にそのことを記載しますというような答弁が書いてありました。そんなこともあるのかなということでありませう。自分も、中挾だけには昨年、こういう方法がありますよというプリントを作って配らせていただきましたが、そのような取組もまたよろしく願いいたします。

最後に、広報あおきに入場券が変わりますよというのが載っていました。個票でありますね、期日前投票をスムーズに行うというような形もあるということで、変更されますというのが載っていました。

期日前投票について、ちょっと質問させていただきますが、昨年の知事選挙の期日前投票、前回、4年前の知事選挙と比べると4万365人多く、有権者に占める割合はおよそ3ポイント増えている。県知事選挙としては過去最多となったということでありませう。青木村でも調べていただいたら、期日前投票者は1,055人で、前回の知事選は983人と73人多くなっていました。期日前投票は、これからも増えていくのだなという気がしています。

そこで、期日前投票箇所を役場だけではなくて、道の駅あおきなどに置いていただくのはいかがでしょうかということでありませう。選挙・投票について啓発にもなりますし、特に若い世代の投票率アップにもなるのではないかと思います。

各地区の投票所は、いっぱい人が座っていて、1人で行くと、何かみんなに見られていて、気まずいと言われる方も何人かいらっしゃいました。期日前投票が、少し気楽に投票できる場所で行えるというのがよいのではないかなという気がします。

また、今、バスやワゴン車などに投票箱を載せて有権者の元へ出向く移動期日前投票所を導入する自治体が長野県内でも広がってきています。

今後の取組を踏まえて、総括した御意見をお聞きしたいと思ひます。よろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御質問の期日前投票所についてでございますけれども、期日前投票所につきましては、1か所について、最低でも6名の事務従事者といたしますか、管理人、また立会人も含めてですけれども、必要となります。

現状、役場に期日前投票所を設けているわけですが、そこでも管理者や立会人の確保が大分難しくなっているという状況でございます。これは、選挙当日の各投票所においても、なかなか人材の確保ということについては苦慮している状況でございます。

この上、また複数箇所に増設をするということになりますと、ちょっと現状では、かなり難しい状況かなというふうに考えております。

このことは、今御質問にもありました移動投票所についても同様でございます。常時6人の人を確保して乗せて、移動して歩くというようなことになりますので、これもちょっと現時点では、なかなか難しいかなというふうに考えているところでございます。

今、御質問にもございましたとおり、役場での期日前投票所というのは定着してきておりますし、御指摘のとおり、期日前投票を行う方も増えてきておりますので、当面は役場での投票を継続していったらどうかなというふうに考えているところでございます。

一方で、今、御質問の中にもございましたけれども、この県議選から入場券を、今までの世帯ごとではなくて、各個別に個人ごとに郵送させていただいて、裏面に、今まで来てもらって書いていただいていた宣誓書ですね、あれを既に印刷をして、御家庭で名前を書いていただいで、持ってきていただければ、来庁して、そのところで、あそこで座って書くという手間がなくなるように、スムーズに期日前投票を行っていただけるような工夫をさせていただいているところでございます。

そんなことで、御質問の御趣旨もよく分かりますし、そういった我々に与えられた投票権、18歳以上の国民に与えられた権利でございますので、引き続き啓蒙活動、あるいは選挙に参加しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

場所を確保する、大変なことだと思う、投票所も一つ併合されて、一つ減るということが載っていましたが、人員確保がなかなか難しいということだと思います。

また、期日前にするには、情報のセキュリティだとかネットワークの確保だとか、いろんなことが出てくるんだと思います。予算、一には人員の確保、様々あると前に話がありまし

た。

そこで、それは、例えば管理者は役場のOBの方とか、立会人はシルバー人材センターの方をお願いするとか、立会人は今、2人ということで決められているんですね、選挙あれではね。それは1人にはならないわけで、2人がどうしても必要なんで、案内役といいますか、その他では、何かほかの団体をお願いするというような、何かお願いする団体とか、そういう人たちを考えて工夫していけば、できるかなという気もするんですが、また考えていただきたいと思います。

それからまた、投票所への交通手段を確保してあげるといいますか、地域の方、奥に住んでいる方、あと、それから、移動が困難な高齢者には郵便投票を促すなど、村にきめ細かい配慮をこれからもお願いしたいと思います。

特に、先ほど教育長さんからありましたように、議会見学、6年生ありましたが、議会としても、学校教育の一環として議場を見学していただくとか、子供議場見学、それからあと、一般の親子の親子触れ合い議場見学、名前、そういうことをやっているところもあるようがあります。

皆さんに触れていただくということ、そういうことで、また、東御市でも作っている、子供向けの議会につけた子供向けリーフレットなんていうのもありますね。そういうのも、議会としても考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っているところであります。また、お互いにちょっと考えて、投票率アップをしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

御答弁いろいろありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 2番、塩澤敏樹議員の一般質問は終了しました。

ここで、暫時休憩に入ります。

議会の再開は13時30分といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時 21分

再開 午後 1時 30分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（金井とも子君） 次に、3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林議員。

[3番 平林幸一君 登壇]

○3番（平林幸一君） 議席番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私は、さきに通告をいたしました大項目の2点について、各項目ごと、小項目を質問してまいります。御回答のほうをよろしくお願いします。

それでは、まず初めに、大項目1として、多様なニーズに対応した住宅セーフティネットの確立について質問してまいります。

先月、国連のグテーレス事務総長が、世界の人口が同一推計80億人を超えたことを発表しました。国連の推計によると、世界で65歳以上の割合が現在の9.7%から、2050年には16.4%となり、世界でも高齢化が進むことが示されました。

また、発展途上国では、急激な人口増により資源が不足し、貧困がより深刻になるおそれがあるとも懸念されています。そして、2059年までに世界人口は100億人を超え、2080年代に約104億人まで増加した後は横ばいで推移するとの見通し、予想が出されました。

一方で、日本の人口は、総務省人口推計による2019年時点の統計によりますと、2010年の1億2,800万人をピークに、近年減少局面を迎え、2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%の水準になると推定をされております。

また、平成28年、国土交通省住宅局が出した資料によりますと、2010年から2025年、この15年の中で、高齢人口は約709万人増加する一方で、生産年齢人口は1,089万人、年少人口は360万人減少するとの見通しも発表されています。

現在は、国際紛争や感染症の流行により、社会が不安定になっている局面を迎えているために、日本経済はますます冷え込み、さらには物価高騰により、子育てをしている親子世帯では、米などの主食を買えない経験があった家庭が半分以上あったことが、全国のひとり親家庭を支援する団体でつくるシングルマザーサポート団体全国協議会の調査で発表されました。

このような社会情勢と、日本人口の構造が急激な変化を迎えようとしている現在において、

今回の質問では、生活に関わるセーフティネットに着目する中で、公営住宅の役割をどのように考えていくべきかを視点に、大項目1として、多様なニーズに対応した住宅セーフティネットの確立について、中項目3点で質問してまいります。

それでは、中項目1として、本村の世帯形成の傾向と課題について質問してまいります。

青木村の総人口は、昭和55年以降減少し続け、令和2年の最新調査では4,121人となっています。この結果は、平成27年までの人口推移を基に算定された国立社会保障・人口問題研究所による推定予測値4,054人より67人多く、予測よりもやや遅いペースで人口減少が進んでいることがうかがえます。

また、年齢別に見ますと、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加し、令和2年の時点で高齢化率は39.4%に達しています。今後もこの傾向は継続することが予測され、令和13年の高齢化率は45%近くになる、そう予測されています。

青木村第6次長期振興計画では、人口施策は持続可能な村づくりに重要な要素と捉えており、引き続き重点的に取組を進めるとしています。世界とは相反する日本の人口減少の現状を打開していただきたい気持ちと、特効薬がなかなか見つからないために、この先何をしていくべきなのかを議論していかなければなりません。

一方、国勢調査結果では、世帯総数に着目してみると、青木村の世帯総数は、平成27年は1,557世帯、令和2年では1,553世帯と微減の結果となっています。全国でも、国立社会保障・人口問題研究所の日本の世帯数の将来推計より、平成22年の日本の世帯総数は5,214万2,000世帯、令和2年には5,570万5,000世帯と増加しています。さらには、平成22年、単身世帯が総世帯数の3分の1を占める最も多い類型となりました。

この世帯数の増加は、高齢者の単身や夫婦世帯の増加と考えられますが、小項目1として、本村の高齢者世帯の傾向と課題についてお伺いをしていきます。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、青木村の高齢者世帯の傾向と課題についてのお問合せについてお答えいたします。

令和2年度国勢調査によりますと、青木村の65歳以上の高齢者数は1,625人です。これは、男性722人、女性903人というふうになっております。そのうち、独居の世帯は223名、65歳以上の方が約13.7%を占めております。これは、全県の平均14.7%よりも1%ほど低い率となっております。

また、男性65歳以上、女性60歳以上の夫婦のみの世帯数は303世帯となっております。65

歳以上の男性で夫婦2人の割合は42%、60歳以上の女性で夫婦2人の場合は29%となっておりまして、独居の方と合わせますと、男性の53.6%、女性の41.9%となっております。

今後の課題といたしましては、現在、村では高齢者の方に対しまして、外出支援サービス、緊急通報システム、配食サービス等の支援を行っておりますけれども、今後、先ほど申しましたように独居世帯、夫婦2人のみの世帯が高齢になるに伴いまして、このような交通手段の確保、安否確認、食事の準備等、こういった支援が必要となってくる方が増えてくるものと思われまます。

また、介護の問題につきましても、老老介護等の問題も大きくなっていくものと予想されます。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

青木村の最新調査の結果、今御答弁いただいたとおり、高齢者の単身、それから夫婦世帯の単身の世帯が増えている割合も大きいということで、青木村においても、高齢者の単身世帯、それから夫婦世帯を合わせると、高齢者のみの世帯の増加が見えました。

続いて、子育て世帯を見たときはどうでしょうか。都市化、核家族化、少子化、そして共働きの家庭の一般化により、子供を取り巻く環境や地域社会も大きく変化しています。全国世帯数の変化からも、単身世帯と、ひとり親と子供の世帯のみが増加している背景があります。

セーフティネットとしての公営住宅の役割についても、こうした背景等をしっかり受け止めながら、考えていかなければならないと思います。

そこで、小項目2として、本村の子育て世帯の傾向と課題についてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 村の子育て世帯の傾向と課題についてお答えいたします。

青木村の世帯数は約1,735世帯でございます。そのうちの子育て世帯数は約20%でございます。このうちのひとり親世帯は、子育て世帯全体の約10%でございます。

ひとり親世帯は、母親と子供の母子世帯が圧倒的に多く、約85%を占めておりますことから、経済的に生活が厳しい状況にある世帯が多いというふうに考えられます。村といたしましては、保健師、民生児童委員による相談、フードバンク事業、児童扶養手当等の福祉サービス、福祉医療費の窓口負担無償化等の支援を実施することによりまして、安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいまの答弁から、先ほどの高齢者の世帯、それから子育て世帯、今言われましたように、子育て世帯のさらに半分は母子家庭と、母子のひとり親世帯ということも確認ができました。こういうことから、ここへの課題をこれからの対応・対策につなげていく必要があると考えます。

続いて、住宅支援における公営住宅の役割について質問をしてみたいと思います。

社会情勢不安や物価高騰により、公営住宅によるセーフティネットの役割がより重要となってきました。特に高齢者と子育て世帯に対しては、今後大きな課題として捉え、人口減少を少しでも食い止めるためにも、住みやすい青木村を目指し、人口施策の重要な施策の要素として考えていく必要があります。

そこで、小項目としまして、公営住宅の本村の高齢者世帯の入居状況をお尋ねいたします。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問いただきました当村村営住宅に入居されております高齢者世帯についてお答えいたします。

まず、村営住宅の種類について御説明いたします。

村では、大きく分けて2つの種類がございます。議員が言われるセーフティネット住宅は、住宅確保要配慮者向けの住宅として整備されており、当村では村営住宅がこれに当たります。所得に応じた入居要件がありまして、収入により家賃設定がされております。こちらの村営住宅は56戸ございます。

民間の賃貸住宅に近く、所得に関係なく、月々の家賃が固定され、若者定住促進の目的で整備された若者定住住宅は42戸、教員向けの住宅が6戸、合計104戸の住宅が村営住宅として整備されております。このうち、高齢者のみの世帯が8世帯、うち、独り暮らし世帯が6世帯となっております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいまの答弁、65歳以上の高齢者を含む世帯は8、そのうち独りが6という内容を確認できました。高齢者に対しての需要はこの先も増加する、そういうふうを考えますので、さらなる対策が必要と考えます。

続いて、中項目2の2つ目として、小項目を質問してまいります。

30歳未満の勤労単身世帯の1か月当たりの平均消費支出に占める住居費の割合が、昭和44年では男女とも5%程度と低かったのですが、年々その割合が高くなり、平成21年では男性が約20%、女性が約30%を占めるほどになりました。

住居費の負担が高くなる一方で、日本経済は、バブル崩壊後の1990年初頭から失われた20年という時代を経て、なかなか給料が上がらない時代が続いてきました。このような現象は子育て世帯には大きな負担となっていると考えられます。

そこで、小項目2としまして、子育て世帯を支援する住居施策の目的と転換について、村の考えをお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問いただきました村の子育て支援から見る住宅施策についてお答えいたします。

青木村では、民間の賃貸住宅が極めて少ない状況にあります。したがって、就職や結婚を機に、村外に住宅を借りられたり、住宅を建てられたりすることが多く見受けられます。

村では、昭和61年から平成2年にかけて、小・中学校の近く、現郵便局の近くに、青木中央団地ということで、1年に4軒から5軒のペースで村営住宅を整備してきました。公営住宅法の改正等もありまして、入居者の基準や家賃決定方法に大きな変化もありまして、共働きの若者世帯については極めて不利な形となりまして、その後、若者定住住宅ということで現在整備をしております。

村営住宅の大きな目的の一つは、若者世帯の流出防止、また家賃の固定化、低額な家賃により、住宅資金の確保、地域活動への参加から地域コミュニティの形成、そのようなものが大切というふうに感じております。また、村では、若者定住応援補助金を給付しておりまして、そちらを活用され、村内に住居を構えられる好循環が現在生まれていると考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございました。

青木村では中央団地、そういったもので、子育て世帯に対する支援、そういうものがある、住居施策が展開されていることが確認できました。

続いて、公営住宅では、公営住宅法という法律に基づき、事業主体が管理運営を行って

る賃貸住宅で、入居者の収入や住宅の広さ、間取りによって運営をしていますが、緊急時の対応も住宅セーフティネットの中心的な役割を担っています。

そこで、小項目3として、現在までの緊急時の支援策の具体的な実績、これについてお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 緊急時の支援策、具体的な実績についてということで御質問いただきました。

村営住宅には、地域住民の住まい、住宅の安全・安心の確保から、家庭内や配偶者からの暴力、自然災害や火災などの被災、これらの避難先としての役割があります。現在も、火災により住宅が消失し、再建に向け、村営住宅に入居されている世帯が3世帯ございます。いずれも、早い段階で村営住宅への入居とつなげられております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 青木村の緊急時の支援、今、避難、火災での3世帯があるという、それも早急に対応できたということが確認できました。住宅セーフティネットの役割がとても重要で、何が起こるか分からない現在において、常に社会情勢を注視しながらの整備が改めて必要と感じます。

続いて、中項目3としまして、公営住宅ストックの有効活用について、小項目4点で質問してまいります。

全国の事業主体が管理する公営住宅の管理戸数を合計した戸数は、平成17年の219万户をピークとして微減傾向になります。また、公営住宅のストックのうち、築後30年以上を経過した公営住宅ストック約131万户で、全体の6割を占めています。

本村も、令和4年3月改定の青木村公共施設等総合管理計画において、公営住宅の建物の老朽に対して、目標使用年数を木造で原則50年とし、これを目安に建て替えるとしています。また、近年の住宅水準から著しく乖離している住宅の施設更新を検討する、また、築年数が目標使用年数に満たない住宅については、施設の劣化状況の点検を踏まえ、財政負担の標準化も考慮しながら計画的な修繕を行い、機能維持を行うとしています。

そこで、小項目1としまして、本村の築30年を超える公営住宅の現状と課題についてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 築後30年の公営住宅の現状につきましては、村でも課題となっております。

議員お気づきのとおり、先ほどの説明の中で、青木中央団地は昭和61年から整備を進めまして、木造の耐用年数が30年とされている中、多くは耐用年数を経過しております。その中にありまして、即時に修繕、修理等の工事を進めておりますが、本年度策定しております住宅の長寿命化計画に沿いまして、今後も計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

築後30年を超える住宅、先ほどの昭和61年以降、平成2年までに建てられた建物が該当するということです。そういったことで、今後の課題対応をお願いしたいというふうに思います。

続いて、小項目2としまして、我が国では、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後も増加する見込みです。住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については、大幅な増加が見込めない状況にあります。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、これらを活用した住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートしました。

民間住宅活用型住宅セーフティネット制度とは、既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに、空き家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空き家のある賃貸住宅のリフォームに要する費用の一部を国が直接補助する制度です。

そこで、小項目2としまして、住宅セーフティネットの強化と民間住宅との連携を青木村はどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいま御質問いただきました住宅セーフティネットの強化と民間住宅との連携についてということでございます。

議員の御提案によります民間住宅によるセーフティネットの強化と連携について、当村では圧倒的に民間整備の住宅が少ないために、民間の賃貸住宅の借り上げなどは現在行ってお

りません。

そんな中で、空き家バンクを活用しておりますけれども、空き家バンクも、その多くが売買・購入ということもございますので、空き家バンク制度の拡充、例えば賃貸住宅等のあつせんの中で取り組むのも一つかというふうに今考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

空き家バンク等の賃貸化、そういったものも考慮しているという答弁をいただきました。

続いて、小項目3としまして質問をしてみたいです。

本村では、子育て世帯への優先的な入居枠を設けて貸し出し、若い世帯への村内への定住を促進するため、官民パートナーシップ方式（PPP/PFI）で公営住宅整備を進めています。この方式により、行政と民間業者が事業の企画段階から参画をし、そして建築、その後の運営までを一括して行っています。

そこで、小項目3としまして、官民連携による公営住宅整備（PPP/PFI）を今後どのように推進していくかをお尋ねいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 官民連携によります公営住宅整備についてお答えをいたします。

まず、私は役場の業務の中で、一定の条件の下ではありますけれども、民間活力の活用が実施できれば、その結果、余裕の出たマンパワーを福祉とか教育とかに充てたいと常々考えております。また、民間へ委託・連携したほうが効率のよい事業もございます。

民間との連携による公営住宅の建設や管理方法は幾通りもあるわけでございますが、建設については民間事業者が資金を調達し、借上げ料を自治体が支払う方法、また、民間事業者が資金を調達し、国の補助金と自治体との分割払いでする方法、そして、管理については、維持管理、家賃徴収を民間に委ねる方法、幾通りか考えがあります。

村松のヒルズ青木の建設管理につきましては、用地の取得、設計、建設業者の選定、住宅の建設、管理、家賃徴収を民間が行っております。村は、村営住宅としての入居者の選定、これが一番大事なところなんですけれども、と、1戸当たり月1万5,000円の補助を行っております。若者定住促進と同規模、同等の整備の内容となっております。県内の自治体からも注目されております。

モデル事業になっているわけですが、今後もこの事例を参考に、村にとって最もよい方法、

そして、公営住宅としての役割をしっかりと担う方法を考えてまいりたいと思います。

この際、PFIも幾つか私もやってまいりましたけれども、よい連携できる相手先、パートナーをどうやって選択するかが、成功例のポイントというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

冒頭、村長の御答弁にありました民間委託、アウトソースをするという方法、これを積極的に取り入れるという御回答をいただきました。PFIなど、さらに推し進めていただきたいというふうに思います。

続いて、小項目4としまして質問してまいります。

本村の17団地65棟、築年7年から56年の公営住宅について、令和4年3月改定の青木村公共施設等総合管理計画で管理に関する基本方針が示されています。これに基づく公営住宅の整備方針では、現状維持を基本とし、今後、建て替え並びに利用者に譲渡していく方策を検討するとしています。

基本目標使用年数は、木造で原則50年、なお、昭和56年新耐震基準以前に建てられた施設は長寿命化は行わず、施設の劣化状況を踏まえ、竣工から60年目を目安に建て替えをするとしています。

本村においても、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後も増加する。それから、青木峠新トンネル開通、それから企業誘致による移住・定住者の増も踏まえ、戦略的住宅セーフティネットの確立をすることが重要と考えます。

そこで、築後50年以上の老朽化公営住宅について、早期建て替えを提言いたします。また、この施策に当たっては、その周辺道路整備、公共事業をはじめ、当該地区周辺のまちづくりを踏まえるなど重要と考えます。

そこで、小項目4として、老朽化公営住宅の建て替えとまちづくりを連結した公営住宅施策の展開を、青木村はどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） お答えをいたします。

年数のたっている公営住宅から建て替えをしてまいります。その際、さきの質問でも答弁したとおり、設計、工事、管理などの場で民間の力をお借りできないか考えております。

御質問にもありましたとおり、高齢者、障害者、子育て世帯に加えまして、独身者の住宅にも今、強い要請があるというふうに承知しております。その際、団地となっている村営住

宅の改修時には、道路を含めて周辺環境整備も必要になってくる場合もございます。

御質問のまちづくりにつきましては、今ある団地の住宅を高層化すれば、それに必要な用地は確保できるわけでありますけれども、青木村の場合には、3階以上の高層住宅はなじまないのではないかなというふうに考えております。

今の青木村の村営住宅の在り方についての課題は、子育ての時期は村営住宅にいますが、それが終わると村住を出て、村外に出てしまう例が一定量ございます。そのため、場所にもよりますけれども、村営住宅に一定期間住まわれた方に村営住宅を譲渡するという考え方もありますし、あるいは村営住宅の建設とともに、持家住宅の建設促進にも努めてまいりたいと考えております。

そのような中で、周辺を含むまちづくりなど環境整備に、その際は努めてまいります。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

今、御答弁からも、本村においても高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の住宅の確保に配慮が必要な方、セーフティネット対象世帯が今後も増加するとの認識であることが確認できました。今後は、統計上かつ戦略的な多様なニーズに対応した公営住宅セーフティネットを確立していかなければなりません。

第6次青木村長期振興計画の公営住宅施策策定に向けて、現状をしっかりと把握し、老朽化の建て替えやまちづくりの観点からも、必要な住宅を必要な時期に整備していただくことをお願いし、大項目1の質問を終わります。

続いて、大項目2としまして、デジタル強靱化社会の構築に向けた取組について質問してまいります。

この質問につきましては、一括質問でお願いをしたいと思います。

行政のデジタル化は、今や当たり前のように進み、取り組むべき施策であります。一部には、ある一定のアナログ的な部分を残さざるを得ない、そういったことがあるのも事実です。日々進化するデジタル技術をこれまでのアナログであった業務に活用することで、村民サービスが飛躍的に向上するとともに、職員の負担も大幅に軽減されると認識しております。

そもそもDXという言葉は、デジタル・トランスフォーメーションの略であり、トランスフォーメーションのトランスには交差するという意味があります。頭文字のTではなく、交差を一文字で表す、そういう意味でXが用いられています。広い意味では、情報技術を活用して人々の生活を改善していくという意味の言葉であり、DXには、より新たな価値が生み

出されるものと期待しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、人々の生活の在り方が大きく変わりました。窓口等で対面での手続を前提にしていたような申請手続がオンラインで可能となったり、現金のみの支払いがキャッシュレス決済がさらに広がったり、メタバースと言われるようなバーチャル空間、いわゆる仮想空間の活用が進む、そういうデジタル技術の活用のシーンは、分野・地域を問わず大きく進化してきています。

このような状況の中で、政府は令和4年6月に、デジタル田園都市国家構想基本方針を策定いたしました。この方針では、全国どこでも誰でもが便利に快適に暮らせる社会を目指しております。

そこで鍵になるものとして位置づけられたものが、デジタルの力であります。デジタルの力を活用して地方の社会課題を解決することが、今後新しい価値を生み出す源と位置づけられております。その中では、スマート農業や観光DX、母子オンライン相談、遠隔医療、インフラ分野のDX、防災DX、スマートシティ等、様々な視点から、地方において取り組む必要が求められています。

また、それらを支える基盤環境整備として、マイナンバーカードの普及促進、利用拡大、DXを推進するためのデジタル人材の育成・確保、デジタル共生社会の実現、インターネットやコンピューターが使える使えないで生じる格差対策、いわゆるデジタルデバインド対策等が位置づけられています。

このように、我が国のDXは、今や広範囲にわたる取組が求められております。地方自治体に求められる役割も重要かつ広範囲となっています。また、本村では、令和4年4月策定の青木村長期振興計画により、デジタル社会に対応してデジタル技術の普及・活用を図り、よりよい行政サービスの提供を図るとともに、事務作業等の効率化を図りますとして、DXの推進がされております。

この流れを止めることなく進めることが、本村のDXをさらに加速させる村民サービスの向上、職員の負担軽減を実現させていくものだと思います。

そこで、以下、小項目4点を一括して質問していきます。

小項目1としまして、デジタル・トランスフォーメーション推進のための組織・体制の考えについて、デジタル推進のための推進会議など、会議体・組織の設置体制の考えについてお伺いをいたします。

小項目2としまして、庁内の各課のDXの将来像、目指す姿についてお伺いをいたします。

本村が目指すDXとは、共通認識やイメージ共有の視点、また、共感できる点が重要です。デジタル技術を活用して、どのように村民サービスを向上させていくか。また、職員の負担をどう軽減させていくか。それぞれの課のDXの指針ともなる将来像、目指す姿を策定することが重要です。その姿が各課のDXを加速させるためのエンジンになります。

そこで、小項目2として、各課のDXの将来像、目指す姿、いつまでにについてお伺いをいたします。

小項目3としまして、本年までのDX取組実績と、これら取組から見えた課題、それから次年度の取組についてお伺いをいたします。

我が国のDXの推進は、平成13年から始まり、インフラの整備、ITの利活用、その後、データの利活用、行政手続のデジタル化などへと推進されてきました。デジタル技術は日々進化することから、これまでの行政の進め方とは異なり、状況に応じて柔軟に方向性や取組を見直すことが重要と認識しています。

そこで、小項目3としまして、この十数年間、これまでのDX取組の実績と、これらから見えた課題、それから今後の取組についてお伺いをいたします。

最後の小項目4ですが、デジタルにより目指す社会の姿、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の実現に向けた基本的施策について、ライフイベントに係る手続の自動化、スマホでワンストップで行うことができる、データ資源を活用して一人一人の状況に合った健康・医療・福祉サービスが受けられる、いつでもどこでも自らの選択で教育プログラムの受講や文化芸術コンテンツを体感・創作・発信するなど社会に参画できるなど、基本的施策を推進し、デジタル社会の実現を目指しています。

そこで、小項目4として、デジタル社会実現に向けた基本的施策について、村の考えをお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 私からは、4のデジタル社会実現に向けた基本的施策について、村の考え方について答弁をさせていただきたいと思います。

平林議員の4点にわたる質問の中で、多くは既に語られております。デジタル社会の実現に向けまして、行政サービスのオンライン化を図るために、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること、そして、一度提出した情報は二度提出は不要なこと、3として、

民間を含む複数の手続やサービスを一元化できること、こういったことが必要になってまいります。もちろん、サイバーセキュリティー等の安全・安心の確保を忘れてはなりません。

行政手続のオンライン化は、スマートフォンで手続が完結できることを目指して、今、御質問にもありましたように、データを誰でも使いやすく、そして官民相乗効果を発揮する、さらに、未来の経済成長に向けてを目指していきたいと思っております。

デジタル社会の基盤となります情報インフラサービス・整備についてでございますが、有線あるいは無線両方の高速通信網の整備が必要となっております。そして、誰一人取り残さないデジタル社会と、そして村民の皆さんが豊かを実感できる社会をつくりまして、情報機器に不慣れな人の支援をし、情報教育の強化もさらにして、人材の確保あるいは育成の環境整備を基本としてまいります。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから、1番目から3番目までに御質問いただいた件について御答弁申し上げたいと思います。

まず最初に、DX推進のための組織・体制の考え方についてということでございます。

その意義については、議員からも御説明がございましたし、今、村長からも答弁があったところでございます。

当村においては、現在では、DX推進のための組織・体制づくりとして、専門のセクションを設けるなどはしておりませんが、DXの推進、また、国の示す各種デジタル化については総務企画課を中心に、それぞれ担当する箇所に対応してきているところでございます。職員数も少ない中ではございますけれども、外部委託等も含め、必要な体制整備について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、2番目の御質問、各課のDXの将来像、目指す姿についてでございます。

実は来年度に向けまして、強靱化対策の機器の更新を来年、5年度に予定しているんですけども、それに合わせまして、役場内の事務環境を大きくシフトチェンジしようということで検討しました。ところが、他市町村との共同調達でやったとしても、プラス4,000万円ぐらいかかるというふうなお話で、その4,000万円をここで捻出するということが非常に難しいなというようなことで、一時的に見送った経過がございます。

デジタル化の推進は、便利になる一方で、非常に経費がかかるものでございまして、各課ということはもちろんですけれども、役場全体の方向として、まずは国が進めているDXの

メニューを着実に実施した上で、費用対効果、また、国のビジョンに合う住民の利便性向上、業務の効率化を勘案しながら、一步ずつ進めてまいりたいというふうに考えております。

また、3番目の本年までのDXの取組実績とこれから見えた課題、また次年度以降の取組についてということでございますが、本年度だけでも、証明書のコンビニ交付システムの構築ですとか地方税の共通納税システムの整備、また行政手続のオンライン化の整備など、来年度から住民の方々に密接したサービスの提供ができるように、今整備を整えているところでございます。また、令和5年度には、供用開始から12年を迎える高速情報通信サービス、こちらの更新の検討を行うことで計画をしております。

課題については、やはり先ほど来申し上げておりますとおり、費用に係る部分が大きいかなというふうに感じております。いずれも導入に際しては、補助金や交付金のメニュー等があるものもあって、それを活用してスタートするということになるわけですが、それに係るランニング費用ですとか、また、大体デジタル機器というのは5年ぐらいで更新の時期を迎えるんですが、更新費用が伴うということで、あれもこれもというよりは精査をして、本村に合った仕組みといたしますか、デジタルを活用した仕組み、それから役場内部の環境整備に努めていきたい。まずは住民の利便性を第一に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 各課のDXの将来像については、今の総務企画課の答弁ということで理解しました。

DXが進み、定型業務がデジタル化されますと、職員は人でしかできない業務、すなわち、相談窓口をはじめとする村民と直接接する業務に専念できるようになります。ますます村民の声を聞き、共感するコミュニケーション力が重要となってくると考えます。この点も考慮していただき、DXの推進とともに、村民から信用される人に優しい村役場を目指してもらいたいというふうに思います。

DXは待ったなしです。当たり前の業務として、自治体は取り組まなければならないものだと考えます。うかうかしていますと、青木村だけがDXが進んでおらず、取り残されてしまう可能性も十分に考えられます。ぜひ、御答弁いただきました内容のとおり、役場内を横断した取組を進めていただいて、また、そのために必要な人員配置・体制も大切だと考えます。万全な体制で取り組めるよう職員配置をお願いいたします。

これらデジタル強靱化戦略に基づくDXに向けた取組が進むことにより、村民サービスが

向上、それから職員の負担軽減が飛躍的に上がる、そういったことを確信いたします。どうか青木村として、すばらしい将来に向け、頑張ってくださいますよう期待をして、大項目2の質問を終わります。

御答弁いただきました村長はじめ課長の皆さん、ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 3番、平林幸一議員の一般質問は終了しました。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（金井とも子君） 続いて、6番、松澤正登議員の登壇を願います。

松澤議員。

〔6番 松澤正登君 登壇〕

○6番（松澤正登君） 議席ナンバー6番、松澤正登でございます。

通告に従い、一問一答方式で行います。村長はじめ関係課長からの答弁をよろしくお願いたします。

それでは、質問をさせていただきます。

初めに、人口減少と少子化対策についてでございます。

先ほども平林議員から、人口減少の世帯に対して質問がございました。私は人口のほうで、市に質問させていただきたいと思います。

新聞報道によりますと、人口が東京圏に集中する流れが再び強まっているとありました。総務省が2022年の人口移動報告をまとめました。転入が転出を上回る転入超過は、東京都が3万8,000人余、神奈川、埼玉、千葉の3県を合わせると、10万人近くに上っていると言われております。36道府県は転出超過となり、うち30道県は、男性より女性の流出が多いそうであります。

県内の2023年1月1日現在の総人口は201万6,467人で、21年連続減少しているそうであります。2022年の出生数は過去最少の1万2,274人で、死亡数は過去最多の2万8,460人で、死亡が出生を上回る自然減も1万6,186人と過去最多を更新して、全77市町村で自然減となっているそうであります。

ちなみに、青木村の人口は、令和4年12月31日現在で4,194人に対し、令和4年3月31日現在4,257人から63人減の状況であります。住民の移動状況は、令和3年では転入は97

人、転出は104人で、出生は24人、死亡が78人とする統計があります。

今回議会の冒頭の村長の挨拶の中で、昨年度の青木村の合計特殊出生率は1.7、今年度も推定では1.7になるそうなのですが、全国平均の1.3を大きく上回っているという明るい希望を持てる挨拶に、ほっとしているところでもあります。

村では、2015年12月に青木村総合戦略の策定に際して、重要な基礎資料となる青木村人口ビジョンが作成されております。これは2022年、第6次青木村長期振興計画が作成されましたが、これを引き続き統合されて進められていると認識しております。

ここ3年間、新型コロナウイルス感染症により大きな生活様式の変化する中、少子化・高齢化の増大、雇用の場の不足、観光客の減少、地域系経済の低迷や暮らしの場としての機能低下などの大きな影響が出ております。しかしながら、春の到来とともに、新型コロナウイルス感染症も国民の努力で厳しい規制も緩和され、明るい見通しが感じられる昨今であります。

そこで、質問させていただきます。

人口の動きを見ると、一定の期間における転入・転出及びその他増減に伴う人口の動きを社会動態、一定の期間における出生・死亡に伴う人口の動きを自然動態とっております。社会動態と自然動態を合わせたものを人口動態とっているそうであります。

そこで、質問1として、村の人口動態の状況、社会動態の状況、自然動態の状況はどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

令和4年の青木村の転入から転出を差し引きました社会動態はマイナス2人ですから、転出が転入を上回っております。また、出生から死亡を差し引きました自然動態はマイナス50ということで、死亡が出生数を上回っております。合わせた人口動態は、マイナス52人というふうになっております。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 説明ありがとうございました。

いずれにしても、今お聞きのように人口減少が起きているということは、これから深刻になってくると、こんなふうを感じるわけでございます。

次に、年齢を3区分別人口としておりますけれども、年少人口、それから生産年齢人口、高齢人口の状況であります。

そこで、お聞きいたしますが、年齢3区分の人口の状況と高齢化率はどうか、お聞きした

いと思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 令和4年の年齢別人口の状況でございますけれども、ゼロ歳から14歳が485人、15歳から64歳が2,161人、65歳以上が1,647人となっております。65歳以上の高齢化率は38.4%で、これは令和2年の高齢化率の37.7%よりも0.7%上昇しております。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

今お聞きのように、少子化が進み、また生産人口も減少し、また高齢化が増加する状況にあるわけでございます。高齢者に対する若者への負担がますますこれからも大きくなってくると、こんなふうに取れるわけでございます。また、それに伴って、社会福祉に伴う大きな影響が心配されるなど、こんなふうに感じているところでございます。

そこで、第3問目にいきたいと思います。

将来の人口推計から見る現状と今後の見通しはどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 人口推計から見る現状と今後の見通しということですが、今御質問にもあったとおり、昨年度、村の総合戦略の改定に合わせまして、2015年に一番最初に策定した人口ビジョンの見直しも行ったところでございます。

その中で見えてきたことといたしまして、国勢調査に基づく村の総人口は減少傾向にはありますけれども、2020年の人口4,124人は2019年の社人研の推計人口を上回っており、そういった意味では人口減少の緩和が見られます。

この要因として、ここ10年間の自然増減では、亡くなる方は毎年70人前後で推移してきたのに対して、出生数が増加傾向にありまして、その差がピーク時の半数ぐらいまで改善できております。また、社会増減は、若干の凸凹はありますけれども、10年間で見ると、ほぼ転入超過の社会増となっているというのが見てとれます。

そんなことを勘案して、今後の見通しとしましては、2019年の社人研の推計では、2015年のときの推計をさらに下回る予測となっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、実際には社人研の推計を上回るよい結果になってきておりますので、減少傾向は続くものの、あらゆる各種政策を継続していくことで減少幅は緩和されていくものと、また、それに期待したいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

今お聞きいたしますと、減少幅は最小にとどまっていると、こういうような状況が見えているというお話がございました。

そんな中で、村として当然いろんな御努力をされていると、こんなふうに推察するわけでございますけれども、次の質問をいたしますが、現在村として、人口増加を目指している事業とその取組をお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、村として人口の増加を目指している事業についてでございますが、私は、村の人口の数は村の力の源泉であるというふうに思っております。人口の減少を踏まえまして、増加・維持に努めて、様々な取組を行っております。直接効果のあるもの、あるいは間接的に効果があるもの、取組には様々な事業あるいは形態がありますが、総合的に取組を行いまして、魅力ある村、魅力ある地域づくりが重要であると考えます。

本年度スタートいたしました第6次青木村長期振興計画では、6つの重点プロジェクトを掲げております。直接的には、重点プロジェクト5の小・中2クラス化、次世代を育てる村づくりでございますが、小・中学校2クラスを旗印に、子育て環境の充実、教育の魅力化を図りまして、子育てをしたくなる村づくりを進めているところであります。このプロジェクトの目指すところは、若者・子育て世代の転入者の増加と転出者の抑制を目指しております。

それから、間接的には、プロジェクト2の国道143号整備促進とこれを活用した村づくりでございますが、これを促進することによりまして、医療圏、経済圏、通勤・通学、生活圏の拡大はもとより、暮らしの安全・安心の向上、関係人口の交流の拡大から、魅力ある村づくりとして活性化になるというふうに考えております。

また、プロジェクト3の産業を育む村づくりでは、安定した雇用の創出と村の財政基盤の確保、そして企業誘致を進めまして、財政的に豊かにし、青木村で生活する上で重要な雇用の場を確保する取組も進めております。御案内のとおり、竹内製作所は本年8月には操業開始をするということで、この点も大きく寄与するのではないかと考えております。

そのほか、重点プロジェクトでも、コロナの克服と災害に強い村づくり、そして健康で元気な村づくり、関係人口、交流人口の拡大・創出により、ゆかりのある東急グループとの連携強化などなど、人口を増やす取組を行っております。

今お話ししましたように、現在村が取り組んでおります全ての施策が人口増加・維持につ

ながるものと考えております。魅力ある地域をつくっていくことが、総合的な効果として人口増加・維持につながるというふうを考え、今後も積極的に事業に取り組んでまいります。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

今、村長から、魅力ある村づくりと3回ほどお聞きをいたしました。それほど力を入れていただいていると、こんなふうに理解をするところでございます。

それでは、次にいきたいと思いますが、今国では、異次元改革とも称し、少子化対策の具体的な議論が始まっております。柱は、児童手当を中心として経済的支援の強化、幼児教育の保育サービスの量・質の両面からの強化等のようにございます。

村としても、近隣地域に先駆けた取組を行われていますが、一番は何といても、人を増やすには婚活、結婚の支援の問題ではないでしょうか。村では4名の結婚相談員が、真剣に労苦を惜しまず御苦労していることに心から感謝を申し上げたいと思っております。

3月の広報にも、結婚相談員の活動を紹介する紙面がございましたが、その中で、令和4年度村内お見合い実績40回以上とありました。大変な御苦労をされている実態を社協の会長さんからもお伺いをいたしました。記事の中で、課題として、結婚に対する意識改革の欠如の指摘もございました。これは大変なことです。何とか応援をしていかなければいけないと私も思っております。

内閣府の調査によれば、結婚する意識等として、いずれ結婚するつもりと答えた未婚者、18歳から34歳の割合は、2015年の調査で男性が85.7%、女性が89.3%となっているとありました。また、独身でいる理由はいろいろあるようでございますが、幾つもありまして挙げることはできませんが、いずれにしてもそういう状況でございます。

そこで、質問をさせていただきます。

青木村の未婚率と現状はどうかをお聞きいたします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

青木村の未婚率につきましては、令和2年の国勢調査等によりますと、青木村の20歳から34歳の未婚率は、男女合わせて62%というふうになっております。これを男女別に見ますと、男性が66.7%、女性が56.7%となっております。平成27年と比較いたしますと、全体で9%、男性が9.1%、女性が9.5%、それぞれ低下しております。

長野県の平均と比較いたしますと、長野県の平均は、令和2年の20歳から34歳の未婚率

は県全体で64.6%、男性が69.6%、女性が59.2%となっておりまして、青木村は男性、女性、全体ともに、県の平均より2%から3%ほど下回っている数字となっております。

ですが、これを切り口を変えまして、次の35歳から39歳という年齢の5歳のくくりで見ますと、青木村は全体で31.8%、これは県の平均の28.4%よりも高くなっておりまして、男性に限って見ますと、35歳から39歳の青木村の未婚率は41.7%と、県平均の35.2%よりも6.5%ほど高くなっております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 分かりました。

いずれにしても、非常に未婚率が高いと、こんなふう思うわけでございます。

そこで、次の質問をさせていただきますけれども、村として結婚、婚活問題の現状をどう捉えているのか、また、どのように進めていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私が村長にさせていただいたときに、消防団の皆さんと話をしたときに、現役の消防団の皆さん、当時38歳が定年でしたけれども、半分ぐらいが独身だという数字は伺いました。今の課長の数字のように、未婚率が増えて、そして晩婚化しているという現状でございます。

本当に、今御質問の中にもありましたように、社会福祉協議会の結婚相談員の皆さんの御努力には、私も心から感謝を申し上げたいと思っております。私も社会福祉協議会でお世話になったときに、結婚相談員の皆さんと一緒にテーブルの上で、いろいろ議論をしております。そして、さらに10年たちましたから、そういう状況は、さらによい方向ではないというふうに思っております。

最近の未婚率の上昇は、異性とうまく付き合えず、結婚に至らない例が多いというふうに承知しております。相手選びは、かつて仲人が活躍した時代と違いまして、自分で相手を探さなければならないというふうな状況でございます。男性から見て、あるいは女性側から見ても、子育てや経済力、働き方、住居、将来の夢など、相手と多数の価値観の共有ができるということがあるわけですから、なかなかこれらのことを決めかねて悩んでいるという状況があります。

幸い、今御質問の中にもありましたように、依然として若者の結婚願望は高いものがあるわけでありまして。結婚するために若者の背中を押してやるために、イベントあるいは県のマ

ツチングシステムの活用など促進するとともに、女性の就業促進あるいは男性の家事や育児への参加など重要であると思います。

結婚するには婚活が最も重要であり、県主催の会議などでも私は、結婚といきなり県は入りますけれども、婚活だというふうにもいろいろなところで訴えてきております。

日本の社会を持続可能にするには、御質問の件は大変重要で、村でも喫緊の課題でいます。婚活と結婚は個人の問題でありまして、行政が関与しにくい面もございますが、村行政としても重要な事項として促進してまいります。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

いずれにしても、非常に、今村長からもお話がございましたように、こっちのほうから強制的にいろんなことができない時代というふうに私も理解しております。いずれにしても、みんなで力を合わせて、しっかり応援してやらなきゃいけないなど、いい案があれば進めていきたいなど、こんなふうに思うわけでございます。

そこで、ちょっと聞きたいんですけども、今、青木村には、子供を産むに当たっての大きなお祝い金というのが出ておりますけれども、結婚祝い金の充実というのは考えられるでしょうか。それはどうでしょうか。村長、どうですか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 結婚のお祝い金ですね。婚活の先には結婚があって、結婚の先には、大部分の方は子供が生まれてくるという環境にあるわけですが、今のところ、結婚に対してのお祝いというよりは、子供さんが生まれたときにお祝いというのを、途中、私になってから、1回増額したというふうに記憶しておりますが、そちらにシフトしているところでございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 分かりました。

結構、出産祝い金のほうは手厚くしているなど、こんなふうに私も感じているところでございます。ありがとうございます。

そういう中で、現在、都市に暮らす20代から40代を中心に、地方に移住を望んでいる人たちが大勢いると、こんなふうにも言われております。自然が豊かで、祭りや郷土食、人のつながり、こうした層が求める都会とは違う価値を大切にしながら、住居・就労支援体制の工夫を一層強めていかなければいけないなど、こんなふうに感じているところでございます。

そこで、とともに、青木村で育った若者が、一旦県外に出ても帰ってきやすい環境づくりが大事ではないかと。それは郷土芸能であり、村歌を歌う、青木音頭を踊る、青木村の日の制定などの間接的ではあるが、青木村に若者が帰ってくるきっかけになるのではないかと、こんなふうを考えるわけでございます。

そこで、大きな2点目といたしまして、青木村の文化の取組について質問をさせていただきたいと思います。

青木村には、義民太鼓はもとより、各地区に昔から伝わる神楽、壁塗り踊りなど、年に一度はお披露目、また奉納等など各地で行われております。そこに小・中学生も参加する、また、村の文化祭で披露されています。中学校のこまゆみ祭での義民太鼓は、出演者も参加者も、中学校での大きな思い出に残っているようでございます。

また、夏祭り、盆踊りで踊ります青木音頭など踊る機会が減っている中で、これから踊る人も教える人も少なくなっていくのを心配しているわけでございます。

こうした郷土を愛する、守るために、先人がつくってこられた芸能の維持、長野県でも幾つかの市町村で郷土芸能等、世界遺産にもなるというような運動もされております。青木村の大きな遺産であり、参加した小・中学生にとっては大きな思い出になり、外に出てからも青木村の思いが残るはずだと感じております。

そこで、質問をさせていただきます。

村として、郷土芸能の現状と継承の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会としても、伝統ある郷土芸能の継承につきましては、強く呼びかけていきたいと考えております。そのため、毎年8つの団体に、無形文化財の助成という名目で、1保存会当たり7万円の助成を行っております。また、2年ごとの村の文化祭では発表していただくようお願いしております。

もう一つ、青木村らしい体制として、中学校の文化祭では、義民太鼓と併せて地区の神楽の発表を行っておりまして、中学生に教える機会を設けていただくことで、逆に地域の方々の伝承にも一役買っていると考えています。5年ほど前からは、小学生もこまゆみ祭のステージに上がってもらうようにして、多くの子供たちの参加を促すことで、技を伝えていく体制づくりを支援してまいりました。

しかし、ここ3年間、中学校ではコロナ禍のため、お願いした地域から練習を断られるようになってきています。また、高齢化も進んでいるため、若い人を巻き込んだ地区の継承を

強く進めていく必要を感じています。

コロナが5類に下げられることを含めて、今年から伝承に力を入れていただくよう、区長さんや関係する方々に働きかけていくつもりでございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

確かに、芸能を継承していく、また、午前中の質問の中でもございましたけれども、なかなか人を集めるということが今は大変だと。こういうことは、私も日頃の役員をやる中でも感じておりますけれども、何とかこうしたすばらしい青木に残る文化を残していただきたいなど、こんなふうに改めて感じるところでございます。

そこで、2問目のこうした質問についてお願いしたいと思っておりますけれども、日本には国旗があり、国歌があります。県には県旗があり、県歌があります。市町村は、それぞれ市町村旗を持っております。それぞれの市町村では、歌を持っているところはあまりありませんが、青木村には立派な村歌「常盤のみどり」があります。

国歌は、あらゆる場で歌われております。また、国民はみんな知っております。県の歌「信濃の国」の歌も、今では有名でございます。村歌はどうでしょうか。例年、高齢者クラブ総会では村歌が歌われております。今年の成人式に参加させていただきました。立派な案内状、資料が配られ、そこに村歌が載っていました。時間の関係もあつたでしょうが、中学校校歌を全員で合唱しました。

青木村の村歌は、明治23年、青木村小・中学校校歌として制定されて、「常盤のみどり」は1年生に入学すると同時に教えられ、村民全員に愛唱され、幾星霜を越えてきましたが、時代とともに言葉の違い、また仮名遣いが変わってくるなど、現在の子供たちには難しいとして新しい現在の校歌がつくられ、昭和51年より村歌として歌われるようになったとありました。

私は現在、村歌を愛着する、また愛する1人として、いろんな機会があれば歌っていくことがふさわしいなど、こんなふうに感じている1人でございます。しかし、一つの考え方としては、小・中学校の校歌ではありませんが、時代にマッチした村歌をつくり、村民みんなが誇りとして折に触れて歌う機会をつくり、場合には村民健康体操などにアレンジして使っていける、そういう考え方もあるんじゃないかなど。

小さい頃から村歌に親しみ、将来、青木村の思い出として心に残り、村に帰ってくるきっかけになってほしいと思うわけであります。また、村の誇りにもなると感じております。

そこで、新しい歌の作成などは考えたことがあるでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問のもともとのきっかけといたしましょうか、テーマは、若者が帰ってくる村、魅力ある村というふうに私は捉えさせていただきました。

そうすると、私は、今までやってきました雇用の場とか住居あるいは教育が最も大切であろうというふうに思います。それから、前の御質問にもありましたように、郷土芸能を大事にするということも、そのきっかけになるかなというふうに思います。

私は、村歌の「常盤のみどり」は大変好きでございまして、これを歌うときは、国歌や県歌とはまた違う思いで、誇らしい気持ちで歌わせていただいております。村歌ができて、今お話がありましたように明治23年、村ができたのは明治6年と記憶しておりますが、この間、青木村の先人たちは、ふるさを思い、郷土に感謝をし、感激しながら歌ったのではないかなというふうに思います。

確かに、今の子供たちには難しい歌詞があります。それは、国歌であります「君が代」にも、それから県歌であります「信濃の国」も同様でございます。

毎年東京で、ちょっとコロナで、こここのところ3年間開催しておりませんが、東京青木会の総会の冒頭では、全員これを歌いまして、ふるさを懐かしく思っていて、目頭を押さえる人も何人か拝見しております。

私は、古いものを切り捨てるのではなくて、今、松澤議員がおっしゃったように、大変誇らしい歴史のある「常盤のみどり」を義民と同様、大切に大事にその精神を後世に伝えるのが、今の私どもの役目ではないかなというふうに思っております。さらに、積極的に歌う場を増やしていくことも必要かなというふうに思います。

私は、古いものを切り捨てているのではなくて、こういったことを後世に伝えていくのが今の私の役目かなというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 分かりました。

私も村長と同等ではありますけれども、いずれにしましても、何かの折に歌う機会をつかって、今の若者はほとんど歌えないと思いますし、私は思いましたけれども、あそこにちゃんと楽譜も載ってありましたから、弾けば当然弾けるんじゃないかなと。そうすると、音楽が流れれば、ある程度は歌えると思うんですけれども、そういうふうに、ぜひひとつ機会をつかっていただいて、私も村長の応答を尊重して、ぜひこれからも歌っていただきたいと、

こんなふうに思うわけでございます。

次にいきたいと思います。

全国には都道府県の県民の日というのがございます。特定の日を記念して、条例によって定められた日があります。県によっては、県民の日、ふるさとの日などの呼び方で制定されております。

調べましたけれども、長野県では1998年、長野オリンピック開催を記念して、オリンピックメモリアルデーとして2月7日を県民の日と、県議会では議論が何回かされたようでございます。しかし、経過はありましたけれども、制定には至らなかったと、こうあります。

青木村のふるさとの日を制定し、青木村を意識した記念行事、イベントの開催など、1日、青木村団結の日として青木村の日の制定は考えられないか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の日を制定して、1日、青木村の団結の日にしてはどうかという御質問でございます。

私は、先ほどの御質問で、また教育長が答えましたように、コロナ禍の中で3年間、各種行事をしてこなかったということで、これを復活するのは大変なエネルギーと、村民の皆さんの協力が必要であります。だからこそ、村民の皆さんが一致団結するいろんなイベントというのはさらに必要だと、この時期は特に思っております。そういう意味での御提案というふうに捉えております。

今年度、全ての行事は、原則として3年前に戻したいというふうに思っております。一定の条件の下で復活させたいという、予算の中では提案をさせていただいております。

来年度は幸いにして、村民運動会の開催の年でもあります。産業祭、それから蕎麦の花・実まつり、文化祭、スポーツ大会など、多くの村民の皆さんが参加していただける会議もございまして、これらを通じまして、御提案の青木村団結の日のきっかけづくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 大変心強い御回答をいただきました。

青木村の日の制定なくしても、ぜひひとつ、何か1日、本当に村民が、今日は青木の日だと、こんなふうに意識ができる日をつくっていただきたいなど、こんなふうに思っておりますし、我々も一生懸命応援していきたいと思っております。

それでは、大きな3番目といたしまして、青木峠新トンネルの進捗状況、それから丸子信

州新線豆石峠改良工事の今後の計画についてお伺いしたいと思います。

今朝ほどから2名の議員さんが、国道143号線のトンネルにつきまして質問ございました。私といたしましても、最近では、青木の岡石工業団地に関連する、また青木に至る間、歩道の測量行為等が進んでおりまして、住民からは、いよいよトンネルだなど、こういう声が強く聞かれるわけでございます。

青木峠新トンネルについて、今日の御説明のほかに何か補足がございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

青木峠新トンネルの進捗状況と今後の計画につきましては、先ほど、お二人の議員からの質問に対しまして、北村村長、そして私から答弁申し上げたとおりでございます。この村の3月の文書配布に合わせまして、青木峠バイパスだよりV o. 01というものを長野県上田建設事務所により作成をし、村内に全戸配布をさせていただきました。

この中では、事業の内容の説明、今後のスケジュール等について、住民の皆様丁寧にお知らせをしたところでございまして、先頃の弘法地区での地権者並びに住民説明会の内容を凝縮したものとなっております。

今後、不定期ではありますが、事業の進捗を見ながら、節目節目に発行したいと考えておりまして、村も県に協力しながら、住民の皆さんに情報提供をしまるとともに、機運の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、国道143号の歩道設置工事については、前の議員さんにも御答弁申し上げましたとおり、青木峠の新トンネル開通を見据えまして、歩行者の方が安全に利用していただくために、また環境空間として、国・県へ要望して、整備を進めていただいている事業でございます。

現在、当郷の岡石周辺の工事箇所から森林組合までの間につきまして、歩道設置工事に向けた地権者説明会を経て、先月には地権者の皆さんに立会いをいただき、境界確認、用地測量をして、設置をした用地の幅ぐいの確認をしていただいたところでございます。

令和5年度以降につきましては、セブンイレブン様から西側の総合グラウンド入口までの間を優先的に整備していただけるよう、用地買収、物件調査、物件補償、実施設計、工事発注の流れで進めていく予定であると県からお聞きしております。その後、順次、当郷のバス停から森林組合までの間について、歩道整備を進めていただく予定であります。

以上です。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

誰が通っても、今、あれだけの大きな工事が行われていて、皆が村民が注目をしているわけでございます。非常に難問を抱えているように、先ほどからお聞きしておりますけれども、大変御苦勞ですけれども、頑張っていたきたいと思います。

次にいきたいと思います。

まだ先の話にはなるとは思いますけれども、新トンネルが開通すれば、おのずと交通量が増えるわけでございます。また、松本へ通ずる道路は、現在、丸子から松本に抜ける国道254号線が主流になっております。最近では、国道254号線も大きな改良が進み、安全で快適な道路の工事が進んでおります。

三才山トンネルというトンネルは、冬期間は時々、降雪等で通行止めになる難所の道路でございます。また、大きな事故・災害が発生したとなれば、おのずと青木新トンネルはバイパス道路となり、通行量は増えてまいります。

そこで、現在、老人福祉センター前の落合橋から、青木の町なかはカーブもきつく、危険と思われるわけでございますが、青木のまちを通らず上田方面へ抜けるバイパス道路の計画があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

青木峠の新トンネルが供用開始となれば、村内の通行量が1日数千台程度増加するというふうに県のほうでは試算をしております。仮に、議員がおっしゃられるようなバイパス的な道路を検討するとしましても、上田市内の状況も併せて、上田市と共に検討する必要があるというふうに思われます。

トンネル開通後の交通量の増加動向を見つつ、上田市とも緊密に連携しながら、長期的な視点で必要性について検討していくものとし、まずは国道143号の歩道整備の早期完成を引き続き要望し、村も共に協力してまいりたいというふうに考えております。

議員からもありましたとおり、国道254号の改修工事につきましては、県で順次行うこととして、来年度、今年の5月の連休明けから12月中旬頃までと言われておりますが、三才山トンネル手前の鹿教湯大橋及び三才山トンネルの補修を、大型車4トン超につきましては終日通行止め、それ以外の車両は終日片側交互通行ということで、規制区間約4キロメートル

にわたり大工事を行うというふうになっております。

上田方面と松本方面へは、三才山トンネルが無料となった国道254号と青木峠新トンネルが完成した暁には、国道143号で補完・分散し合うものになるというふうに認識をしております。

青木・上田間につきましては、国道143号歩道整備とともに、国道143号の南側を通過して、夫神地区のキャステク様付近から上田市南部消防署先までの村道、市道の整備を進めることが重要であるというふうに考えております。

将来的なバイパス的な道路の整備につきましては、まずはトンネル開通後の交通量の増加動向を見ながら、上田市とも緊密に連携し、長期的な視点で必要性について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

いろいろ大変ですけれども、ひとつよろしく願いいたします。

次に、第3問目といたしまして、現在、県道丸子信州新線、沓掛区の豆石峠真下まで丸子信州新線は改良が進んでまいりました。これにつきましては、村長はじめ関係者には心から感謝を申し上げるところでございます。

また、私ども毎年、丸子信州新線につきましては、3区区長会等を通じ、共同で改良を要望しているところでございます。また、私も毎年、丸子信州につきましては質問をさせていただいております。

御承知のとおり、この道路は丸子方面への近道であり、鹿教湯病院、信大病院等に通う皆さんにとっては大変大事な生活道になっております。また、松本方面の温泉地、観光地を結ぶ観光道路としても、大事な道路と感じております。

一面、丸子側はなかなか改良が進まず、幅員がなく、秋には道路脇の木々が道路に覆いかぶさるような具合に茂り、通行に支障が出ている状況も見受けられます。

現状では、国道254号線の事故・災害等の発生の折は、一時的にも迂回路として利用されており、極めて重要な道路と強く感じております。丸子側の改良、また、青木村に比べ、ほとんど進んでおりませんが、ぜひ丸子側、また青木側共々、ぜひ今後も改良を進めていただくようお願いするところでございますけれども、現状の説明をお願いしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

今後の改良計画につきましては、さきの議員さんからの質問に対して御答弁申し上げたとおりでございますが、御案内のように、主要地方道丸子信州新線の青木から鹿教湯までの間の道路改良につきましては、上田市と整備促進期成同盟会を設置し、首長をトップに、毎年県へ要望活動を行っております。

青木村分につきましては、松澤議員をはじめ地権者の皆様、そして地元の皆様の御協力をいただき、おかげさまでここ数年間、道路改良が進んでいる状況でございます。

今後引き続き、地滑り対策工事の促進を図っていただくとともに、鹿教湯側の道路改良工事や補修、また支障木の除去等について、上田建設事務所でも現状を十分把握されてはおりますけれども、引き続き上田市、鹿教湯の皆さんと共に、県へ強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。一層御努力を、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

大変にありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○議長（金井とも子君） 6番、松澤正登議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩を取りたいと思ひます。

15時15分までとしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（金井とも子君） 次に、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番、宮入隆通です。

さきに通告しました2点につきまして、回答のほどと御答弁のほど、よろしく願いいたします。

まず、1点目、青木村のゼロカーボン施策について伺います。

ちょうど2年前の3月議会の一般質問でも、脱炭素社会に向けてと質問させていただきましたが、当然のことながら、2年たった現在でも、ゼロカーボン、脱炭素の話は、持続可能な社会としていくために不可欠であることは変わっていません。

これまで青木村として、どのような対応を取ってきたのでしょうか、お願いします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村の今までの対応についてでございますけれども、今年度からスタートいたしました第6次長期振興計画の中で、まず時代の潮流、社会の要請というのを挙げております。その中で6つの項目を挙げておりますが、第1といたしまして、脱炭素社会、ゼロカーボンへの対応を挙げております。

この中で取組は、持続可能な村づくりに必要不可欠と捉えておりまして、具体的には分野5の環境保全の中で、具体的な実施事例を挙げております。

主な取組と強化のポイントについて申し上げますと、教育、住民意識の啓発、そして環境に優しい生活スタイル、産業経済活動の推進、そして再生可能エネルギーの適切な利用、そして公共施設等の温室効果ガス排出の抑制、そして青木村地球温暖化対策実行計画についてでございます。

令和5年度の予算の中で、多くの事業を予定しております。幾つか例示を申し上げますと、新規もありますけれども、各公共施設のLED化でありますとか住宅用の太陽光発電導入補助金、それから太陽熱高度利用システムの補助金、これは新規であります。そして、まきペレットストーブの購入の補助金、堆肥活用事業の補助金、これは新規であります。竹パウダーの補助金もあります。農業用プラスチック回収処理事業も大きなものでございます。住宅リフォームの補助金もあります。それから、ごみの関係ですね、運搬とか処理槽とか堆肥化とか粗大ごみの回収とか分別収集とか、こういうものがあります。

そして、青木村の公共施設の抑制の中で、これは地球温暖化対策の推進に関する法律の中

でもありますが、それを受けまして、今、村では行政として、青木村地球温暖化防止実行計画を策定しております。本庁舎、教育委員会等で、それぞれ多くの施設を保有しておりますけれども、青木村が排出する二酸化炭素の温室効果ガスの削減に努めるとともに、村として率先して取り組む姿勢を示すことで、村内の住民の皆さん、事業者の皆さんに対する啓発になることを目的として、これを策定してございます。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 様々な対応をしてきていただいていることと、また、今年度の予算の中にも組み込んでいただいているということでしたが、今回、太陽熱の利用であるとか、環境保全型農業の補助金であるとか、そういったことも新たに採用していただいているかと思うんですけども、このあたりの何かポイントというか、どういうことで、例えば太陽熱のことは、今回どういうことで採用になったのか、もしありましたらお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 太陽熱利用については、大分前から村内には定着していた設備でございますけれども、さきの議会でも同僚の議員さんからも御質問いただいて、確かに太陽熱利用についても、これからというか、今までもそうですけれども、普及をしていくことで温暖化の抑制につながるのではないかということで、今回新規に予算化をさせていただきます。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 太陽熱、特にお湯を沸かすというのが、実は電気とかでやるよりか、電気でお湯を沸かすということが結構効率が悪いとよく言われていますので、そういった意味合いで、効率よく熱をつくる、熱というかお湯をつくるという意味合いでは、非常に太陽熱が有効だという、昔からある技術ではありますけれども、非常に有効だということなので、こういったことに補助していただけるのは、大変ありがたいことだと思っています。

次に、気候非常事態宣言を村と議会でも共同で宣言しておりますが、ゼロカーボンシティ宣言、環境省のやつだと思っておりますけれども、私が調べたところなんですけれども、こちらが行われていない状況になっているように思います。環境省のホームページで確認したんですけども、青木村は入っていませんでした。

2050年に向けてゼロカーボンを宣言していれば、一応対象になるということなので、こちらのほう、環境省にぜひ問合せしていただきまして、対象にしていただければと思います。それをすることで、いろいろな有利な補助事業とか、そういったものもあるようですので、

ぜひ御検討をお願いいたします。

青木村としましては、太陽光発電については、エネ空あおきであったり、屋根貸しによる発電などを行っていると思うんですけれども、村として、太陽光発電をもっとやっていこうみたいな、広く村民に訴えていくという感じが、あまり私の中ではちょっと感じられないんですけれども、今後行政として、別に太陽光だけが、先ほどの話のとおり、太陽光発電が全てではないんですけれども、行政として対応していくことという、脱炭素に向けて、ゼロカーボン化していく上での将来的な考え方というのは、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず、冒頭の環境省の2050二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体についてでございますが、昨日、原稿を頂いた際に確認しましたので、早速環境省の大臣官房地域政策課に電話をいたしまして、確認をさせていただきました。一定の条件の下でなるということと、それから、私どもは知らなかったんですけれども、登録する手続きをしなくては駄目だということが分かりまして、昨日、資料を頂くことになっております。その中でまた、ただ送ればいいというものではないようですので、少し勉強しまして、連絡取ってというふうに思っております。

将来的にいかがかという御質問でございますが、一つは、冒頭の質問でお答えしましたように、今まで実施してきたこと、あるいは来年度予算をお認めいただければ、そういう中で引き続き継続して行っていくことが大事だというふうに思っております。

2つ目として、行政だけではなくて、村民の多くの皆さんにもお願いする、特に工場にも協力していただきたいというふうに思っております。

屋根への太陽光、それから太陽熱、そういった再生可能エネルギーの普及、さらには節電、公共交通の利用、電気・水素自動車の導入、ごみの減量化、生ごみの堆肥化、省エネルギーの普及等、これから、さらに新しい技術とか機器の開発もされてくるのかなというふうに思っております。こういった活用も必要になっております。工場を含めた民間企業の連携も大事でございます。

もう一つは、やっぱり学校教育とか社会教育とかの場で、環境意識に配慮した知識の習得、あるいはそういった場づくり、そして村民参加の皆さんの中で行い、2050のゼロカーボンを目指してまいりたいというふうに思っております。

掛け声だけではなくて、小さなことでも一人一人が実践していくことが、今や絶対的に必要な要件でございます。これからも将来的にも、こういったことに誠心誠意取り組んでまい

りたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） これからも意気込みはあるということをお話いただきました。

長野県としても、2050ゼロカーボン達成に向けてということで、太陽光発電設備の設置拡大を図るために、信州の屋根ソーラーの普及の推進というのをしているかと思います。青木村も、県や国のそういった制度を使いながら、村内の自然エネルギーの普及を図っていただきたいと思います。

続きまして、2番目のインボイス制度について伺います。

インボイス制度、適格請求書等保存方式というらしいんですが、こちらは、本年の10月1日に開始される消費税の仕入れ税額控除に関する制度になります。

本制度が導入されますと、売手は買手から求められた場合に、一定の要件を満たした請求書や領収書等を発行する必要があります。また、買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、受け取った請求書や領収書などが適格請求書の要件を満たしているかを確認し、保管する必要があります。

このようなインボイスの制度なんですが、地方自治体にも関係していると言われてます。地方自治体も企業と同じように、インボイス制度を導入する義務があると言われてますが、まず、インボイス制度が10月1日から始まる上で、来年度予算案のところには何か影響があったりするのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 奈良本会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、お答えいたします。

地方公共団体の場合は、一般会計または個々の特別会計ごとに一つの法人が行う事業とみなして、消費税法の適用を受けるために、青木村では一般会計、それから水道・下水道の公営企業会計については、既にそれぞれ税務署へインボイス制度への登録を完了しております。令和5年度当初予算において、会計システム等の改修費を計上してございます。9月までに回収を行いまして、10月1日の運用開始に向けて対応していく予定でございます。

なお、ほかの特別会計ですが、国民健康保険、それから介護保険、それから後期高齢者医療特別会計については、事業者との取引が全く想定されず、事業者にとって課税仕入れが発生し得ない特別会計と判断をいたしまして、インボイス制度への登録は行っておりません。

また、別荘事業特別会計においては、令和5年度から一般会計の中に組み込まれることを

予定しているため、登録は行っておりません。

以上です。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） あと、青木村と取引をする業者さん、そういった人たちとの関係で、その方たちが例えば免税事業者だったりした場合の対応とか、そういったこと、特に青木村村内の業者さんなんかを使っていただいたときに、例えばそれが免税事業者だった場合などの、そういったときの対応なんかも考えられているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 一般会計と水道・下水道の公営企業会計とでは、取引先への影響が若干異なると思われま。

まず、公営企業会計の場合は、基本的に民間企業と同じ考えですので、公営企業の場合、既に課税事業者として消費税の申告及び納付を行っておりまして、売手として、今後インボイスを発行することにより、以前と変わらない取引が継続されるため、影響は生じないと考えられます。

反対に、買手側の場合ですけれども、これは取引先である企業や団体が、先ほど議員さんおっしゃいました、現在課税事業者なのか免税事業者なのかによって、収益等の影響が生じてきます。免税事業者からの仕入れに係る税額については仕入れ税額控除ができない、ただし経過措置というものがありますけれども、仕入れ税額控除ができないということになっております。

現在の公営企業会計については、ほとんどの取引先が会社組織でありまして、インボイスの対応をされているものと認識をしておりますが、ごく一部、個人事業主さんとの取引もございますので、この制度の内容について、会社組織を含めた取引先に情報提供を行った上で、今後の対応については個別に対応してまいりたいと考えております。

一方、一般会計の場合ですと、売手となる場合、取引事例の例を挙げますと、公共施設の使用料ですとか美術館への入場料、それからごみ袋の販売、それから通信サービス利用料だったり、放送サービス利用料等が考えられますけれども、これらについては公営企業会計と同様に、村の一般会計からインボイスを発行することによって、特段影響は生じないと思われま。

反対に、買手となる場合についても、消費税法の規定によりまして、一般会計は消費税の申告の義務が免除されておりますので、仕入れ税額控除を利用することはございませんので

依然と変わらない取引が継続され、特段影響は生じないというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 一般会計の中では影響はないと思うんですけども、一部公営企業会計の中で、何らかの個別の対応が必要になる事案が出てきそうだという話だったかと思えます。大体、そういった免税事業者の方というのは小さい会社でありますから、そういった人たちが不利になるようなことがないようにだけ、お願いしたいなと思っています。

次に、インボイス制度が始まる上で、インボイス制度があることで、村民の生活への影響というのは、何か出てくるところというのは考えられるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 奈良本会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） この制度自体の影響といたしますと、事業を営んでおらない消費税取引のない方、いわゆる消費者という立場であるならば、特段影響は生じないと思われま。

ただ、この制度が及ぼす影響としましては、インボイスの発行事業者登録を行った課税事業者も、免税事業者との取引における消費税の負担であったり、インボイス対応による事務作業が増加をするとか、そういったことが発生しまして、また新たなシステム導入なんかも必要となって、企業によっては数百万円もかかってしまうというようなことになり、これらの費用を賄おうとすると、末端商品の価格に転嫁されて、消費者にも影響が及ぶ可能性はあるかなというふうに考えております。

個人事業主さんが課税売上げ1,000万円以下の免税事業者であった場合は、インボイス制度が導入されますと、買手である課税事業者さんは仕入れ税額控除をするために、売手の個人事業主さんにインボイスの交付を求めます。登録事業者でない売手の方はインボイスが発行できないために、課税事業者と取引を今後も継続していくためには、インボイスの登録事業者として申請するかどうかというのは、経営判断が必要になってくると思います。

また、本人が課税売上げ1,000万円超えの課税事業者であった場合は、簡易課税適用制度を適用している場合には、インボイスを保存しなくても仕入れ税額控除ができるため、特段影響はないと思われま。簡易課税制度を適用していない場合、いわゆる普通の通常の課税事業者は、免税事業者からの仕入れについては仕入れ税額控除ができないという影響が生じてきます。

ただし、これも経過措置、事業実施後3年間は8割相当額、それから、その後3年間は5

割相当額の税額控除ができるという経過措置はありますが、影響が生じてくるというふうに思われます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） いずれにしましても、免税事業者にとっては、いろいろ取引をなさっているところに関しては、結構不利な制度であることは間違いないかと思います。

先日の農業者懇談会の際に、インボイス制度の話がありましたけれども、道の駅あおきの直売所への出荷者に対する対応は、まだ詳細が決まっていないということでした。多くの出荷者は免税事業者であると想定されます。

直売所の場合、多くは一般消費者の販売のため、インボイスの発行は求められませんが、直売所は仕入れ先として、よくマツタケとか、多分旅館の人たちとかが買いに来ているのを目にかけらるんですけども、ああいったときの場合は、何か仕入れとしてやっていることが多いかと思うので、今後、インボイスの発行が必要とされると想定されます。

免税事業者の農家のものを、そういった場合は、直売所がインボイスの発行が必要になるため、免税事業者としての農家さんが納めたマツタケとか、そういった農産物をそういった人たちに販売するというのが、扱いにくくなるんじゃないかなということが想定されるんですけども、直売所や農家への影響とか、そういった対応策は、今、まだ考えられていないといったところをまた聞くのはあれなんですけれども、今考えただけでもそういった影響が考えられるんですが、今のところどういうふうに対応を考えていらっしゃるのか、教えてください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

議員からありましたとおり、先頃の農業者懇談会の中でも少しインボイスについて、農業者の皆様に御紹介させていただいたところがございます。

青木農産物直売所へ出荷する農家のほとんどの方は、売上げが1,000万円以下の免税事業者である方が多いというふうに思われます。仮に直売所側がインボイスを出荷農家へ求めることとなった場合には、これまで免税事業者であった出荷農家の方は、税務署長からインボイス登録を受けて、適格請求書発行事業者、いわゆるインボイス事業者になる必要があります。その場合、出荷農家は課税事業者となることから、消費税の申告をする必要が出てまいります。登録につきましては任意ですので、出荷する農業者の方の御判断というふうになります。

登録申請は、御案内のとおり既に始まっておりまして、インボイス制度が始まる今年の10月1日までに登録を受けるための期間につきましては、本年の3月31日までとなっております。

出荷農家の方には、登録手続やインボイスの発行など、作業負担が生じると予想されます。一方で、面倒な手続をするくらいなら直売所へ出荷するのはやめるという農家の方も、場合によっては出てくるかというふうに思われます。

青木農産物直売所へ確認したところ、出荷農家へインボイスを求めるか否かは、税理士を含めた関係役員等により現在検討中で、まだ方向性が決まっていないというふうにお聞きしておりますが、出荷農家の負担が増えない方策がないものか悩んでいるというふうにお聞きしております。

国税庁では、インボイス制度導入に伴う経過措置として、本年10月までは免税事業者からの仕入れについて全額が控除可能となりますし、令和8年10月までは80%控除、令和11年10月までは50%控除可能と、段階的に6年間の経過措置が設けられておりますことから、免税事業者の方は、この間に課税事業者へ移行するかどうかを見極めて、対応していただくことになるというふうにご認識をしております。

青木農産物直売所自体の影響につきましては、仕入れ税額控除を実施する必要がある原則課税事業者以外の消費者や免税事業者、簡易課税事業者へは、インボイスを発行する義務はありません。直売所の多くの皆さんは一般消費者が多いと考えられますので、その場合、発行に係る事務的な負担増について、比較的影響は少ないものと想定されます。

ただ、直売所が課税事業者として消費税の計算をする上では、仮に出荷農家からインボイスを求めない決定をした場合、その売上げに対する仕入れ税額控除を受けることができなくなりますので、消費税計算をする上では不利になるということから、経営者としての目線で考えた場合に、影響はある程度あるものというふうにご推測をされます。

村では、先ほど申し上げたとおり、先月24日の農業者懇談会の中で、インボイス制度についてペーパーも配布し、情報提供させていただいたところでございます。また、今月中下旬には、上田税務署主催によるインボイス制度の説明会が開催される御案内文書も配布・紹介をさせていただきました。

引き続き、税務署や直売所、JA等関係機関と連携しながら、農家の皆さんにインボイス制度をまず正しく理解していただけるよう、情報提供等、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 私も出荷をしている立場でもありますけれども、税金を納めるというのは公平な税の、そもそも税金とはという話を考えていけば、皆さん公平に納めるべきものでありますから、もちろん納めなきゃいけないんですけれども、そういう処理が皆さんができるのかどうかとか、そういったことを考えないで、ただ制度だけが先にできてしまうと、なかなか対応できない人たちがそこから漏れてしまいまして、直売所でいうと、やっぱり、先ほどおっしゃっていたように出荷する人が減ってしまうとか、結果的に直売所としての運営がなかなか難しくなってしまうとか、そういったことが考えられるので、いろいろな経過措置もあったりする中で、いろんな制度もまた出てくるのかなとは思いますが、今のところ、どんな資料を見てもそういったものが出ていませんので、やはり農家さんが農家として続けていかれるように、村としても考えていただけたらと思いますし、これ自体は国が考えていることではありますけれども、その辺は丁寧に皆さんにも説明していただけるようお願いしたいと思います。

私からは質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 4番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

通告のありました7人の議員の質問は、これで全て終了いたします。

◎総括質疑

○議長（金井とも子君） 引き続き会議を進めます。

これより、令和5年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算についての総括質疑を行います。

質疑のある方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 以上で総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（金井とも子君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第7号から議案第12号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 資料を事務局より配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（金井とも子君） 資料はお手元に届きましたでしょうか。

片田事務局長より、内容について説明申し上げます。

片田事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、令和5年第1回定例会議案等付託委員会明細について御説明を申し上げます。

委員会付託する案件につきましては、議案第7号から議案第12号までについて、それぞれの委員会へ付託をいたします。

以下の議案第1号から第6号、それから発議第1号から第3号、陳情第1号につきましては、本会議で御審議をお願いいたします。

初めに、議案第7号 令和5年度一般会計予算につきましては、次、おめくりいただいたページをお願いいたします。

歳入につきましては、2ページ目と3ページ目になります。該当するページにつきましては、左の端に記載してあります12ページから33ページまでとなっております。よろしく御願いいたします。

歳出につきましては、4ページ目を御覧いただきたいと存じます。該当するページは、34ページから177ページまでとなります。

また、特別会計、企業会計につきましては、その下の表のとおりとなっております。

なお、付託の委員会名につきましては、右端の欄にそれぞれ記載してございます委員会をお願いいたします。

最初に戻っていただきまして、議案第8号から第10号につきましては、社会文教委員会をお願いいたします。議案第11号、第12号につきましては、総務建設産業委員会をお願いいたします。

なお、委員会審議の会場ですけれども、今回も会議室1ではなく、本会議場で行うことを

お決めいただきましたので、よろしくお願いたします。配席等につきましては、当日御案内をさせていただく予定でございます。

以上、委員会付託明細について御説明申し上げます。

○議長（金井とも子君） 何か御不明な点がございますでしょうか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） ないようですので、以上で委員会の付託を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（金井とも子君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時48分

令和 5 年 3 月 1 7 日（金曜日）

（第 3 号）

令和5年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和5年3月17日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 議案第 1号 青木村特別会計条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて
- 日程第 7 議案第 5号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 8 議案第 6号 令和4年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 7号 令和5年度青木村一般会計予算について
- 日程第10 議案第 8号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第 9号 令和5年度青木村介護保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第10号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第11号 令和5年度青木村簡易水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第12号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について
- 日程第15 発議第 1号 青木村議会政務活動費の交付に関する条例について
- 日程第16 発議第 2号 青木村議会の個人情報保護に関する条例について
- 日程第17 発議第 3号 青木村議会基本条例及び青木村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 陳情第 1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について

出席議員（10名）

1番	松本淳英君	2番	塩澤敏樹君
3番	平林幸一君	4番	宮入隆通君
5番	坂井弘君	6番	松澤正登君
7番	金井とも子君	8番	宮下壽章君
9番	沓掛計三君	10番	居鶴貞美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住 課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	奈良本安秀君
建設農林課長	稲垣和美君	教育次長兼 公民館課長	宮下剛男君
保育園長	成沢亮子君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター 長	高柳則男君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原博信君	建設農林課 課長補佐兼 建設防 災危機 管理監	小林義昌君
税務会計課 資産税係課長	上原加代君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係 長	横沢幸哉君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤和宏君	総務企画課 企画財政係 課長	金井大介君
住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女敦君	住民福祉課 課長補佐兼 住民福祉係 長	依田哲也君
総務企画課 庶務係課長	宮澤俊博君	商工観光 移住課長 兼商工観光 課長	小山明之君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小林宏記君		

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男

事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（金井とも子君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（金井とも子君） 本日の日程は、最初に委員長報告をいただき、議案第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

◎委員長審査報告

○議長（金井とも子君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について、委員長より報告を願います。

居鶴総務建設産業委員長。

居鶴委員長。

○総務建設産業委員長（居鶴貞美君） おはようございます。

3月13日に総務建設産業委員会に付託されました議案につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第74条の規定により御報告を申し上げます。

議案第7号 令和5年度青木村一般会計予算の認定について、総務建設産業委員会付託分についてでございます。

歳入では、固定資産税、住民税、入湯税の算出根拠、臨時財政対策債の減額、基金の繰入れなどについて質疑が出されました。

また歳出では、地域おこし協力隊の採用予定、企業人材派遣制度の内容、運賃低減バス運行に係る負担の割合、投票所の統廃合、農業振興に係る補助制度、森林整備の方針と松くい虫対策、村道改良工事、観光イベント、住宅解体補助金など多岐にわたり活発な質疑があり、

村長をはじめ、担当の職員から説明がありました。

令和5年度は、これまで交付されてきましたコロナ対策の地方創生臨時交付金の状況が不透明なことから、厳しい予算編成となっております。議会政務調査費の新設、情報電話の時代に合った交信の検討、農林業振興、国道143号の改良工事、別荘事業特別会計の一般会計への移行、道の駅あおきの有効活用など、村の抱える課題に対して限られた財源の中、実効性のある予算となっております。

住民生活が、少しでもコロナ以前のように戻れるよう、積極的な事業展開を望むとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定されました。

続きまして、議案第11号 令和5年度青木村簡易水道事業会計予算の認定についてでございます。

歳入では、水道使用料金の現況について、歳出では、村内施設の稼働内容や老朽化した管路の更新についての質疑があり、担当職員より今後の維持管理や計画的な管路更新を実施する説明がありまして、質疑なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定されました。

議案第12号です。令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算の認定についてでございます。

下水道事業の維持管理などの業者委託についての質疑があり、担当職員から施設の委託内容や各種検査委託業者の選定内容の説明がありまして、これも質疑なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定されました。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 続いて、社会文教委員会について委員長より報告を願います。

宮下社会文教委員長。

○社会文教委員長（宮下壽章君） おはようございます。

それでは、社会文教委員会で審査いたしました報告をいたします。

本委員会に付託事件につきまして、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により御報告いたします。

議案第7号 令和5年度青木村一般会計予算の認定について、社会文教委員会関係部分について申し上げます。

住民福祉課関係につきましては、マイナンバーカードの各証明書のコンビニ交付について、高齢者クラブの状況について、白内障治療用装具給付の事業状況について、男女共同参画計画策定委員の編成について、人権対策費に関する報酬と負担金について、老人福祉計画策定

委託料の内容と次期計画での介護保険料改定の見通しについて、レポートあおきの入所待機者の状況について、保健センター使用料の内容について、次期健康寿命延伸計画と新規事業である出産・子育て応援交付金事業の概要について、ごみ収集業務の状況と結果などについて質疑が出されました。

教育委員会関係につきましては、保育園の賄い材料費、園内LED化、教育指導費のオーストラリア交流、子育てフォーラム、ALT派遣事業、小学校の2クラス化の見通しについての質疑がありました。

小学校費では、災害共済負担金、中学校費ではオンライン教材の特徴、学校給食室関係等の工事内容について、また野生里芋の環境整備工事の内容、図書館周辺駐車場工事の進捗状況、村民運動会の方向性などについて質疑が出されました。

この案件につきましては、賛成の立場から住民福祉課関係では、乳幼児児童と父子母子家庭の医療費窓口負担を無料化にすること、教育委員会関係では、関係施設の照明器具のLED化や小学校トイレの改修事業、沓掛区の野生里芋群生地に対する排水処理整備工事など新規事業を盛り込んだ予算となっております。予算配置が限られながら、財源を有効に使い効果的で適切であり、評価できる編成であるとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、特別会計部分になりますが、議案第8号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計予算の認定について、新規事業である重複頻回受診者等に対する対策費の事業内容、未就学児均等割保険料繰入金、医療費通知作成等について質疑がなされ、重複頻回受診者等に対する対策費に反対討論があり、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第9号です。令和5年度青木村介護保険特別会計予算の認定についてです。

地域密着型介護サービスの内容、任意事業費の緊急通報等整備事業の内容について質疑が出され、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第10号です。令和5年度 青木村後期高齢者医療特別会計予算の認定についてです。

質疑がなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（金井とも子君） 委員長報告が終了しました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第1号 青木村特別会計条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありますでしょうか。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、お聞きをいたします。

附則のところで、第3規定は、令和4年4月1日から施行するとこのようにありました。この関係は、昨年度の予算の折でもよかったのかなという感じは受けております。それで、概要説明もいただいてありますが、何か大きな変更点等、概要説明以外等含めましてございましたらお願いをいたします。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） よろしくお聞きいたします。

まず、最初に言われましたこちらの課の設置条例の一部の改正につきましては、議員御指摘のとおり、昨年令和4年より所管が商工観光移住課に変わっておりますので、そちらに伴いましての条例変更改正ということで、御理解いただければと思います。

概要説明につきましては、再度御報告をさせていただきますが、特別会計条例等の一部を改正する条例につきましては、地方財政法第6条に基づきまして、条例を定めて設置するものということで、当村におきましては、別荘事業会計が該当しておりました。今回、別荘事業会計が特別会計から一般会計に移行するというので、今回の条例を改正案として上げさせていただきますところですので。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございました。

ちょっと初歩的な質問で申し訳ありませんが、特別会計の中に公営企業会計、公営事業会計、人によっては普通会計もあろうかなというふうに思いますが、青木村のこの会計の今の関係ですが、公営企業会計また公営事業会計これが青木村一般かなと思いますが、その点についてちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 会計の考え方でございますが、一般会計、またこれま

で別荘事業特別会計も普通会計という位置づけの中では、一般会計とともに普通会計という形で処理をされていたものでございます。

一方特別会計は、国保特別会計、介護また後期高齢者こちらにつきましては、特別会計ということで処理をしており水道、簡易水道特別会計、企業会計ですね。簡易水道会計と下水道会計については企業会計ということで区別をして取り扱っております。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第1号 青木村特別会計条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第2号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第2号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第3号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第3号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第4号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第4号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第5号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第5号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第6号 令和4年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 22ページのところの一番下の部分ですが、橋梁維持費についてですがこれ3か所ということですが、具体的にどこのことを指しているのか御説明いただきたいんですが。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 1か所目につきましては、村道落合一ノ口線上にあります青木区の落合橋、2か所目が村道夫神線にあります、夫神区と青木区にまたがる夫神橋、3つ目が村道恋渡線になりますが入奈良本の浦田橋の3か所でございます。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） この3か所について、どのような状況にあるのか、修理を必要としているのかどうなのかその辺のところを。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） こちらは国のほうの、令和2年度の補正予算を受けて、令和3年度に村内に全95橋ある橋の法定点検及び長寿命化修繕計画というものを策定したところ

でございます。

そのうち5橋について、早期の修繕を必要とするいわゆるレベル3という判定が出たということから、こちらについては令和8年度実施予定の次期点検までに、修繕を行うことを目標としております。

そのうちの既に2橋については、1か所については補修工事をして、もう1か所については青木の森のところにあるということから、今後どのような方向にするか検討するということで、今回、この3橋につきましては、今回国のほうの令和4年度の補正予算が、この年度末近くになってついたということから、全額を繰越しをしまして、令和5年度中にどのような補修が必要かというものを、設計していただくための調査に入ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 3点お聞きをいたします。

最初に9、10ページ、寄附金に関わる社会福祉費、寄附金ですが、ラポート入所者の遺言による村への寄附金という説明を受けておりますけれども、対象の方はお一人なのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

1名でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お一人にしては、大層な金額を寄附していただいたなというふうに思うわけですが、この寄附者のお名前は何らかの形で村に残るのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 奨学資金とかそのような形だと、条例に残ったりとかというようなことがあるんですけども、現時点では、そういった形で残すことはできないかなというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 故人の御遺志等があって、名前等も伏せられているのかなとも推測するところでありましてけれども、高額なお志を頂いたそのことが、ある面では、村の歴史の中に刻まれていってもいいのかなというふうに思うところです。

今後、同様なことが起きてくるといいますか、あるやもしれないというふうに思うのですけれども、そうしたことに對してはどんなお考えでしょう。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） ケース・バイ・ケースかと思うんですけれども、事象によっては、慎重に取り扱っていかなくちゃいけない部分もあるかと思しますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 続けて、2点目です。13、14ページ、地方創生臨時交付金事業費で、消耗品費ですが、コロナ抗原検査キット追加分の説明です。

現在までの使用者数、在庫数、今後の対応について教えてください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） コロナキットにつきましては、何回かに分けて追加の購入いたしまして、二千四、五百個ぐらい購入しております。

残数としますと、昨年12月末からにつきましては、年末年始という時期もありまして、結構毎日のように10名単位で、10名、20名ぐらい多いときあったんですけれども、コロナキットももらいたいという方が来ていたんですけれども、年明けて第8波も収まってきたという経緯の中で今のところ、最近はほとんどキット、たまに1人来るかなという感じで、現在のところ在庫としますと約1,000個分ぐらいはありますので、これにつきましては、今もそうですけれども希望があれば、窓口のほうで配布をしているということですので、例えば、これが収まってきているからといって、まるきりコロナがなくなったわけではありませんので、やっぱり心配している村民の方がいらっしゃれば、窓口のほうで交付をしていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 3点目です。15、16ページ、備品購入費の部分ですが、ウイルス除去空気清浄機という説明でしたけれども、設置場所はどこだったでしょう。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

役場の執務室の中にも各課隊ごとにそれぞれ通路とかに置いてありますし、課の内部のほうにも置いてありますし、今の議会のところにも……ここですか、ここに置いてありますの

で、そういった形で人の集まるようなところですか、そういったところに配置しております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 数はどれくらいでしょう。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） よろしく申し上げます。

役場保健センターで10台、先ほど課長からも答弁ありましたが、移動が可能ですので会議があるところ、今回は議会がありますので移動させて使用してあります。

あと教育委員会関係で、既に2台お渡ししているんですけども、児童センターですとか、図書館未来創造館もお客さんが見えて、かつマスクを外される方もいらっしゃいますので、安心のために追加で5台購入する予定で、教育関係の施設に設置予定でございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） すみません。センターに10……ごめんなさい、全部で今は幾つあって、それでプラス5ということでしょうか。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） すみません。整理して説明します。

保健センターと役場が10台、最初に教育関係に既に2台配付してございます。これで、追加で5台を購入する予定ですので、教育関係は計7台になる予定でございます。すみません。お願いします。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今後、追加されるということですが、ただいまの話の中で、教育関係にも各所設置予定というお話を承りました。若干、コロナは収まりつつはありますけれども、こうした機器を整備していくこと大変重要かと思っておりますので、とりわけ教育の現場、あるいは医療施設、高齢者施設そういったところでの活用のために、十分な配置をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） 答弁よろしいですね。

ほかに質疑ありますか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 教育関係ですけれども、空調設備、減額補正差金ということですが、3ページ明許繰越しで空調設備を繰り越しておりますけれども、実際稼働するのはいつ頃なのか、大分時間かかっているというか、かかっているんですけれども、稼働するのはいつになりますかね。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） これ、当初から分かっていたことなんですが、やはりキュービクルの部品がどうしても間に合わないということで、来年度の6月ぐらいだったかなと思うんですけれども、そこで完成するという事になっております。よろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 分かりました。いずれにしろ、夏までには稼働させてもらいたと思います。これは業者のほうもいろいろな理由はつけて来るかと思っておりますけれども、夏までには稼働させてもらいたと思います。よろしくお願いします。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 4ページ地方債補正についてであります。臨時財政対策債、こちら関係につきましては、常任委員会でも質疑されております。

金額が5,300万から2,000万に減額ということですが、まずお聞きをしたいのが、令和4年度で国のほうで、臨時財政対策債を自治体に大幅に減少するという事になっておりました。それで、当初この5,300万の予算のときに、2,000万になったわけですから、国のほうからも当然ながらこの2,000万という数字に近いのが出ていてもいいのかなと思っておりましたので、5,300万と2,000万それからもう一度、その差額的な3,300万になるんですが、この3,300万の扱いについてお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答え申し上げます。

まず、当初予算で見込みました5,300万の算出につきましては、当初予算の算定の際に国や県か区を通して前年度比何%減、国全体で何%減、増というようなことが示されます。それをもって、村でも当初予算の前年比ベースの何%減という形で5,300万円と、当初予算をさせていただきました。

しかしながら、蓋を開けて国のほうから発行可能額の内示が示されました。それが2,000万円になったということで、村としては見込みより大幅な減となってしまいました。この

3,300万円につきましては、国としても臨時財政対策債を単に減額したというわけではなくて、普通交付税のほうにこの3,300万を振り替えたというような意味合いもございます。実際に3,300万が、単純に交付税に振り替えられているのかというのは、ちょっと不透明なところもございますけれども、村としてはそのような考えであります。

以上です。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。

それで、国のほうでというか、臨時財政対策債を減らすということについて、何らかの理由があつて減らして来るんだらうかなというふうに思います。単純には、国のほうで税収が増えたからとか、そういうふうなこともあるかと思いますが、その点について、お分かりでしたらお聞きをしたいと思いますが。

○議長（金井とも子君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答え申し上げます。

議員さん、御指摘のように、国の好調な税収等がございまして臨財債を減らす、減らすということは交付税を増やす、交付税のほうに移行するというところでございます。

臨財債につきましては、国にとっても、地方にとっても借金に当たりますので、国のほうに現金、キャッシュがあれば借金をせずに、地方に交付するという流れになっております。

以上です。

○10番（居鶴貞美君） よく分かりました。

臨時財政対策債というのは、赤字地方債と呼ばれておりまして、これ何年か前にこの制度できたものだと思いますが、将来的にまたこの扱いというのがなくなってくる可能性もあるのかなと思いましたが、今後ともこの臨時財政対策債について、また私もよく勉強していきたいと、以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 13、14ページの地方創生プロジェクト事業費、役務費手数料、S o b a d a yの商標登録の費用だと伺っていますが、全体の商標登録の費用から、想定よりかも増えたということの予算なのか、商標登録に関わった総額の費用を教えてください。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） お答えします。

まず、全体の費用なんですけれども20万円になります。今回の1万5,000円につきましては、発行に係る印紙代ということで御理解いただいて、やはりS o b a d a yですとかSOBAYOIという商品についても、なんていうんでしょう、他に使われないようにするものの方がいい、というアドバイスから実施したところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今回のこの商標登録は、S o b a d a y以外も何か登録しているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業企画推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） 昨年3月に出しましたビールのSOBAYOIも含めての金額になりますので、よろしく申し上げます。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 現在のそのS o b a d a yとSOBAYOIの販売の状況であるとか、製造の計画とかそういったもの、あと……。すみません、もう1点、商標権は青木村にあるということもう一回ちょっと確認だけお願いしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） 登録の権利は村にあるということです。

まず、そのパンケーキミックスのS o b a d a yの関係なんですけれども、やはり製造には1トン以上の玄そばが必要ということで、農政のサイドと交渉しておるんですが、やはり先約といいますか、村内のおそば屋さん、また近隣のスーパーの生そばというほうが優先順位が高いということから、今手持ちの玄そばでの製造はちょっと厳しいと考えております。

また、ビールというんですか、SOBAYOIのほうは玄そば10キロ、20キロでできるものでありますので、当初は上田市内のブルワリーさん、お願いしたんですが、青木村内にも新しくブルワリーさんできるということでありますので、すぐ商品化で販売までいかないかもしれないんですけれども、試行的な醸造はお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 村内の企業、ビールもそうなんですけれども、そばの事業者の方にも何か、そのブランドが使えるような形でそのブランドを浸透させていってほしいなと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

○議長（金井とも子君） 答弁よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第6号 令和4年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 引き続き審議を進めますが、議案第7号から議案第12号については、先ほど各委員長より報告が済んでいる案件となります。

議案第7号 令和5年度青木村一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありますかでしょうか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 令和5年度一般会計予算案について賛成の立場で討論をいたします。

私は、当予算案を大変感銘深く受け止めました。その最大の理由は2点です。

1点目は、保育園、学校給食費無償化の継続です。

6年前、2017年6月私は、本議場において初めての一般質問で、給食費の無償化を取り上げました。保護者が学校給食費を払えず滞納しまっていた生徒、児童の切なさを訴えました。村長の答弁は、本当に泣けてくる話だ、しかし、優先順位を考える中では意見として承っておくというものでした。

その3年後、コロナ禍を受け、地方創生臨時交付金を活用する形で無償化が始まりました。保護者を救い、子供たちを救いました。来年度の地方創生臨時交付金の見通しがつかない中、3年間続いた学校給食費無償化を、村の財政調整基金を取り崩して継続する予算編成に踏み切ったことは、恒久制度化に一步近づく大きな前進です。

未満児年齢分を削減せざるを得なかったことは大変残念ですが、地方創生臨時交付金が交付されれば、最優先で復活させたいという力強い答弁もあり、期待するところです。基金取崩しを何年も続けることは難しく、県や国の助成実現に望みをつなげたいところです。

2点目は、子供の医療費窓口完全無料化のための予算が盛り込まれたことです。

2017年6月議会の一般質問で、子供の医療費窓口無料化が表明され、翌年8月から実施されましたが、1レセプト500円の受益者負担が残されました。以来5年間、完全無料化を求める取組が続けられました。

2018年11月には、完全無料化を求める署名が村長に提出されました。同年12月議会には県に対する意見書提出の請願があり、翌年3月議会で採択しました。私自身もこの6年間で、5回一般質問で取り扱ってきました。

そうした中、昨年6月議会で研究するの答弁を引き出し、来年度からの実現に道を開きました。財布を持たずに、子供を医療機関に連れていける。子供を持つ保護者をどんなにか励ますことでしょうか。

予算では、18歳までの子供の医療費とともに、母子父子家庭の保護者の医療費についても窓口完全無料化することが盛り込まれています。障害者の窓口無料化も近い将来実現することを願うものです。

以上、2つの大きな前進について思うところを述べましたが、このほかにも、新規事業として農業振興費、栽培施設補助金への果樹の追加、有機農業者に対する環境保全型農業直接支援交付金また空き家解体工事補助金の新設、教育費でも小学校トイレ改修事業、野生里芋環境整備事業などの予算が盛り込まれており、地域の願いに応え、村民の暮らしを支え、子

供たちに行き届いた教育環境を保障するための、重要な施策を推し進める予算配置となっています。

また、情報通信サービス事業費に次期システム検討委託料が予算化され、今後の村民へ情報伝達の在り方を検討しようとする意欲的な予算立てともなっています。加えて議会費に議員提案されております政務活動費の新設が予算化されており、議員の成り手不足に一石を投じるとともに、より一層村民のための議員活動をしなければと身の引き締まる思いです。

歳入においては、コロナからの脱却、回復基調を見通し税収の増額が見込まれておりますが、もとより、自主財源の乏しい本村にとっては、常に限られた予算を有効に使うことが求められるところです。

本予算案が、限られた財源を効果的かつ適切に配置されたものとなっていることを評価するとともに、豊かな村民生活を実現すべく予算執行されることを願い、賛成討論とします。

○議長（金井とも子君） ほかに賛成討論ありますでしょうか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第7号 令和5年度青木村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第8号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 令和5年度国民健康保険特別会計予算案について反対の立場で討論をいたします。

反対理由については、さきの社会文教委員会において述べたところであり、委員外議員の議員の皆さんも全員傍聴されておりましたので、なるべく重複を避けつつ、分かりやすい討論に努めます。

私は、保険事業費に重複頻回受診者等に対する対策費を新たに盛り込んだことにはどうしても納得がいきません。重複服薬者指導を行うことによって重複服薬による健康障害を取り除くという点については納得し、賛成します。しかし、ことはそれにとどまらず、服薬のみでなく重複頻回受診までも指導の対象にしている点に大きな問題があります。一医療機関の受診では、病状が回復が見られず、他の医療機関を受診することは往々にしてあります。セカンドオピニオンの観点からしても患者の当然の権利です。しかし、そうした場合も一疾病で複数の医療機関を受診としてカウントされ、指導の対象になるのではありませんか。

主治医、かかりつけ医に縛りつけ、受診抑制を図ろうとする政府、厚労省方針を具現化する施策というほかありません。どこでも何度でも受診ができるという日本の優れたフリーアクセスの医療制度を後退させるものです。

また、データ作成の委託先に、患者個人のレセプトデータを横流しすることも個人情報保護の観点から、大いに問題です。それにも増して、今回は、巡回指導は村保健師並びに上田市の薬剤師によると説明されましたが、先行的に行っている自治体では、この巡回指導さえも委託先に委ねている例が見受けられます。行き着く先は民間委託です。青木村はそうならない、巡回指導まで委託することはないと断言できるのでしょうか。その保証はありません。見ず知らずの受託者が突然乗り込んできて、受診指導するなどということは、村民にとっておおよそ考えられることではありません。

近隣市町村で本制度を導入した自治体の有無さえ把握されておらず、県内でも導入している自治体はごく僅かという現状の中で、急いで事を仕損じるのではないのでしょうか。事業の長所とともに短所もしっかりと見極めた上で、制度導入の可否を判断すべきではないでしょうか、まずは立ち止まって考える、周りをよく見る、それからでも遅くないはずです。まずは、立ち止まろうではありませんか。

以上申し上げ、重複頻回受信者等に対する対策費が盛り込まれた令和5年度国民健康保険特別会計予算案に反対します。

○議長（金井とも子君） ほかに反対討論ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（金井とも子君） 賛成多数。

議案第8号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第9号 令和5年度青木村介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第9号 令和5年度青木村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第10号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第10号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第11号 令和5年度青木村簡易水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第11号 令和5年度青木村簡易水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第12号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第12号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 発議第1号 青木村議会政務活動費の交付に関する条例についてを議題とし質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

発議第1号 青木村議会政務活動費の交付に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 発議第2号 青木村議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とし質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

発議第2号 青木村議会の個人情報の保護に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 発議第3号 青木村議会基本条例及び青木村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題とし質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

発議第3号 青木村議会基本条例及び青木村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題とし質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（金井とも子君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回青木村議会定例会を閉会します。

閉会 午前 9時58分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和五年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録

令和五年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録